

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

(令和6年度版)

令和6年9月

琵琶湖保全再生推進協議会事務局

目 次

1	琵琶湖のあらましと現状	
1-1	はじめに	1
1-2	琵琶湖の基本諸元	1
1-3	琵琶湖の周辺図・集水域	2
1-4	琵琶湖の水質の経年変化	3
2	琵琶湖の保全及び再生に関する主な施策	
2-1	調査研究等(法第9条関係)	9条 - 1
2-2	水質の汚濁の防止及び改善に関する事項(法第10条関係)	10条 - 1
2-3	水源の涵養に関する事項(法第11条関係)	11条 - 1
2-4	生態系の保全及び再生に関する事項	
2-4-1	湖辺の自然環境の保全及び再生(法第12条関係)	12条 - 1
2-4-2	外来動植物による被害防止(法第13条関係)	13条 - 1
2-4-3	カワウによる被害防止等(法第14条関係)	14条 - 1
2-4-4	水草の除去等(法第15条関係)	15条 - 1
2-5	農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	
2-5-1	水産資源の適切な保存及び管理等に関する事項(法第16条関係)	16条 - 1
2-5-2	環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項(法第17条関係)	17条 - 1
2-5-3	観光、交通その他の産業に関する事項	
	○ エコツーリズムの推進等(法第18条関係)	18条 - 1
	○ 湖上交通の活性化等(第19条関係)	19条 - 1
2-6	景観の整備及び保全に関する事項(法第20条関係)	20条 - 1
2-7	教育の充実等に関する事項(法第21条関係)	21条 - 1
2-8	多様な主体の協働(法第22条関係)	22条 - 1

1 琵琶湖のあらましと現状

1-1 はじめに

琵琶湖は、約400万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものです。

しかしながら、琵琶湖においては、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未だ達成しておらず、アオコも依然として発生していることや在来魚介類の減少に加え、水草の大量繁茂及び外来動植物の増加等の課題が生じている。更には、プラスチックごみ問題の顕在化に加え、平成30年度及び令和元年度には、気候変動の影響として懸念されている琵琶湖北湖の全層循環の未完了といった新たな課題も生じてきており、琵琶湖の総合的な保全及び再生の取組を実施する必要性が高まっています。

本資料は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律第23条に基づき、令和5年度に琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策をとりまとめるとともに、令和6年度に実施見込みの施策についてもとりまとめたものです。

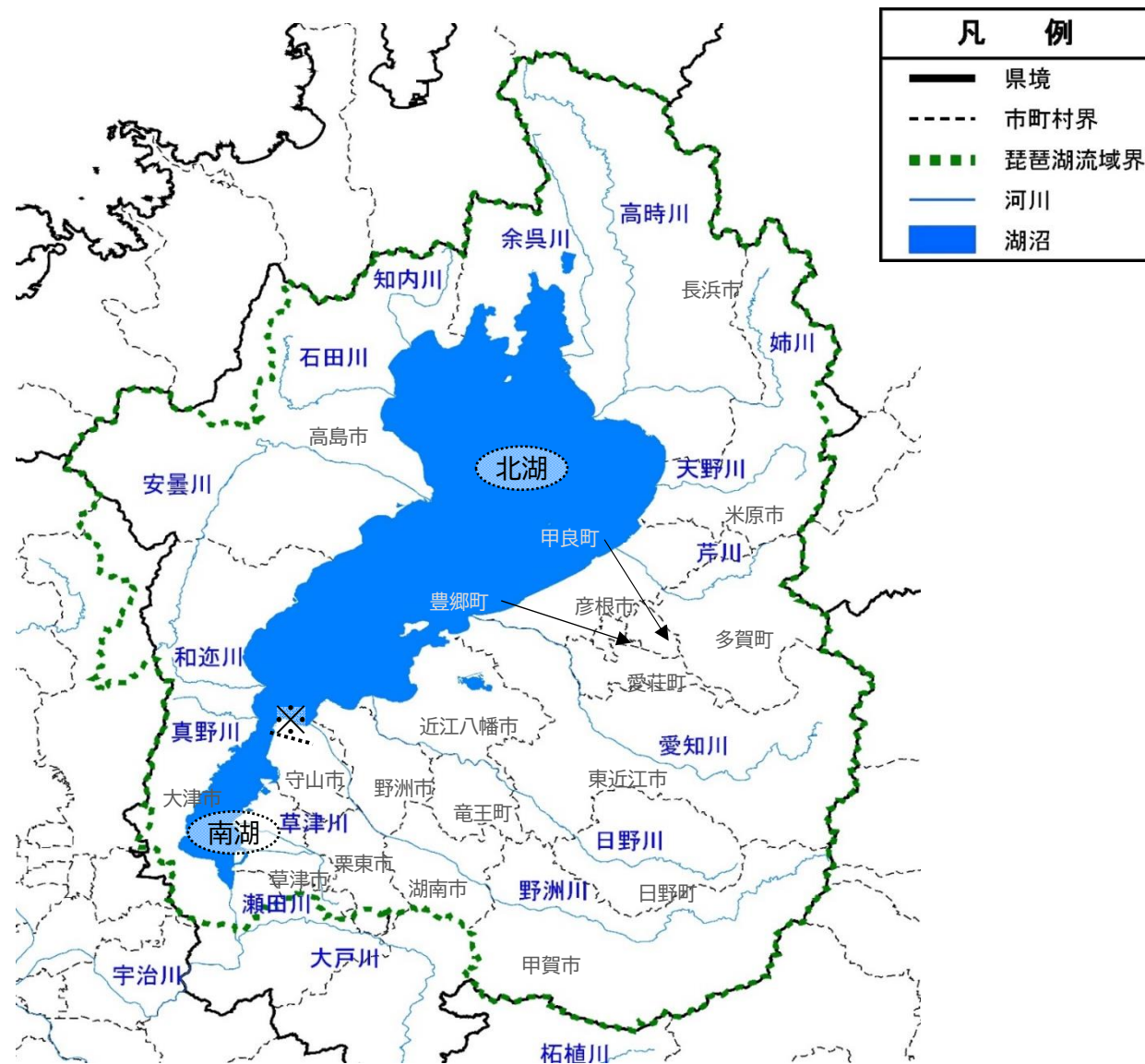
1-2 琵琶湖の基本諸元

項 目	規模等	備 考
面 積	670.25km ²	滋賀県の面積の約6分の1
周 囲	235.20km	
南北の延長	63.49km	長浜市西浅井町塩津浜(北端)～大津市玉野浦(南端)
最大幅	22.8km	長浜市下坂浜町～高島市新旭町饗庭
最小幅	1.35km	守山市水保町～大津市今堅田
最大水深	103.58m	安曇川河口沖
平均水深	41.20m	
貯水量	275億m ³	京阪神地区約1,480万人が利用
集水域面積	3,174km ²	
湖水面の標高	T.P+84.371m	T.P:東京湾平均海面
流入河川	117本	直接流入する一級河川の数

資料:「琵琶湖ハンドブック三訂版」(滋賀県)

1-3 琵琶湖の周辺図・集水域

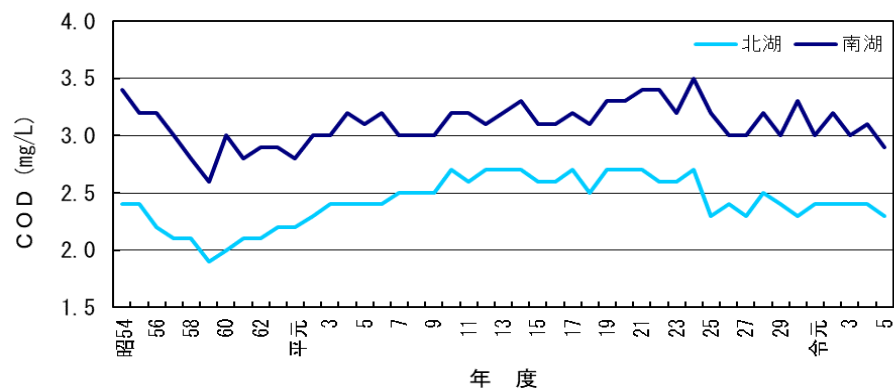
※琵琶湖大橋(琵琶湖の最小幅)より北側を北湖、南側を南湖という。



資料：「国土数値情報」（国土交通省）

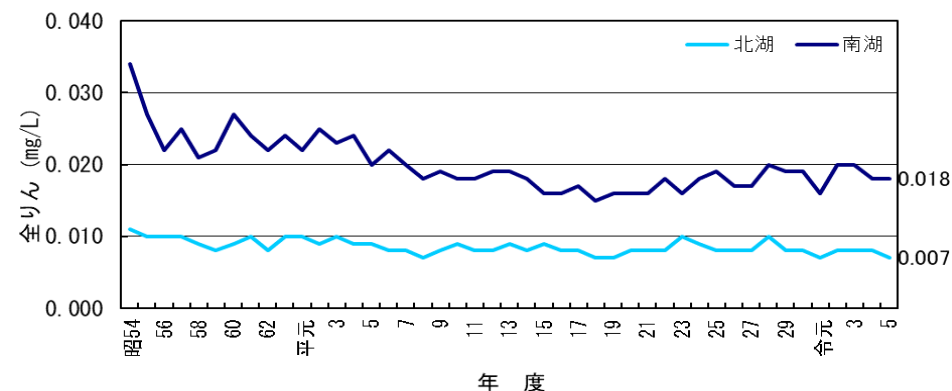
1-4 琵琶湖の水質(COD、全窒素、全りん)の経年変化

① 化学的酸素要求量(COD※)

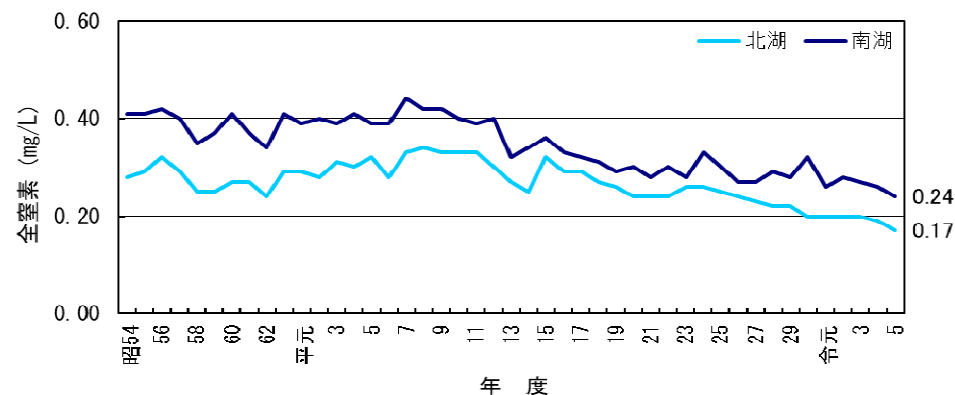


※COD: 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。
水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。

③ 全りん(T-P)



② 全窒素(T-N)



【参 考】

環境基準点における水質の状況について(令和4年度)

	環境基準値	北 湖 (環境基準点)	南 湖 (環境基準点)	備考
① COD (75%値)	1mg/L	2.6mg/L (4地点)	4.7mg/L (4地点)	CODは、各環境基準点の75%値のうち、最も高い地点の値で判定 (75%値: 年間の日間平均値の全データ(n 個)をその値の小さいものから順に並べ 0.75 × n 番目)
② 全窒素	0.20mg/L	0.19mg/L (3地点)	0.22mg/L (1地点)	全窒素及び全りんは、各環境基準点の年間平均値のうち、最も高い地点の値で判定
③ 全りん	0.01mg/L	0.008mg/L (3地点)	0.014mg/L (1地点)	

※環境基準: 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準であり、環境基本法に基づき定められている。

資 料 : 滋賀県

2 琵琶湖の保全及び再生に関する主な施策

※本章は、国及び関係地方公共団体から報告があった琵琶湖の保全及び再生に関する施策をまとめたものである。

なお、関係地方公共団体から報告があった施策で、交付金・補助金等の国費による支援・補助や委託が行われている事業は「補助主体等」欄に交付等を行っている省庁名を記載している。

2-1 調査研究等（法第9条関係）

琵琶湖の生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズム等には未解明な部分が多く、諸課題の抜本的な解決には至っていない現状にある。多岐にわたる分野において、継続的な知見の集積に努めるとともに、蓄積された研究成果を有効に活用してメカニズムの解明や課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を行っていくことが必要である。

また、調査研究を効果的かつ効率的に推進するため、国、関係地方公共団体及び各研究機関等の連携・情報共有等をより一層図っていくことが必要である。

法第9条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	国土交通省	感覚的な水質指標による河川水質調査	—	人と河川の豊かなふれあいの確保という視点から、住民との協働（ゴミの量、透視度、川底の感触、水のおい）で調査を実施する。 また、水温、簡易水質試験についても同時に実施する。	・瀬田川 1地点 ・野洲川 1地点	・瀬田川 1地点 ・野洲川 1地点	—
2	国土交通省	公共用水域のモニタリング	—	公共用水域水質測定計画に基づき、琵琶湖、瀬田川、野洲川において水質調査を行う。	・琵琶湖 22地点 ・瀬田川 1地点 ・野洲川 1地点	・琵琶湖 22地点 ・瀬田川 1地点 ・野洲川 1地点	—
3	国土交通省	河川水辺の国勢調査	—	河川環境の整備と保全を適切に推進するため、生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。	・底生動物（瀬田川、野洲川）	・陸上昆虫類等（瀬田川、野洲川）	—
4	環境省	環境研究総合推進費	—	持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進するため、公募により研究課題提案を募り、優秀な研究を競争的に選定して実施する。	・高度画像解析技術を用いたプランクトンモニタリング手法に基づく湖沼生態系監視技術の開発 ・底生動物の水質・底質の健全化に資する機能評価と彼らの減少がもたらす損害の推定	・底生動物の水質・底質の健全化に資する機能評価と彼らの減少がもたらす損害の推定 ・プランクトンAI画像判別計数システムによる湖沼・ダム湖生態系監視手法の確立と展開	—
5	環境省	重要生態系監視地域モニタリング推進事業	—	わが国の生態系の変化を把握するため、全国の陸域、陸水域及び海域を含む代表的生態系において、計約1000箇所の定点サイトを設け、長期にわたる継続的な生態系モニタリング調査を実施する。	・ガンカモ類調査 2サイト ・里地調査 3サイト ・陸生鳥類調査 2サイト	・ガンカモ類調査 2サイト ・里地調査 3サイト ・陸生鳥類調査 1サイト	—
6	環境省	湖沼水環境適正化対策検討事業	—	水質、水生生物、水生植物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境の適正化を目指し、湖沼環境の改善に向けた総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現に寄与する。	・湖沼の水質及び生態系に関する現状把握 ・モデル事業に関する効果の評価と課題の整理 ・湖沼の特性に応じた水草繁茂等に関する対策の検討 ・水質・底質の現状再現するための数値モデルの構築及び水草ポテンシャルマップの作製 ・水質保全対策の技術資料（素案）の作成	・湖沼の水質及び生態系に関する現状把握 ・モデル事業に関する効果の評価と課題の整理 ・湖沼の特性に応じた水草繁茂等に関する対策の検討 ・水質・底質の現状再現するための数値モデルの構築及び水草ポテンシャルマップの作製 ・水質保全対策の技術資料（案）の作成	—

法第9条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
7	滋賀県	緊急時における原因物質等調査手法の活用	—	水質汚濁関連の事故等への対応に役立てるため、他の自治体とも連携して機器分析手法を体系的に再構築し、網羅的機器分析と生物応答試験のスクリーニングを合わせることで、迅速な発生源の特定に寄与し、環境リスクの低減化につなげる。	・事故時等の原因物質等分析手法の再構築にかかる対象項目の選定 ・緊急時原因物質等調査手法への活用(機器分析…自動同定定量システム)の構築および有機フッ素系化合物の分析方法検討、生体影響評価…魚類(ヒメダカ)、甲殻類(オオビワミジンコ)を用いた国内在来種による急性毒性試験への移行)	・事故時等の原因物質等分析手法の再構築にかかる対象項目の分析方法検討 ・緊急時原因物質等調査手法への活用(機器分析…自動同定定量システム)による平常時データ取得およびLCMS新規対象物質の分析方法検討、生体影響評価)	—
8	滋賀県	琵琶湖・瀬田川プランクトン等モニタリングと植物プランクトン遷移の現状評価	—	琵琶湖流域における健全な水環境の保全・再生のために、水圏生態系の基礎をなすプランクトンの継続的なモニタリングを行い、琵琶湖の変化を迅速に捉えるとともに、瀬田川プランクトン速報等による情報発信を行う。また、これまでから蓄積したデータを活用し、琵琶湖における植物プランクトンの経年変化、水質、気象等との関係性の解析を行い、プランクトン相から見た琵琶湖の現状評価や今後の課題整理を行う。さらに、西の湖におけるアオコ形成プランクトン等のモニタリング調査を実施して、西の湖のアオコ発生抑制や水質改善の対策に寄与する。	・琵琶湖環境基準点調査時におけるモニタリング ・琵琶湖水深別調査時におけるモニタリング ・瀬田川プランクトン調査 ・琵琶湖における植物プランクトン遷移の現状評価のためのデータセットの作成、解析方法の検討および試行 ・西の湖アオコ原因プランクトン調査	・琵琶湖環境基準点調査時におけるモニタリング ・琵琶湖水深別調査時におけるモニタリング ・瀬田川プランクトン調査 ・琵琶湖における植物プランクトン遷移の現状評価(解析方法の修正、追加のデータセット作成、解析) ・西の湖アオコ原因プランクトン調査	—
9	滋賀県	調査・資料収集事業	—	琵琶湖の生成や琵琶湖と人々の関わりに関する研究に取り組むとともに、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に推進する。	・各種研究への取組(全38テーマ) ・水族、その他学術的価値の高い資料の収集、管理	・各種研究への取組(全39テーマ) ・水族、その他学術的価値の高い資料の収集、管理	—
10	滋賀県	特産マス類資源の保全と活用に関する調査・研究	水産庁	在来マス類資源の増殖技術及びビワマス養殖業へ普及できる養殖技術を開発する。	・特産マス類の放流方法及び保全に関する研究 ・特産マス類の優良種苗化研究 ・溪流マス類の資源回復技術に関する研究	・特産マス類の放流方法及び保全に関する研究 ・特産マス類の優良種苗化研究 ・溪流マス類の資源回復技術に関する研究	—
11	滋賀県	養殖場防疫・疾病対策事業	農林水産省	養殖場及び天然水域における冷水病等の疾病対策を総合的に取り組む。	・アユ冷水病等感染症まん延防止対策 ・保菌検査、衛生管理指導、医薬品残留検査	・アユ冷水病等感染症まん延防止対策 ・保菌検査、衛生管理指導、医薬品残留検査	—
12	滋賀県	ワクチン実用化研究	—	アユ冷水病のワクチンの実用化研究を行う。	アユ冷水病ワクチン開発・実用化研究	アユ冷水病ワクチン開発・実用化研究	—
13	滋賀県	魚類等増殖環境評価調査研究	農林水産省	水産資源増殖のための各種施策の検討のため、南湖で行われた底質改善事業効果調査や内湖的環境水面の利活用等に向けた調査研究を行う。	・西の湖等漁場環境動向モニタリング ・琵琶湖北湖等におけるアユ等着臭メカニズムの解明	・西の湖等漁場環境動向モニタリング ・北湖等におけるアユ等着臭メカニズムの解明	—

法第9条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
14	滋賀県	漁況予報調査研究	—	琵琶湖漁業における重要な魚種であるアユの産卵状況や仔稚魚生息状況、湖中魚群分布状況、漁獲状況調査及び漁獲魚体型測定などを行い、資源状況を把握する。	・産卵状況調査 ・アユ仔稚魚生息状況調査 ・湖中魚群分布調査 ・漁獲状況調査 ・漁獲魚体型測定調査	・産卵状況調査 ・アユ仔稚魚生息状況調査 ・湖中魚群分布調査 ・漁獲状況調査 ・漁獲魚体型測定調査	—
15	滋賀県	漁場環境調査研究	—	漁場環境の動向を定期的に把握するとともに、突発的なプランクトン異常発生や魚介類の異常斃死事故の調査、指導を行う。	・琵琶湖定点定期観測調査 ・西の湖水草繁茂調査 ・魚介類の異常斃死事故等調査	・琵琶湖定点定期観測調査 ・西の湖水草繁茂調査 ・魚介類の異常斃死事故等調査	—
16	滋賀県	アユ資源・漁獲情報発信高度化事業	水産庁	アユの初期資源の状況からアユの漁獲状況を予測する技術を開発し、増殖対策などの施策へつなげる。	・資源確保のための資源管理手法の検討 ・地域地点別漁況予測手法の開発 ・アユの発育段階ごとの餌状況の把握	・産卵親魚群の特定とその確保手法の検討 ・高精度な漁況予測手法の開発 ・アユの餌状況の把握	—
17	滋賀県	外来魚駆除対策研究	水産庁	増加した外来魚（オオクチバス、ブルーギル）及び増加が懸念される外来魚（チャネルキャットフィッシュ）の効率的な駆除技術の開発を行う。	1 外来魚の駆除量増大技術開発研究 (1) 外来魚生息状況の把握 (2) 駆除量増大技術の開発 (3) 捕獲状況の評価と蜻蛉集情報活用手法の検討 2 特定外来生物チャネルキャットフィッシュ拡大防止対策研究 (1) 琵琶湖での拡大防止対策研究 (2) 瀬田川下流における駆除対策研究	1 外来魚の駆除量増大技術開発研究 (1) 外来魚生息状況の把握 (2) 駆除量増大技術の開発 (3) 捕獲状況の評価と蜻蛉集情報活用手法の検討 2 特定外来生物チャネルキャットフィッシュ拡大防止対策研究 (1) 琵琶湖での拡大防止対策研究 (2) 瀬田川下流における駆除対策研究	—
18	滋賀県	林業試験研究	—	森林・林業の振興のために必要な試験研究課題を行う。	・少花粉スギ、ヒノキ採種園造成、採種 ・針葉樹特定母樹の造成準備 ・有用広葉樹遺伝子確保（種子）	・少花粉スギ、ヒノキ採種園造成、採種 ・特定母樹閉鎖型採種園の管理技術者育成 ・有用樹遺伝子確保（育成、採種）	—
19	滋賀県	水質汚濁対策事業	—	水質汚濁防止法の規定に基づき、公共用水域水質測定計画を策定し、公共用水域（琵琶湖・河川）の常時監視を行う。 また、委託で実施している、河川の水質調査について、分析精度の管理調査を行う。	・公共用水域水質測定計画を策定し、公共用水域（琵琶湖・河川）の常時監視を実施 ・河川の水質調査について、分析精度の管理調査を実施	・公共用水域水質測定計画を策定し、公共用水域（琵琶湖・河川）の常時監視を実施 ・河川の水質調査について、分析精度の管理調査を実施	—
20	滋賀県	湖沼水質保全計画（流出水対策等）推進事業	—	水質汚濁メカニズムを解明するために、赤野井湾流域をモデル地域として選定し、流域、湖辺、湖内の総合的な調査・解析を行う。 また、赤野井湾流域における流出水対策の評価を行うため、湾内の底質環境ならびにシジミ等底生生物の生息状況を調査する。	・赤野井湾における底質やシジミ等底生生物の調査を行い、流出水対策計画の評価を実施予定 ・赤野井湾流域流出水対策推進連絡会において、事業の進行管理を実施予定	・赤野井湾における底質やシジミ等底生生物の調査を行い、流出水対策計画の評価を実施 ・赤野井湾流域流出水対策推進連絡会において、事業の進行管理を実施予定	—

法第9条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
21	滋賀県	水質環境調査	—	プランクトン異常発生対策、西之湖・余呉湖水質環境調査、水浴場調査及び雨水負荷量調査を行う。	・赤潮発生状況調査(通報時対応) ・アオコ発生状況調査(週3回、7月～10月) ・水浴場水質調査(県内6地点、年2回) ・余呉湖水質調査(年4回、5地点) ・西の湖水質調査(年4回、6地点) ・雨水負荷量調査(月4回、1地点)	・赤潮発生状況調査(通報時対応) ・アオコ発生状況調査(週3回、7月～10月) ・水浴場水質調査(県内4地点、年2回) ・余呉湖水質調査(年4回、5地点) ・西の湖水質調査(年4回、6地点) ・雨水負荷量調査(月4回、1地点)	—
22	滋賀県	水質自動測定による常時監視	—	琵琶湖及び周辺河川に設置している水質自動測定局の局舎について、適切な維持管理を行う。	琵琶湖及び河川に設置している水質自動測定局の維持管理	琵琶湖及び河川に設置している水質自動測定局の維持管理	—
23	滋賀県	野生生物生息状況調査	—	県内に生息する野生動植物の生息調査をし、おおむね5年ごとに「滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県版レッドデータブック)」の見直しなどを行う。	「滋賀県で大切にすべき野生生物」に記載された野生生物のうち状況追跡が必要なものについて調査を実施	「滋賀県で大切にすべき野生生物」に記載された野生生物のうち状況追跡が必要なものについて調査を実施	—
24	滋賀県	国立環境研究所連携推進事業 【健全な水環境保全のための水質・湖底環境に関する研究】	内閣府	健全な琵琶湖の水環境の保全・管理・再生に向けて、琵琶湖での有機物収支の解析を行うとともに、水質や生態系に多大な影響を及ぼしていると考えられる底泥環境に関する研究を行う。	・溶存有機物の水環境評価指標としての有効性評価 ・琵琶湖北湖におけるリンの鉛直分布の把握と起源推定 ・南湖の藻類群集が水環境に与える影響調査 ・琵琶湖流域河川の溶存メタン濃度の流出特定 ・琵琶湖北湖の全層循環予測シミュレーション解析 ・琵琶湖の底泥酸素消費量の面的把握	・溶存有機物の水環境評価指標としての有効性評価 ・琵琶湖南湖のシアノバクテリアの動態 ・琵琶湖および琵琶湖流域におけるメタンに関する調査 ・琵琶湖北湖の全層循環シミュレーション解析 ・琵琶湖のSODの面的把握 ・湖水および底泥中のリンの動態および形態調査	—
25	滋賀県	国立環境研究所連携推進事業 【湖沼生態系の評価と管理・再生に関する研究】	内閣府	在来魚の生息や分布の変化を駆動する要因を明らかにするとともに、保全上重要な場所や対策優先度の高い場所を抽出し、在来魚回復のための具体的な対策の提案を行う。	・個体の捕獲と発信機の装着および放流による親魚の移動に関するデータ収集 ・魚卵の分布データについてデータベースを構築 ・多様な種・生活ステージにおける在来魚分布データの蓄積 ・漂流式ブイを活用した湖面環境の観測手法の検討 ・環境DNA解析による効率的な二枚貝の分布調査法の確立	・産着卵の分布調査の継続、データの解析と発表 ・個体識別標識を行った個体の放流、個体信号の受信データの蓄積および解析 ・魚卵や親魚の分布データのデータベース化、分布モデル等を用いた産卵・生息適地の推定 ・琵琶湖や流入河川における環境DNA解析等による魚類・二枚貝・藻類等の分布調査 ・琵琶湖や流入河川における水温や水質の環境調査、その解析やデータベース化などの情報整備	—
26	滋賀県	滋賀県試験研究機関研究発表会	—	滋賀県立の8つの試験研究機関の取組や研究成果を広く発信する。	県立の8つの試験研究機関の取組や研究成果を発表(オンライン)	未定	—

法第9条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
27	滋賀県	気候変動適応推進事業	—	気候変動が本県に与える影響の把握と、農林水産業、自然生態系、琵琶湖、県民生活など各分野の適応策の推進及び地域適応計画の策定に資する知見の収集を行う。	気候変動への適応に関する各種情報や関連動画による普及啓発	・気候変動への適応に関する各種情報や関連動画による普及啓発	—
28	滋賀県	水産資源の最大活用に向けたスマート水産業体制整備事業	—	資源管理の推進に向け、漁業者からの漁獲情報を電子データとして収集する仕組みづくりを行う。また、データ収集を電子化することで、資源評価等の分析及び活用を迅速かつペーパーレスで実施できる体制を整備する。	漁獲情報収集体制の整備及び報告用システムの運用	漁獲情報収集体制の整備及び報告用システムの運用	—
29	滋賀県	セタシジミ資源の持続的管理実証事業	—	セタシジミの効果的な資源管理のため、再生産の現状把握と資源管理目標の検証、種苗量産放流技術の確立と漁場への種苗放流、親貝の移植放流を行うとともに、検討会にて効果的な資源回復手法を検討する。	1. セタシジミ資源の持続的管理実証事業 (1)親貝保護区の設定と種苗放流 (2)資源回復対策検討会の開催 2. セタシジミ資源の持続的管理に関する総合的研究 ① 漁場における再生産の現状把握と資源管理目標の検証 ② 気候変動に対応できる種苗量産放流技術の確立 ③ 漁場の現状評価と肥満度モニタリング	1. セタシジミ資源の持続的管理実証事業 (1)親貝保護区の設定と種苗放流 (2)資源回復対策検討会の開催 2. セタシジミ資源の持続的管理に関する総合的研究 ① 漁場における再生産の現状把握と資源管理目標の検証 ② 気候変動に対応できる種苗量産放流技術の確立 ③ 漁場の現状評価と肥満度モニタリング	—
30	滋賀県	気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策に関する研究	内閣府	表層での有機物生産と底層への沈降、有機物の分解と酸素消費、底層の貧酸素化と底生生物の分布に着目し、気候変動が琵琶湖北湖の水質や生態系に及ぼす複合的な影響の評価とともに、気候変動適応策の方向性について提言する。	・気候変動が表層の生態系と底層の貧酸素化にもたらす影響の評価 ・気候変動の影響評価に向けた底生生物の分布の把握 ・全層循環未完了が水質に及ぼす影響のモデル解析と適応策の検討	・気候変動が表層の生態系と底層の貧酸素化にもたらす影響の評価 ・気候変動の影響評価に向けた底生生物の分布の把握 ・全層循環未完了が水質に及ぼす影響のモデル解析と適応策の検討	令和5年度新規施策
31	滋賀県	グリーンインフラの推進に向けた河川流域が有する多様な機能の把握とその保全再生に関する研究	内閣府	河川流域の生態系の保全および流域の減災を目的として、河川流域の生態系が有するグリーンインフラ機能を明らかにし、機能の発揮に向けた生態系の再生・回復方法等を提案する。	・河川流域のグリーンインフラ機能の評価に関する基礎調査 ・河川流域のグリーンインフラ機能に関する流域環境モニタリング技術開発の基礎調査 ・河川流域の小さな自然再生の継続方法の検討 ・河川流域のOECMの可能性についての基礎調査	・河畔林のグリーンインフラ機能の評価方法の検討 ・河畔林のグリーンインフラ機能に関する流域環境モニタリング技術開発の検討 ・河川流域の小さな自然再生の継続方法の検討 ・河畔林の民間によるOECM維持継続の要点についての社会調査	令和5年度新規施策
32	滋賀県	琵琶湖流域におけるプラスチックごみの収支・起源と科学的情報発信に関する研究	—	琵琶湖流域におけるプラスチックの動態を把握するため、その収支を明らかにするとともに、プラスチックの成分調査から主たる起源を明らかにする。また得られた科学的情報の発信にあたり必要な配慮事項を提示する。	・陸域・河川におけるプラスチック量の調査 3地点 ・湖内におけるプラスチック量の調査 4地点 ・プラスチックごみに対する意識を把握するワークショップ 5回	・陸域・河川におけるプラスチック量の調査 4～5地点 ・湖内におけるプラスチック量の調査 4地点 ・プラスチックごみに対する意識を把握するWebアンケート 1回	令和5年度新規施策

法第9条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
33	滋賀県	琵琶湖沿岸の自然再生と生態系の現状評価	内閣府	生態系管理を効果的・効率的に実施するための技術と仕組みを、水草の大量繁茂対策、侵略的外来水生植物の管理、二枚貝等の生息環境改善に適用し、実質的な生物多様性の再生に向けた課題整理と現状評価を行う。	・水草除去と生態系モニタリング ・オオバナミズキンバイが生育しにくい照度条件の把握 ・二枚貝の保全再生に向けた住民活動支援のあり方検討 ・滋賀県生きもののデータバンクを活用した生きものの生息状況長期変遷の把握	・水草除去と生態系モニタリング ・オオバナミズキンバイが生育しにくい照度条件の把握 ・二枚貝の保全再生に向けた住民活動支援のあり方検討 ・滋賀県生きもののデータバンクを活用した生きものの生息状況長期変遷の把握	令和5年度新規施策
34	滋賀県	「滋賀の水産業強靱化プラン」推進研究	水産庁	琵琶湖の生態系や水産資源の維持・回復を目的とし、対象魚種の資源や漁獲状況を調査し、資源の評価を行う。	セタシジミ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、アユの資源の調査、評価	セタシジミ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、アユの資源の調査、評価	令和5年度新規施策
35	滋賀県	淡水真珠母貝の効率生産実証研究	—	漁場の特性に合わせた淡水真珠母貝の効率的な生産技術の開発	—	・真珠母貝の効率的生産研究 ・固有種イケチョウ貝による真珠養殖研究 ・好適な環境条件の抽出	令和6年度新規施策
36	環境省	琵琶湖保全再生等推進費	—	琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生に寄与するため、現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。また、その成果を全国湖沼の保全及び再生の施策に活用する。	・水質と生態系保全及び西の湖の水環境の変化要因に関する情報収集 ・底層水の貧酸素化やアオコ等植物プランクトンの増殖に対する適応策の検討 ・西の湖モデル事業に関する調査結果の整理・解析 ・数値モデルを用いた評価指標等の検討手法の検討	・水質と生態系保全及び西の湖の水環境の変化要因に関する情報収集 ・底層水の貧酸素化やアオコ等植物プランクトンの増殖に対する適応策の検討 ・西の湖モデル事業に関する調査結果の整理・解析 ・数値モデルを用いた評価指標等の検討手法の検討	法第12.22条関連の内容も含む
37	滋賀県	国立環境研究所連携推進事業 【研究成果の活用・実用化】	内閣府	研究成果等を水環境ビジネスや琵琶湖漁業の活性化、琵琶湖の保全・再生につなげる産学官金連携による取組を推進し、共同研究で活用された技術や研究成果、最新の技術知見等の情報共有を進めるとともに、技術開発に向けた取組を推進する。また、研究成果等の情報を共有するデータベースを設置、運営する。	・研究・技術分科会の開催(2回) ・プロジェクトチーム等による技術開発の実施・支援 ・コーディネーターによるマッチング活動 ・水環境技術のブランド化の推進	・研究・技術分科会の開催(2回) ・プロジェクトチーム等による技術開発の実施・支援 ・コーディネーターによるマッチング活動 ・水環境技術のブランド化の推進	法第17条関連の内容も含む
38	滋賀県	展示事業	内閣府	研究・調査の成果や地域に根ざした身近な話題を材料とし、人と自然の関わり等について琵琶湖博物館で展示を行う。	企画展示「おこめ展—おこめがつなぐ私たちの暮らしと自然—」及び水族展示等の常設展示開催	企画展示「湖底探検Ⅱ—水中の草原を追う—」及び水族展示等の常設展示開催	法第21条関連の内容も含む
39	東近江市	生物多様性調査業務	—	市内の地点(ハビタット)において、市民が専門家と共に調査及び専門家の独自調査を実施する。	参加人数 17名	参加人数 30名	法第21条関連の内容も含む

2-2 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項(法第10条関係)

琵琶湖の水質の汚濁の防止のために水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)等に基づく工場及び事業場の排水対策、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の計画的な整備による生活排水対策、農業用排水施設の計画的な整備等による農地及び市街地等からの流出水対策、琵琶湖への流入河川及び琵琶湖内における水質保全対策等を図るよう努めるものとする。

また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする。

法第10条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	滋賀県	流域下水道事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、市町の公共下水道の整備とあわせて流域下水道の整備を行う。	・汚水幹線 4処理区 ・浄化センター 4箇所	・汚水幹線 4処理区 ・浄化センター 4箇所	—
2	滋賀県	流域下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、琵琶湖流域下水道処理場及び管渠等の維持管理を行う。	処理場(4箇所)、管路、ポンプ場の維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	処理場(4箇所)、管路、ポンプ場の維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—
7	滋賀県	県営みずずまし事業	農林水産省	琵琶湖の水質保全対策として、農業排水の循環かんがいシステム、農業排水浄化施設を整備し、農業排水路から公共水域へと流出する汚濁負荷量の削減を行う。	・水質浄化施設整備 1式 ・水質浄化施設改修 1式	・水質浄化施設整備 1式 ・水質浄化施設改修 1式	—
8	滋賀県	農業集落排水事業	農林水産省	農業集落排水施設の更新・改築を行う。	・機能強化工事 5処理区 ・機能診断調査 1処理区 ・計画策定業務 2地区	・機能強化工事 5処理区 ・機能診断調査 1処理区 ・計画策定業務 2地区 ・費用対効果対策 1地区	—
9	滋賀県	農業集落排水高度処理維持管理事業 (自治振興交付金)	—	供用開始後の農業集落排水処理施設(汚泥処理施設を除く)の運転管理のうち、高度処理にかかる経費を支援する。	申請があった場合に補助を行う	—	—
10	滋賀県	水田反復利用施設事業	—	農業排水の反復利用や農業用水の節水などを目的として、排水路反復利用施設や自動給水栓の整備などの施設整備を行う。	申請があった場合に補助を行う	—	—
11	滋賀県	ダム管理事業 (ダム湖水質保全)	—	ダム湖の水質保全及び水質の把握を行う。	・曝気設備の運用管理 ・水質検査	・曝気設備の運用管理 ・水質検査	—
12	滋賀県	浄化槽設置整備事業	環境省	琵琶湖の水質保全、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の整備を行う。	・設置基数 80基 ・既存浄化槽の改築 91基 ・浄化槽台帳整備 1市	設置基数 139基 既存浄化槽の改築 100基	—
13	滋賀県	ごみ処理施設整備事業	環境省	廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため、ごみ処理施設の整備を行う。	・マテリアルリサイクル施設 1一部事務組合 ・高効率ごみ発電施設 1市 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 1市、1一部事務組合 ・基幹的設備改良事業 1一部事務組合 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 1一部事務組合 ・計画支援事業 1市	・マテリアルリサイクル施設:1一部事務組合 ・高効率ごみ発電施設:1市 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設:1一部事務組合 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設:1一部事務組合 ・計画支援事業:1市、1一部事務組合	—

法第10条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
14	滋賀県	農業排水循環利用促進事業	—	循環かんがい施設や反復利用施設を活用し、農業排水の再利用に取り組む事業主体に対し、掛かり増し経費を支援する。	既存施設を活用した農業排水を再利用する取り組み 5地区	既存施設を活用した農業排水を再利用する取り組み 5地区	—
15	大津市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 0.1ha	管路整備 5.9ha	—
16	大津市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	処理場(1箇所)、管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	処理場(1箇所)、管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—
17	大津市	自家用污水ポンプ施設設置等補助金	—	低地等の立地条件により、汚水を公共下水道へ自然流下によって直接排除することが困難な家庭の方が、水洗化のため宅地内に自家用污水ポンプ施設を設置する場合に補助金を交付する。	自家用污水ポンプ施設設置補助金 ・新設 5件 ・更新 7件	自家用污水ポンプ施設設置補助金 ・新設 4件 ・更新 11件	—
18	大津市	浄化槽設置整備事業	環境省	公共用水域の水質保全と生活環境向上のため、浄化槽の設置補助、維持管理の啓発を実施する。	・浄化槽設置 14基(5人槽 8基・7人槽 6基)	・浄化槽設置 11基(5人槽 7基・7人槽 4基) ・浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去(単独処理浄化槽1基・くみ取り便槽 5基) ・浄化槽設置に伴う宅内配管工事 6基	—
19	大津市	環境検査事業	—	大津市内の河川、地下水及び工場等排水の水質検査。また、検査の精度管理を行う。	水質検査 延べ428検体(事業場排水48検体、河川水質検査 316検体、地下水検査 8検体、その他水質検体56検体)、4,176項目	水質検査 440検体、4,300項目	—
20	大津市	事業場立入・排水調査事業	—	水質汚濁防止法等に基づき、事業場への立入検査、排水検査を実施する。	延べ34事業場	延べ33事業場	—
21	大津市	河川水質調査事業	—	滋賀県の河川調査計画及び市独自の調査を実施する。	24河川27地点 月1回	24河川29地点 月1回	—
22	彦根市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 46.3ha	管路整備 42.0ha	—
23	彦根市	公共下水道管理事業	—	公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の調製等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の調製等	—
24	彦根市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	浸水対策 0.06ha	雨水対策事業	令和5年度新規施策
25	彦根市	農業集落排水事業	農林水産省	農業集落の環境整備ならびに琵琶湖を含む公共水域の水質保全を図る。	農業集落排水処理施設の維持管理(7地区)	農業集落排水処理施設の維持管理(7地区)	—

法第10条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
26	彦根市	浄化槽対策事業	環境省	水環境の保全・公衆衛生の向上を目的とし、個別合併処理浄化槽の設置を行う。	・彦根市浄化槽設置整備事業として、1基を設置補助 ・浄化槽管理者への指導、普及啓発等	彦根市浄化槽設置整備事業として、21基の設置に係る補助を行う見込み。また、年間を通じ、適正に維持管理がなされていない浄化槽管理者への指導を実施するとともに、市内清掃業者が加盟している彦根市浄化槽業者協議会に補助を行い、普及啓発を行う予定。さらに、滋賀県から権限委譲時に引き継いだ浄化槽台帳の不備について、実態に合わせより精度を高めるため、台帳整備を継続する。	—
27	彦根市	生活排水対策事業	—	市民団体による身近な河川や水路の水質調査を定期的かつ継続的に実施し、水質汚濁の現状や変化を把握するとともに、イベント等での生活排水対策の啓発等を通じて、市民の生活排水改善に向けての意識の高揚を図る。	・3ヶ月に1回の割合で市内を流れる河川・水路の水質調査を実施(測定項目:pH、NH4+、PO4-、COD、水温) ・市民環境スクールを実施。 ・出前講座、パネル掲示、ホテル調査、サロン会	・3ヶ月に1回の割合で市内を流れる河川・水路の水質調査を実施(測定項目:pH、NH4+、PO4-、COD、水温) ・市民環境スクールを実施。 ・出前講座、パネル掲示、ホテル調査、サロン会	—
28	彦根市	農業排水対策啓発事業	—	琵琶湖富栄養化防止運動に呼応し、農業排水対策の正しい理解を深め、その実践を推進する。	・市内集落(農業組合)にチラシとのぼり旗を配布 ・啓発パトロールの実施 ・市内3河川3箇所の調査を実施(各地点で14日間)	・市内集落(農業組合)にチラシとのぼり旗を配布 ・啓発パトロールの実施 ・市内3河川3箇所の調査を実施(各地点で14日間)	—
29	彦根市	内湖等周辺環境保全事業	—	ヨシ刈りや草刈り等の維持管理を行ない、水質保全並びに農村地域の環境保全を実施する。(野田沼地区、神上沼地区、曾根沼地区)	ヨシ刈りや草刈り等の管理委託	ヨシ刈りや草刈り等の管理委託	—
30	彦根市	河川維持事業	—	流入河川・底質改善対策のため、調整池等清掃(浚渫・除草等、水質改善対策)を実施する。	調整池清掃委託業務 1箇所	実施予定なし	—
31	彦根市	河川維持事業	—	流入河川・底質改善対策のため、河川清掃(普通河川・水路の浚渫・除草等、水質改善対策)を実施する。	河川清掃委託業務 21箇所	河川清掃委託業務 20箇所	—
32	彦根市	河川維持事業	—	流入河川・底質改善対策のため、暗渠清掃(浚渫等、水質改善対策)を行う。	暗渠清掃委託業務 1箇所	暗渠清掃委託業務 4箇所	—
33	彦根市	彦根みちかわ快適空間保全事業	—	流入河川・底質改善対策のため、みちかわ快適空間保全(浚渫・除草等、水質改善対策)を行う。	浚渫・除草等、水質改善対策	浚渫・除草等、水質改善対策	—
34	彦根市	河川新設改良事業	—	流入河川・底質改善対策のため、河川新設改良(普通河川・水路の整備・改修)を実施する。	河川改良工事	河川改修工事(舗装復旧)	—

法第10条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
35	彦根市	河川水質検査業務	—	主要河川の水質の状況を把握し、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全する目的として、市内の12河川と沼・堀について水質検査を実施し、身近な水環境を保全する。	12 河川18地点において、pH、DO、BOD、COD、T-N、T-P、SS、電気伝導度、大腸菌の検査の他、うち7河川 10 地点において、重金属8項目の検査を実施	市内12河川18地点の水質調査	—
36	彦根市	土壌・底質分析調査	—	主要河川の水質の状況を把握し、土壌及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全する目的として、市内の土壌の汚染状況について、調査を実施する。	・カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、銅の土壌調査 年1回、市内5地点 ・過去に最終処分地として利用していた土地の下流域や経過観察を行って いる地点における底質の調査 5地点	カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、銅の土壌調査を実施 年1回、市内5地点 過去に最終処分地として利用していた土地の下流域や経過観察を行って いる地点において底質の調査を実施 5地点	—
37	彦根市	水質検査業務	—	工場・事業場が原因で公共用水域の汚濁等があった場合に、公共用水域への環境影響について確認を行うため、水質検査による監視を実施する。	事業所等からの漏洩等の環境事故が発生した際に、その汚染状況の調査	事業所等からの漏洩等の環境事故が発生した際に、その汚染状況の調査	—
38	長浜市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 136.86ha	管路整備182.40ha	—
39	長浜市	公共下水道管理事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—
40	長浜市	農業集落排水事業	農林水産省	汚水処理施設の整備と、整備済施設の維持管理を実施する。	農集排施設維持管理	農集排施設維持管理	—
41	長浜市	合併処理浄化槽設置事業	環境省	公共水域の水質汚濁の防止等を図るため、合併浄化槽の設置に対し支援を行う。	1基(5人槽)	5基(5人槽)	—
42	長浜市	農業排水パトロール委託	—	農作業による濁水流出防止のためにパトロールを実施する。	10日間×4地域＝延40日間	10日間×4地域＝延40日間	—
43	長浜市	自治会河川・側溝等清掃支援事業	—	自治会等が実施する河川清掃をはじめとする環境美化活動に対し、ダンプ配車やヘドロ等処分の支援を行う。	自治会等が実施する河川清掃をはじめとする環境美化活動に対し、ダンプ配車やヘドロ等処分の支援を行う。	自治会等が実施する河川清掃をはじめとする環境美化活動に対し、ダンプ配車やヘドロ等処分の支援を行う。	—
44	長浜市	環境公害監視調査事業(水質)	—	公害の未然防止を図るため、定期的な河川水・地下水調査、大気測定などを行う。	定期的な河川水・地下水調査など	定期的な河川水・地下水調査など	—
45	近江八幡市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路施設の改築更新	管路施設の改築更新	—
46	近江八幡市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	処理場、管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備	—
47	近江八幡市	農業集落排水事業	農林水産省	農業集落排水施設の安定した施設能力確保のため、農業排水施設の機能診断調査、更新、改築を行う。	実績なし?	—	—

法第10条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
48	近江八幡市	生活排水浄化対策事業	—	面的整備事業を実施した管理組合に対し、保守点検や清掃等に係る費用の負担軽減として設置整備補助金を交付する。	1157基 補助	申請があった場合に補助を行う	—
49	近江八幡市	浄化槽設置整備事業	環境省	下水道の整備が当分の間見込まれない地域の浄化槽設置者に対し、浄化槽の設置に係る費用の負担軽減として、設置整備補助金を交付する。	設置分(26基)、改築分(87基)の補助金交付	申請があった場合に補助を行う	—
50	草津市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管更生工事 管口耐震工事	管更生工事 管口耐震工事	—
51	草津市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、 管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、 管路清掃、下水道台帳の整備等	—
52	草津市	定期河川水質分析業務	—	草津市の良好な環境保全条例により環境管理基準を設定している伊佐々川、狼川を含む市内主要7河川の水質状況を定期的に調査し、市民の身近に流れる河川の水質を保全する。	伯母川、郡上・山寺川、伊佐々川、狼川、草津川	伯母川、郡上・山寺川、伊佐々川、狼川、草津川	—
53	草津市	工場排水分析業務	—	特定工場等を設置している事業者を対象として、公害の原因となる物質等の排出基準が遵守されているか調査・監視する。	調査実施事業所 8事業所	調査実施事業所 5事業所	—
54	守山市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路施設の改築更新等 内水浸水リスクマネジメント整備	管路施設の改築更新等	—
55	守山市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、 管路清掃、下水道台帳の整備等	管路調査L=4,063m、マンホール蓋点検647箇所、重要管路マンホール目視点検244箇所、一般管路管口カメラ点検16,267m	—
56	守山市	合併処理浄化槽設置事業	環境省	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する。	2件	5人槽3件	—
57	守山市	農村地域水質保全対策事業 (木浜地区)施設管理業務	—	琵琶湖に流入する農業濁水等を軽減し、琵琶湖水質の保全、向上を図るため、循環かんがい施設(ポンプ場)の管理委託を行う。	循環かんがい施設を管理委託(4月下旬から9月末までの農繁期)	循環かんがい施設を管理委託(4月下旬から9月末までの農繁期)	—
58	守山市	矢島・赤野井浄化型排水路等除草業務	—	琵琶湖に流入する農業濁水等を軽減し、琵琶湖水質の保全、向上を図るため、浄化型排水路の適正な維持管理のための除草作業を行う。	浄化型排水路(全長12,922m)及び浄化池休憩施設(48㎡)の除草作業(年2回)	浄化型排水路(全長1,280m)(年2回)	—

法第10条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
59	守山市	矢島・赤野井浄化型排水路 浚渫工事	—	琵琶湖に流入する農業濁水等を軽減し、 琵琶湖水質の保全、向上を図るため、浄化 型排水路の機能回復のための浚渫工事を 実施する。(原則3年に1度)	実績なし	実施予定なし	—
60	守山市	木浜内湖水質改善事業 (水草除去緊急対策事業:自 治振興交付金)	—	漁船航行及び水草刈取りを行うことによ て、木浜内湖の水質改善を図る。	実績なし	実施予定なし	—
61	守山市	木浜浄化池等浚渫工事	—	琵琶湖に流入する農業濁水等を軽減し、 琵琶湖水質の保全、向上を図るため、木浜 南部浄化池等の機能回復のための浚渫工 事を実施する。(原則3年に1度)	実績なし	実施予定なし	—
62	守山市	河川等水質調査業務	—	市内河川及び琵琶湖について水質調査 を実施する。	・河川 17地点 ・琵琶湖 5地点 ・大川 3地点	・河川 17地点 ・琵琶湖 5地点 ・大川 3地点	—
63	守山市	大川水質調査業務	—	琵琶湖に繋がっている市内準用河川大川 の水質調査を実施する。	令和5年度より河川等水質調査業務 に併合	実施予定なし	—
64	守山市	工場排水調査業務	—	工場・事業所排水について市公害防止協 定並びに条例等に定める規制基準の遵守 状況を把握し、適正な排水処理のため、市 内事業所の排水について水質調査を実施 する。	5事業所で実施予定	5人槽3件事業所で実施予定	—
65	栗東市	公共下水道整備事業	国土交 通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活 環境の改善を図るため、下水道整備計画 に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 17.9 ha	管路整備 2.0 ha	—
66	栗東市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活 環境の改善を図るため、公共下水道の維 持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、 管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、 管路清掃、下水道台帳の整備等	—
67	栗東市	農業集落排水高度処理維持 管理事業(自治振興交付金)	農林水 産省	共用開始後の農業集落排水処理施設の 高度処理を図る。	農業集落排水事業推進経費、農業集 落排水施設管理経費	農業集落排水事業推進経費、農業集 落排水施設管理経費	—
68	栗東市	水質等分析調査事業	—	事業所から排出される公共水域への排水 を調査することにより、排水が適切な基準 を満たすものかを確認し、公害を未然に防 止すること及び栗東市内の主要河川に生 息する「29 種の指標生物」を調査し、河川 の状況を把握する。	・事業所排水調査 7ヶ所 ・水質汚濁事故調査 (随時) ・水生生物調査 5河川	事業所排水調査 7ヶ所 水質汚濁事故調査 (随時)	—
69	栗東市	水質等分析調査事業	—	公共用水域の河川における環境基準の 適合状況を把握する。	19ヶ所	19ヶ所	—
70	甲賀市	公共下水道整備事業	国土交 通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活 環境の改善を図るため、下水道整備計画 に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 0.0ha (集排接続設計・工事、改築工事であ り整備面積としては0.0ha)	管路整備 0.0ha (集排接続設計工事、改築工事、計画 変更等であり整備面積としては0.0ha)	—
71	甲賀市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活 環境の改善を図るため、公共下水道の維 持管理事業を行う。	処理場、管路、マンホールポンプの維 持管理、管路清掃、下水道台帳の整 備等	処理場、管路、マンホールポンプの維 持管理、管路清掃、下水道台帳の整 備等	—

法第10条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
72	甲賀市	農業集落排水高度処理維持管理事業(自治振興交付金)	—	農業集落排水処理施設の維持管理を行う。	農業集落排水処理場一式	農業集落排水処理場一式	—
73	甲賀市	浄化槽設置整備事業補助	—	下水道など生活排水処理施設の整備が実績まらない地域において、合併浄化槽の設置を推進するため補助金を交付する。	浄化槽設置基数 2基	浄化槽設置予定基数 3基	—
74	甲賀市	浄化槽設備修繕費補助	—	市内の合併浄化槽区域または下水道等未供用区域にある合併浄化槽の修繕にかかる経費を補助する。	修繕基数 35基	修繕予定基数 46基	—
75	甲賀市	公共水域水質等調査業務	—	水質汚濁の防止対策等のため、甲賀市内における河川等の公共水域の水質等を測定し監視を行う。	公共水域等水質調査	実施予定なし	—
76	野洲市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 0ha	実施予定なし	—
77	野洲市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—
78	野洲市	環境保全対策事業	—	市内の環境状況を把握し環境行政の資料とするため、環境測定事業を実施する。	・河川水質調査 市内主要河川 5箇所(年4回実施) ・大気環境調査 市内4地点(年1回実施(内1地点年2回実施))	・河川水質調査 市内主要河川 5箇所(年4回実施) ・大気環境調査 夏期:2地点(年1回) 冬期:1地点(年1回)	—
79	湖南市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 18.85ha	管路整備 5.0ha	—
80	湖南市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備 一式	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備 一式	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等
81	湖南市	水質汚濁対策事業	—	河川の水質及び工場等の排水監視のための調査(水質検査)を実施する。	13河川(16地点)及び事業所等(60事業所等、64検体)の水質調査を実施	13河川(16地点)及び事業所等(60事業所等、64検体)の水質調査を実施	—
82	高島市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 14.0ha	管路整備 3ha	—
83	高島市	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	処理場、管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	処理場、管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—
84	高島市	農業集落排水施設管理事業	—	整備された施設の維持管理を行う。	・処理場保守点検 ・処理場維持管理等	・処理場保守点検 ・処理場維持管理等	—
85	高島市	林業集落排水施設管理事業	—	整備された施設の維持管理を行う。	・処理場保守点検 ・処理場維持管理等	・処理場保守点検 ・処理場維持管理等	—

法第10条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
86	高島市	合併処理浄化槽設置整備事業	環境省	公共下水道及び農業集落排水施設の整備が実績されない地域の浄化槽設置者に対して設置補助金を交付し、水質汚濁の防止を図る。	・合併処理浄化槽設置補助金 16基 ・合併処理浄化槽維持管理補助金 518基	・合併処理浄化槽設置補助金 12基 ・合併処理浄化槽維持管理補助金 530基	－
87	高島市	河川等水質検査事業	－	主要河川等の水質検査を行い、水質汚濁の状況を把握し、汚濁状況により自然環境の保護と地域住民の生活環境の保全を図る。	26河川26地点、2地下水2地点	26河川26地点、2地下水2地点	－
88	東近江市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	管路整備 20.4ha	管路整備 0.0ha	－
89	東近江市	公共下水道管理事業	－	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	－
90	東近江市	合併処理浄化槽設置整備事業費補助事業	環境省	下水道整備区域外に設置される浄化槽設置の費用に対して補助を行う。	設置基数 0基	設置基数 10基	－
91	東近江市	農業集落排水事業	－	農業集落排水施設の維持管理を行う。	・処理施設数 38箇所 ・中継ポンプ 81箇所	・処理施設数 37箇所 ・中継ポンプ 81箇所	－
92	東近江市	農業集落排水高度処理維持管理事業(自治振興交付金)	－	農業集落排水施設の維持管理(高度処理)を行う。	水質検査数 月1回 (全処理施設対象)	水質検査数 月1回 (全処理施設対象)	－
93	東近江市	環境調査業務	－	公害発生源となりうる市内の事業所への立入調査や公共域へ排出される排水の水質調査を行う。	立入数 14事業所	立入数 9事業所	－
94	米原市	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	未普及対策、総合地震対策、浸水対策	未普及対策、総合地震対策、浸水対策	－
95	米原市	公共下水道管理事業	－	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃等	－
96	米原市	農業集落排水事業	－	農業集落排水処理施設の維持管理等を行う。	整備・維持管理業務	整備・維持管理業務	－
97	米原市	合併処理浄化槽設置推進事業	環境省	公共下水道処理区域外、農業集落排水処理区域外で新規設置される合併処理浄化槽に対し、補助金を交付する。	合併処理浄化槽 3基	合併処理浄化槽 3基	－
98	米原市	農業濁水パトロール	－	代掻き、田植え時期に濁水流出防止の啓発パトロール及び定点透視度調査を実施する。	・啓発パトロール 12日 ・定点透視度調査 4河川5地点	啓発パトロール 12日 定点透視度調査 4河川5地点	－
99	米原市	公害防止対策事業	－	水質・土壌分析調査の中で河川、湧水、地下水の水質検査を実施する。	地下水 24か所、河川水 14か所、湧水 2か所、土壌 6か所	地下水 24か所、河川水 14か所、湧水 2か所、土壌 6か所	－

法第10条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
100	日野町	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	・管渠整備(汚水渠 700m、雨水渠 928m) ・舗装復旧(汚水渠2,895㎡、雨水渠 3,052㎡)	・管渠整備(汚水渠 229m、雨水渠 188m) ・舗装復旧(汚水渠797㎡、雨水渠434㎡)	—
101	日野町	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃・点検	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃・点検	—
102	日野町	農業集落排水事業	農林水産省	農業集落排水施設の更新・改築を行う。	・施設機器改修 ・遠隔監視装置整備	・施設機器改修 ・マンホール改修 2処理区	—
103	日野町	浄化槽設置整備事業	環境省	浄化槽設置に伴う補助を行う。	実績なし	4基(5人槽 1基・7人槽 1基)	—
104	日野町	浄化槽維持管理事業	—	浄化槽維持管理に伴う補助を行う。	4組合 52基	4組合 52基	—
105	竜王町	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	内水浸水リスクマネジメント推進事業、ストックマネジメント計画に基づく更新事業	殿村および山中地区農業集落排水の接続事業	—
106	竜王町	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—
107	竜王町	浄化槽設置事業	環境省	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置に係る補助金を交付する。	浄化槽整備 4基(内5人槽 4基、7人槽 0基)	浄化槽整備 4基(内5人槽 2基、7人槽 2基)	—
108	竜王町	河川および工場排水等調査事業	—	汚染監視等環境保全の推進するため、河川水・工場排水・河川底質・大気の測定分析を行う。	9河川で水質調査を4回、底質調査を1回実施する。 1ゴルフ場について3箇所水質検査を2回実施する。 12事業所で工場排水水質検査を2回実施する。 8箇所で大気環境調査を1回実施する。	9河川で水質調査を4回、底質調査を1回実施する。 1ゴルフ場について3箇所水質検査を2回実施する。 12事業所で工場排水水質検査を2回実施する。 8箇所で大気環境調査を1回実施する。	—
109	竜王町	ダイオキシン類等分析	—	汚染監視等環境保全の推進するため、ダイオキシン類等の測定分析を行う。	20箇所で土壌調査を1回実施する。 1事業所で廃棄物中ダイオキシン類調査を7回実施する。 9箇所で大気環境調査を4回実施する。 2箇所で大気中ダイオキシン類調査を1回実施する。 3事業所で特定悪臭物質調査を2回実施する。	20箇所で土壌調査を1回実施する。 1事業所で廃棄物中ダイオキシン類調査を7回実施する。 9箇所で大気環境調査を4回実施する。 2箇所で大気中ダイオキシン類調査を1回実施する。 3事業所で特定悪臭物質調査を2回実施する。	—
110	愛荘町	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	マンホールポンプ制御盤 1カ所の更新	マンホールポンプ制御盤 1カ所の更新	—

法第10条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
111	愛荘町	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	—	—
112	豊郷町	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	雨水対策事業	雨水対策事業	—
113	豊郷町	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	マンホールポンプの維持管理、管路清掃、不明水調査、マンホールポンプ用発電機の維持管理、下水道水質検査、下水道台帳の更新	マンホールポンプの維持管理、管路清掃、不明水調査、マンホールポンプ用発電機の維持管理、下水道水質検査、下水道台帳の更新、計画変更	—
114	豊郷町	浄化槽管理事業	—	浄化場内の浄化槽の管理業務を行う。	豊郷町北部浄水場内の浄化槽管理業務	豊郷町北部浄水場内の浄化槽管理業務	—
115	豊郷町	河川水質調査事業	—	町内河川の水質監視のための水質検査を行う。	河川の水質監視のための水質検査	河川の水質監視のための水質検査	—
116	豊郷町	排水水質分析事業	—	町内事業所の排水について水質調査を行う。	事業所排水のための水質検査	事業所排水のための水質検査	—
117	甲良町	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	設計	管渠の耐震診断	—
118	甲良町	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃、下水道台帳の整備等	管路、マンホールポンプの維持管理、管路清掃等	—
119	甲良町	河川環境水質測定分析調査等業務	—	甲良町生活排水処理実施計画にある町内にある一級河川の水質調査をする。	7地点	7地点	—
120	多賀町	公共下水道整備事業	国土交通省	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備計画に基づき、下水道整備事業を行う。	・管渠整備(多賀地区、中川原工業団地) 91.7m	・管渠整備(多賀地区) 40.5m	—
121	多賀町	公共下水道管理事業	—	琵琶湖等公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道の維持管理事業を行う。	・管路清掃 ・下水道台帳の整備 ・マンホールポンプ場点検業務委託	・管路清掃 ・マンホールポンプ場点検業務委託	—
122	多賀町	合併処理浄化槽設置事業	環境省	下水道整備区域外に設置される浄化槽設置に対して補助を行う。	実績なし?	7人槽 1基	—
123	多賀町	農業集落排水高度処理維持管理事業	—	農業集落排水の脱窒と脱リンを実施し、水質保全に努める。	排水量 萱原地区 21,431m³ 佐目地区 25,033m³	見込み排水量 萱原地区 22,000m³ 佐目地区 23,000m³	—
124	多賀町	河川水質検査事業	—	定期的に河川の水質を監視することにより河川状況の把握、水質改善を図る。	車戸川、太田川、犬上川、芹川、敏満寺井戸、大岡橋下で水質検査を行う。	—	—
125	滋賀県	補助河川環境整備事業	国土交通省	汚濁の著しい内湖や南湖の閉鎖性水域に流入する河川において水質改善対策を実施する。	・赤野井湾 モニタリング調査 ・木浜内湖 植栽工	・赤野井湾 内湖拡幅工 ・木浜内湖 浚渫工、覆砂工	法第12条関連の内容も含む

2-3 水源の涵養に関する事項(法第11条関係)

琵琶湖の水源の涵養を図るため、琵琶湖の集水域に存する森林については、水源かん養保安林等の適正な配備を進めつつ、適切な整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除等を図るよう努めるものとする。

また、水源涵養機能を有する農地の確保、保全及び整備を行う等、農地における貯留機能の向上等を図るよう努めるものとする。

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	林野庁(農林水産省)	国有林治山事業(山腹工・溪間工等)	—	荒廃林地の復旧及び予防、保安林機能の機能回復、保健休養のための生活環境保全を行う。	【高島市】 溪間工 18.47t	【高島市】 溪間工 199.8m ³	—
2	林野庁(農林水産省)	国有林治山事業(保安林整備:下刈・本数調整伐)	—	保安林機能の機能回復、保健休養のための生活環境保全を行う。	【高島市】 本数調整伐 26.68ha	【高島市】 本数調整伐 29.8ha(1箇所) 【大津市】 本数調整伐 0.12ha(1箇所)	—
3	林野庁(農林水産省)	国有林森林整備事業(主伐・間伐・植付・除伐・下刈)	—	国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ることを重視し、健全な森林を維持造成する。	【高島市】 間伐 7.10ha 【多賀町】 間伐 15.68ha 【甲賀市】 間伐 2.50ha	【高島市】 間伐 14.14ha 【多賀町】 間伐 30.89ha 【甲賀市】 植付 0.19ha	—
4	林野庁(農林水産省)	国有林森林整備事業(病虫害防除)	—	国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ることを重視し、健全な森林を維持造成する。	【高島市】 ナラ枯れ防除5.12m ³	【高島市】 ナラ枯れ防除 6.22m ³	—
5	林野庁(農林水産省)	国有林森林整備事業(路網整備)	—	森林の適正な維持管理にとって必要である路網を開設・整備する。	【大津市】 新設540m	実施予定なし	—
6	林野庁(農林水産省)	森林環境保全のための野生鳥獣被害対策	—	森林に被害を及ぼしている野生鳥獣の捕獲等を実施する。	【大津市】 野生鳥獣(シカ)の捕獲 23頭 【米原市】 野生鳥獣(シカ)の捕獲 8頭 【甲賀市】 野生鳥獣(シカ)の捕獲 31頭	【大津市】 野生鳥獣(シカ)の捕獲 30頭以上 【米原市】 野生鳥獣(シカ)の捕獲 10頭以上 【甲賀市】 野生鳥獣(シカ)の捕獲 30頭以上	—
7	滋賀県	事業発生土の再利用事業	—	自然環境保全のため土砂採取を抑制し、建設発生土の有効利用を促進する。	県内公共工事において、工事間利用を円滑に図るために、建設発生土情報交換システムの利用契約を行う。	県内公共工事において、工事間利用を円滑に図るために、建設発生土情報交換システムの利用契約を行う。	—
8	滋賀県	砂防事業	国土交通省	流域における荒廃地域の保全、土石流による災害の防止のため、砂防設備の整備を行う。	堰堤工 46箇所他	堰堤工 64箇所他	—
9	滋賀県	急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止のため、急傾斜地崩壊防止施設の設置、急傾斜地の崩壊防止工事を行う。	擁壁工等 26箇所他	擁壁工等 24箇所他	—
10	滋賀県	県営農地防災事業	農林水産省	ため池や用排水施設等の改修または補強を実施する。	・ため池改修 10箇所 ・用排水施設改修 7地区 ・石綿管撤去改修 2地区 ・農業用河川工作物改修 4地区 ・調査計画 2地区	・ため池改修 16箇所 ・用排水施設改修 7地区 ・石綿管撤去改修 4地区 ・農業用河川工作物改修 4地区 ・調査計画 3地区	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
11	滋賀県	団体営農地防災事業	農林水産省	ため池や用排水施設等の改修または補強を実施する。	・調査計画 8地区 ・安全対策施設整備 1地区	・調査計画 4地区 ・安全対策施設整備 1地区	—
12	滋賀県	中山間地域等直接支払交付金	農林水産省	中山間地域等で農業生産活動等を行う農業者に対して直接支払を実施する。また、本制度の趣旨の徹底等を行う。	中山間地域等直接支払交付金 11市町、182協定、2,576ha	中山間地域等直接支払交付金 11市町、182協定、2,576ha (R5年度から増減なし)	—
13	滋賀県	補助造林事業	林野庁	水源涵養機能・森林 CO2吸収等森林の持つ公益的機能発揮に向けた森林整備及び基盤整備の補助を行う。	・森林整備 700ha ・路網整備 67,516m	・森林整備 1,920ha ・路網整備 113,500m	—
14	滋賀県	里山リニューアル事業 (災害に強い森林づくり事業)	—	市町が森林所有者等との協定に基づき実施する、風倒木等被害対策及び里山の環境整備に対する助成を行う。	・風倒木等被害対策 1.39ha ・緩衝帯整備 11.61ha	・風倒木等被害対策 2.60ha ・緩衝帯整備 18.00ha	—
15	滋賀県	保安林整備等管理事業(吸収源対策含む)	林野庁	水源のかん養や災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林について、保安林に指定し、適切に管理・保全を行う。	水源涵養保安林等 260ha (実施内容) 保安林の指定、解除及び関連調査	水源涵養保安林等 600ha (実施内容) 保安林の指定、解除及び関連調査	—
16	滋賀県	環境林整備事業	林野庁	放置人工林の密度調整のため除間伐等の補助を行う。	環境林整備 240ha	環境林整備 230ha	—
17	滋賀県	農地漁場水源確保森林整備事業	林野庁	特定地域の除間伐の補助を行う。	・農地漁場水源確保森林整備 347ha ・森林作業道 44,864m	・農地漁場水源確保森林整備 410ha ・森林作業道 55,600m	—
18	滋賀県	補助治山事業	林野庁	荒廃林地の復旧及び予防、防災林の造成、保安林の機能回復、保健休養のための生活環境保全等の整備を行う。	補助治山等 41件	補助治山等 52件	—
19	滋賀県	単独治山事業	—	治山施設の管理・新設、治山基礎調査、防災対策環境施設の新設を実施する。	施設の管理・新設等 36箇所	施設の管理・新設等 18箇所	—
20	滋賀県	県民の森等整備管理事業	—	山門水源の森、きゃんせの森、県民の森の維持管理を行う。	3市(長浜市・栗東市・米原市)での県民の森等整備	3市での県民の森等整備	—
21	滋賀県	森林整備地域活動支援交付金	林野庁	施業の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	3市町で森林施業の集約化に必要な情報収集や境界確認活動、所有者への働きかけなど	施業の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	—
22	滋賀県	補助林道事業	林野庁	森林の適正な維持管理等にとって必要である林道を開設・整備する。	・林道開設 L=330.5m ・林道改良 4箇所 ・点検診断・保全整備等 4箇所	・林道開設 L=878m ・林道改良 2箇所 ・点検診断・保全整備等 4箇所	—
23	滋賀県	単独林道事業	—	森林の適正な維持管理等にとって必要である林道を開設・整備する。	林道改良等 17箇所	林道改良等 15箇所	—
24	滋賀県	水源保全巡視員の配置	林野庁	防災や獣害、水源林の整備状況をはじめとする様々な琵琶湖水源林保全上の問題を一元的に把握対応する職員を設置し、水源の保全に必要な監視、パトロール、調査、指導、関係機関との連絡調整を行う。	巡視員 5名(延べ活動日数:735日)	巡視員 5名(延べ活動日数:735日)	—
25	滋賀県	自然公園法等による管理	環境省	国定公園等の利用促進のため、園地や施設の整備を行う。	山頂トイレの改修工事を実施	—	R5年度施策終了

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
26	滋賀県	鈴鹿生態系維持回復事業	環境省	鈴鹿国定公園内の貴重な植生を獣害(シカ)から保護し、奥山の生態系を回復させる。	職員による御池岳山頂の柵の維持管理を実施	職員による御池岳山頂の柵の維持管理を実施	—
27	滋賀県	イヌワシ・クマタカ保護のための体制の確立	—	生態系の頂点に位置する絶滅危惧種「イヌワシ」「クマタカ」の保護のため、開発事業等に際し、生息状況や生態特性に配慮した対応を求める。	開発事業等に際し、「イヌワシ」「クマタカ」の生息状況や生態特性に配慮した対応を求めた。	開発事業等に際し、「イヌワシ」「クマタカ」の生息状況や生態特性に配慮した対応を求めた。	—
28	滋賀県	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	—	滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農林業や森林生態系への被害を軽減するため、市町が行う捕獲に対する経費を助成する。	ニホンジカの捕獲にかかる市町への補助	ニホンジカの捕獲にかかる市町への補助	—
29	滋賀県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	農林水産省	深刻化している農林業被害を防止するために被害防止計画に基づき市町が捕獲に対する経費を助成する。	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシの捕獲にかかる市町への補助	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシの捕獲にかかる市町への補助	—
30	滋賀県	指定管理鳥獣捕獲等事業	環境省	高標高域等の捕獲困難地で滞留し利用密度を高めているニホンジカ局所個体群の排除、捕獲を実施。	ニホンジカ捕獲頭数48頭	ニホンジカ捕獲頭数見込み 35頭	—
31	滋賀県	貯水池管理事業費補助金	—	犬上川ダムを管理するための経費を補助し、農業用水の安定的な供給を図る。	犬上川ダムの維持管理に対する支援一式	犬上川ダムの維持管理に対する支援一式	—
32	滋賀県	基幹水利施設管理事業	農林水産省	「公共・公益的な機能」や「農業生産のための機能」を適正に発揮させるため、基幹水利施設が有する、農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業へ助成する。	9地区	9地区	—
33	滋賀県	ダム管理事業	農林水産省	永源寺ダムの適切な維持管理を行い、農業用水の安定的な供給を図る。	永源寺ダムの維持管理 一式	永源寺ダムの維持管理 一式	—
34	滋賀県	合板・製材生産強化対策事業	林野庁	森林の管理経営を集積・集約化する地域の路網整備を補助する。	林業専用道(規格相当) 260m 高性能林業機械等の整備 1台	林業専用道(規格相当) 350m 高性能林業機械等の整備 1台	—
35	大津市	琵琶湖森林づくり事業	—	森林水源涵養機能の向上のため、長伐期林への誘導と放置林の管理を行う。	里山防災・緩衝帯整備事業 実施面積 2ha(坂本地区他)	里山防災・緩衝帯整備事業 実施予定面積 3ha	—
36	大津市	森林病虫害等防除事業	林野庁	松枯れ被害の防止するため、森林病虫害の駆除を行う。	樹幹注入実績 596本	樹幹注入実施予定204本	—
37	大津市	林道維持管理事業	—	効率的な林業の経営や森林の管理にとって重要な役割を果たしている施設を維持管理する。	市内林道 6路線(総延長:19,158.5m)	市内林道 6路線(総延長:19,158.5m)	—
38	大津市	治山事業	—	森林水源涵養機能の向上と災害から市民生活を守るため、山地被害があった場所について、被害が拡大しないよう事業を実施する。	治山施設維持管理	治山施設維持管理	—

法第11条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
39	大津市	林道開設改良事業	—	森林施業の効率化による森林環境の保全のため、林道施設の改良工事を実施する。	・市管理林道舗装改良工事 3路線 ・市管理林道橋梁点検 8箇所	・市管理林道舗装改良工事 3路線	—
40	大津市	森林保全事業	—	管理している残置森林及び造成森林の適正管理及び保全を行う。(下草刈、剪定等)	管理区域(13箇所) 25.4ha	管理区域(13箇所) 25.4ha	—
41	大津市	間伐促進等森林整備事業	—	保育期にある人工林の間伐、作業道整備のため、森林整備にかかる間伐等の費用について補助する(市単独)。	・森林整備 60.1ha ・森林作業道 6,006 m	・森林整備 78ha ・森林作業道 2,000m	—
42	大津市	急傾斜地崩壊対策事業	—	近年頻発する豪雨により被災し、若しくは崩壊の危険性が高い斜面を対象に、防災工事を実施する。	・予備設計 1地区 ・対策工事 1地区	詳細設計 1地区 対策工事 1地区	—
43	彦根市	林道管理事業	林野庁	効率的な林業の経営や森林の管理にとって重要な役割をはたしている施設の維持管理を行う。	除草、側溝清掃等の維持管理、林道整備	除草、側溝清掃等の維持管理、林道整備	—
44	彦根市	琵琶湖森林づくり事業	—	成熟期を迎える森林において、作業路等の刈り払いや維持補修、獣害の被害に対処するための森林環境保全活動を支援する。	作業路の維持補修、刈り払い	作業路の維持補修、刈り払い	—
45	彦根市	単独治山事業	—	山地災害危険地区等において治山施設の新設・整備を行う。	設計委託・工事	実施予定なし	—
46	彦根市	間伐等促進対策事業	—	手入れが進まない人工林の間伐を適切に行うため、間伐等の費用を支援する。	実績なし	実施予定なし	—
47	彦根市	有害鳥獣駆除事業	農林水産省	有害鳥獣による農作物被害及び森林の食害等の軽減を図るため、イノシシやニホンザルの駆除並びにニホンジカの個体数調整を実施する。	・有害鳥獣駆除委託 ・侵入防止柵設置	・有害鳥獣駆除委託	—
48	彦根市	土地改良施設維持管理事業	—	市が管理する農道及び農業排水路を適切に管理し、施設の長寿命化を図る。	・舗装修繕 ・除草委託 ・水路修繕	・舗装修繕 ・除草委託 ・水路修繕	—
49	彦根市	多面的機能支払交付金事業	農林水産省	農地の保全・整備、農業用施設の適切な維持管理活動を行う活動組織に対して支援する。	・農地維持活動 ・資源向上活動	・農地維持活動 ・資源向上活動	—
50	彦根市	国営造成施設管理体制整備事業	農林水産省	土地改良区での管理する農業用水利施設の多面的機能の発揮や管理体制強化に対して支援する。	・水利施設管理強化事業(2地区)	・水利施設管理強化事業(2地区)	—
51	彦根市	急傾斜地崩壊対策事業	—	急傾斜地崩壊対策施設を整備する。	鳥居本地区急傾斜地崩壊対策事業 用地測量委託業務・詳細設計委託業務	鳥居本地区急傾斜地崩壊対策事業 測量委託業務	—
52	長浜市	森林境界明確化支援事業補助金	—	GPSを用いた森林境界の明確化及び地図情報システム化に要する経費に対する補助する。	市内 33ha	市内 72ha	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施 策 名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
53	長浜市	森林境界明確化推進事業補助金	—	自治会等が事前に行う森林境界明確に必要な地権者の把握及び意向とりまとめに要する経費に対する補助する。	2地区	2地区	—
54	長浜市	災害に強い森林づくり事業	—	市と森林所有者等の協定による里山整備方針に基づき、「里山防災整備タイプ」と「緩衝帯整備タイプ」のいずれかにより整備を行う。	1.95ha	1.5ha	—
55	長浜市	森林整備地域活動支援交付金	林野庁	施策の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	市内 238.25ha	120ha	—
56	長浜市	造林間伐事業	—	受託造林において実施される間伐事業に要する経費に対して補助する。	市内 119ha	153ha	—
57	長浜市	森林環境保全事業	—	獣害被害防止の早期対策を図るため、用材林テープ巻きを促進する。	市内 35.69ha	113ha	—
58	長浜市	補助林道事業	林野庁	路網整備を推進し、林業の振興を図る。	林道大吉寺線の開設 L=66.4m	林道大吉寺線の開設 L=130m	—
59	長浜市	長浜市産利用木材利用促進事業	—	長浜市産材の活用を推進するため、長浜市産材を5立方メートル以上使用した新築で、長浜市産材を当該補助金の交付決定に係る年度内に建築物に組み込むことができるものに対する補助を実施する。	11件	10件	—
60	長浜市	農業用施設等維持管理事業費	—	農業用排水施設の適正な機能発揮のため整備を行う。	1件 早崎川	1地区(早崎地区)	—
61	長浜市	多面的機能支払交付金事業	—	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。	155組織	151組織	—
62	近江八幡市	単独治山事業	—	異常な自然現象により集落等に隣接する林地が荒廃し、または山地災害危険地区で、直接被害をおよぼす恐れがある場合において、これを防止することで、市民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ります。	実績なし	実施予定なし	—
63	近江八幡市	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業	農林水産省	農地や農業用水等の資源を、琵琶湖にも配慮した管理を行うことにより、豊かな生態系や心和む田園景観、豊かな恵みを育む農地を、良好な姿で次世代に引き継ぐことを目的として、農家だけでなく、様々な人の参加による地域ぐるみで多様な取組を支援します。	・取組組織数 3組織(内1組織は市内59組織による広域協議会) ・取組面積:3,704ha	・取組組織数 3組織(うち1組織は市内57組織による広域協議会) ・取組面積:3,663ha	—
64	近江八幡市	基幹水利施設管理事業	—	地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行う。	水茎地区、水茎東部地区、日野川地区	—	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
65	草津市	自然環境保護事業	—	市内における良好な自然環境を有する地域を自然環境保全地区に指定しており、健全で学術的歴史的に意義のある樹木を保護樹木に指定している。その保護管理にかかる費用の一部を助成するとともに啓発等を行う。	・16箇所の保全地区に対し、助成 ・倒木対策等の措置が必要な2箇所保護樹木に対し補助 ・危険木等伐採が必要な3箇所(16本)の保全地区に対し補助	・17箇所の保全地区に対し、助成 ・倒木対策等の措置が必要な1箇所保護樹木に対し補助 ・危険木等伐採が必要な4箇所(17本)の保全地区に対し補助	—
66	草津市	保護樹木等対策事業	—	自然環境保全地区及び保護樹木での鳥の営巣による糞害や悪臭等の衛生環境の悪化が生じており、有害な鳥類への対策として、鷹匠による追払いを行う。	実施地区数:4地区 ・追払い回数 6回 ・高所作業車による巣落とし 1回	実施地区数:4地区 ・追払い回数 10回 ・高所作業車による巣落とし 1回	—
67	草津市	世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金	農林水産省	農地の多面的機能を保全し、豊かな農村環境の世代をつなぐ地域の活動に対し支援する。	15地区	15地区	—
68	草津市	国営造成施設管理体制整備促進事業	農林水産省	国営で造成された施設の多面的機能を活かし、地域における管理体制の整備を促進する事業に係る費用を助成する。	実績なし	実施予定なし	—
69	草津市	土地改良区運営支援事業費補助金	—	土地改良区等が実施する事業等に対し、補助を行う。	・適正事業 4件 ・県営北山田地区畑地帯総合整備事業地元負担金補助金 ・土地改良事業補助金 12件 ・山田土地改良区の公庫への償還金の1/2補助	・適正事業9件 ・県営北山田地区畑地帯総合整備事業地元負担金補助金 ・土地改良事業補助金7件 ・山田土地改良区の公庫への償還金の1/2補助	—
70	守山市	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金	農林水産省	農地の維持(草刈り、水路の掃除)、軽微な補修等に対して補助を行い、農村維持を行う。	農地維持 2,200円、資源向上 1,300円(共同)、資源向上4,400円(長寿命化) ※田の場合で10aあたり	農地維持2,200円 資源向上1,300円(共同) 資源向上4,400円(長寿命化) ※田の場合で10aあたり	—
71	守山市	特定外来生物駆除	—	特定外来生物を駆除することにより、生活環境被害及び農業被害の防止を図る。	・檻設置、回収 50件 ・火葬処理 40件 ・殺処分 40件	・檻設置、回収 50件 ・火葬処理 50件 ・殺処分 40件	—
72	栗東市	琵琶湖森林づくり事業	—	森林の境界が不明確であることが主な原因で適正な管理が実施できない森林を対象に、境界の明確化等を積極的に進める。	放置林防止対策境界明確化事業	放置林防止対策境界明確化事業	—
73	栗東市	林道維持管理事業	—	林道の交通安全の確保、林業施業効率の向上を図る。	林道の維持管理	林道の維持管理	—
74	栗東市	森林病虫害等防除事業	—	こんぜの里施設周辺の桜並木のテングス病が発生した枝を除去し、維持管理する。	林道テングス病除去委託	林道テングス病除去委託	—
75	栗東市	林業対策事業	—	保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるために、生活環境保全林管理委託や各森林組合活動の補助を行う。	生活環境保全林管理委託、各森林組合活動補助金	生活環境保全林管理委託、各森林組合活動補助金	—
76	栗東市	造林育林推進事業	—	昭和 45～55 年に造林された人工林の森林整備を適切に推進する。	間伐・下刈	間伐・下刈	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施 策 名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
77	栗東市	農林業技術センター管理運営事業	—	農林業者の健康増進、農林業技術の向上及び生活環境の改善や農村コミュニティの醸成を図る。	農林業技術センター管理運営委託	農林業技術センター管理運営委託	—
78	栗東市	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業 指定管理鳥獣捕獲等事業	農林水産省	人とニホンジカとが共生できるよう、また生物多様性を保全するため滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農林業被害の軽減を図り、森林生態系の衰退を防止し、ニホンジカの健全な個体群の安定的維持を図る。	ニホンジカ・イノシシの捕獲	ニホンジカ・イノシシの捕獲	—
79	栗東市	中山間地域等直接支払交付金	農林水産省	中山間地域等における耕作放棄の発生の防止及び中山間地域等の多面的機能の確保を図るため、中山間地域等で農業者に対して直接支払を行う。	中山間地域等で農業者に対して直接支払	中山間地域等で農業者に対して直接支払	—
80	甲賀市	地域森林造成推進事業補助	—	適正な森林管理と林業収益性の確保のための森林組合事業経費への補助を行う。	林業推進委員会開催(1回・町単位)・広報誌の発行(1回)	林業推進委員会の開催・広報誌の発行他	—
81	甲賀市	森林病虫害等防除事業	林野庁	森林保全のため、森林病虫害からの被害防除を行う。	被害木整備	伐倒駆除・過年木処理	—
82	甲賀市	森林整備地域活動支援交付金	林野庁	施業の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	実績なし	実施予定なし	—
83	甲賀市	放置林防止対策境界明確化事業	—	境界が不明確で適正な管理できない森林において、境界明確化等を行う経費へ補助を行う。	・事前調査 25.0ha ・現地調査 59.0ha ・測量 107.7ha	事前調査・現地調査・測量 200ha	—
84	甲賀市	里山防災整備事業	—	防災機能の低下した里山において、危険木の伐採、簡易防災施設の設置等、防災機能の強化を行う。	事業変更	実施予定なし	—
85	甲賀市	林道維持管理補助	—	森林施業の促進を図るため、森林組合管理林道の維持管理経費へ補助する。	維持補修工事等	維持補修工事等	—
86	甲賀市	林道改良事業	—	森林施業の促進を図るため、市管理林道の適正な維持管理を行う。	・維持管理業務委託 ・林道維持補修工事 ・維持補修用材料支給	・維持管理業務委託 ・林道維持補修工事 ・維持補修用材料支給	—
87	甲賀市	林道開設事業	—	森林施業の促進を図るため、市管理林道の開設を行う。	実績なし	実施予定なし	—
88	甲賀市	森林組合受託造林事業補助	—	森林施業の促進を図るため、森林組合の国庫補助造林事業費へ補助する。	受託造林事業費の5%以内補助(獣害柵設置については10%以内)	受託造林事業費の5%以内補助(獣害柵設置については10%以内)	—
89	甲賀市	有害鳥獣捕獲事業	農林水産省	農作物被害等の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲を実施する。	・イノシシ成獣 431頭 ・イノシシ幼獣 113頭 ・ニホンザル 31頭	・イノシシ成獣 650頭 ・イノシシ幼獣 180頭 ・ニホンザル 50頭	—
90	甲賀市	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	農林水産省	滋賀県ニホンジカ第2種特定鳥獣管理計画で定める捕獲目標の達成を図る。	・ニホンジカ成獣オス 518頭 ・ニホンジカ成獣メス 607頭 ・ニホンジカ幼獣 0頭	・ニホンジカ成獣オス 656頭 ・ニホンジカ成獣メス 984頭 ・ニホンジカ幼獣 0頭	—
91	甲賀市	ニホンジカ広域一斉駆除対策事業	農林水産省	滋賀県ニホンジカ第2種特定鳥獣管理計画で定める捕獲目標の達成を図る。	・ニホンジカ成獣オス 180頭 ・ニホンジカ成獣メス 99頭 ・ニホンジカ幼獣 31頭	・ニホンジカ成獣オス 104頭 ・ニホンジカ成獣メス 156頭 ・ニホンジカ幼獣 50頭	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
92	野洲市	漁民の森づくり事業	—	琵琶湖の水源を守るため、漁業関係者、生産森林組合、市民等が、山の植樹整備を行う。	植樹 200本(コナラ他)	実施予定なし	—
93	野洲市	世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金	農林水産省	地域資源の保全と環境に配慮した農村環境の保全を支援する。	取組面積 ・農地維持支払 1,798ha ・資源向上支払 1,619ha	取組面積 ・農地維持支払1,798ha ・資質向上支払1,619ha	—
94	野洲市	農林水産事業	—	土地改良施設の機能を維持、更新する。	野洲川水機場電動機整備工事 他12本	野洲川揚水場整流器更新工事 他9本	—
95	湖南市	ニホンジカ広域一斉駆除対策事業	—	滋賀県ニホンジカ第2種特定鳥獣管理計画に基づき適正頭数とするため駆除を行う。	成獣メス 50頭 成獣オス 80頭 幼獣 5頭	成獣メス 115頭 成獣オス 115頭 幼獣 20頭	—
96	湖南市	保全松林緊急保護整備事業	林野庁	松くい虫被害を受けた公益的機能の高い松林を整備するため、衛生伐を行う。	被害木整備 11.2ha	被害木整備0.0.2ha	—
97	高島市	森林整備地域活動支援交付金	林野庁	施策の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	境界の明確化 32.9ha	境界の明確化 116ha	—
98	高島市	造林事業	—	各種森林環境の整備に要する経費を助成することにより、森林所有者の負担の軽減と森林施策を推進し、森林の多面的機能の向上に努める。	・間伐 120.67ha ・テープ巻き 21.31ha ・枝打ち 1.95ha ・下刈り 10.93ha ・雪起こし 5.12ha	・間伐 130.2ha ・除伐 5.00ha ・鳥獣被害防止設備等 9.00ha ・枝打ち 1.50ha ・下刈り 10.90ha ・雪起こし 9.80ha	—
99	高島市	動物被害防除事業(クマ剥ぎ被害対策)	林野庁	ツキノワグマやニホンジカによる樹木の皮剥ぎ被害防止のためのテープ巻きにかかる経費の一部の助成を行う。	テープ巻き 0.93ha	テープ巻き 2.00ha	—
100	高島市	鳥獣害防止駆除事業	農林水産省	農林業や森林生態系への被害の軽減を図る。	ニホンジカ捕獲頭数 1,983頭	ニホンジカ捕獲頭数 R6・・2,252頭	—
101	高島市	農村まるごと保全向上対策事業	農林水産省	農村資源の日常的な保全管理や老朽化した水路等の長寿命化、生態系等の環境保全活動に対し支援を行う。	・農地維持支払交付金 6組織 ・資源向上支払交付金(共同活動)6組織 ・資源向上支払交付金(長寿命化)2組織	・農地維持支払交付金 5組織 ・資源向上支払交付金(共同活動)5組織 ・資源向上支払交付金(長寿命化)2組織	—
102	高島市	中山間地域振興事業	—	農地保全に向けた協定に基づき活動組織に交付金を交付し、中山間地域の継続的な生産活動を支援する。	・通常地域(特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法) 29地域 4,324,916㎡ ・特認地域(通常地域に準じる知事指定地域) 14地域 1,952,500㎡	・通常地域(特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法) 29地域 4,330,938㎡ ・特認地域(通常地域に準じる知事指定地域) 14地域 1,952,500㎡	—
103	東近江市	市単独かんがい排水事業補助金	—	土地改良施設の維持管理に伴う補助を行う。	市内 33件	市内 30件	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
104	東近江市	国営関係かんがい排水事業	—	土地改良区の経常賦課金・負担金に対し補助を行う。	対象改良区 5区(愛知川沿岸土地改良区、日野川流域土地改良区、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区、能登川土地改良区)	対象改良区 5区(愛知川沿岸土地改良区、日野川流域土地改良区、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区、能登川土地改良区)	—
105	東近江市	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農林水産省	地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動、地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動等に対し、交付金を交付する。	取組組織数 3組織(取組面積 7010ha)	取組組織数 3組織(取組面積 7,035ha)	—
106	東近江市	水源の涵養に関する事項	農林水産省	野生獣による農作物被害の軽減のため、「銃器」や「わな」によるニホンジカ及びイノシシの捕獲活動を実施する。	・ニホンジカ 1,011頭 ・イノシシ 161頭	・ニホンジカ 1,000頭 ・イノシシ 200頭	—
107	東近江市	外来動植物による被害防止	—	外来動物による農作物被害の軽減のため、「はこなわ」によるアライグマ及びハクビシンの捕獲活動を実施する。	・アライグマ 260頭 ・ハクビシン 60頭	・アライグマ 200頭 ・ハクビシン 100頭	—
108	東近江市	森林整備地域活動支援交付金	林野庁	施業の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	実績なし	実施予定なし	—
109	米原市	林業振興支援事業	農林水産省	木材搬出のための林道等の整備・維持管理を行い、森林資源の循環利用による適切な森林整備を推進する。	林道維持管理 67路線	林道維持管理 67路線	—
110	米原市	鳥獣対策マスタープラン推進事業	—	ニホンジカ等の捕獲、緩衝帯整備等により森林生態系の保全を図る。	駆除実績 ニホンジカ 1,398頭 イノシシ 56頭	駆除目標 ニホンジカ 1,390頭 イノシシ 500頭	—
111	米原市	多面的機能発揮促進事業(多面的機能支払交付金)	農林水産省	地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動、地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動等を支援する。	市内 34組織	市内 33組織	—
112	米原市	多面的機能発揮促進事業(中山間地域等直接支払交付金)	農林水産省	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。	市内 10組織	市内 10組織	—
113	米原市	農村地域防災減災事業	農林水産省	ため池ハザードマップの作成を行う。 市内にある防災重点農業用ため池19箇所における耐震性の不足による改修整備を行う。	ため池耐震計画策定 1箇所	ため池耐震工事实施設計 2箇所	—
114	米原市	農業施設整備事業	—	農業振興を図るため、農業用排水施設整備事業補助金やポンプ設備等緊急対応事業を実施する。	市内 8集落	市内 6集落	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
115	米原市	森林整備地域活動支援交付金	林野庁	施業の集約化のために必要となる森林情報の収集、森林境界の確認等の地域活動に対して支援を行う。	市内 60.42ha	市内 60ha	—
116	竜王町	雪野山生活保全管理事業	—	森林保全を図るため、間伐作業を実施する。	間伐事業	間伐事業	—
117	竜王町	ふるさと歴史の森管理事業	—	森林保全を図るため、散策歩道を整備する。	散策歩道の整備	散策歩道の整備	—
118	竜王町	多面的機能支払交付金事業	農林水産省	地域資源である田園空間を保全し、次世代に伝えていくため、住民が一体となって地域資源の管理、農村環境の保全活動を行う。	活動組織 26組織	活動組織 26組織	—
119	竜王町	水利施設管理強化事業	農林水産省	多面的機能の発揮に対応した管理経費支援	水利施設の多面的機能の発揮及び高度な管理	水利施設の多面的機能の発揮及び高度な管理	—
120	豊郷町	世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金事業	農林水産省	農地の保全・整備・農業用施設の適切な維持管理活動を行う活動組織に対して支援する。	活動組織 6組織	活動組織 6組織	—
121	多賀町	放置林防止対策境界明確化事業	—	森林境界明確に必要なとなる資料の整理を行う。	・事前調査 54.16ha ・確定測量 54.16ha	・事前調査 80ha ・確定測量 80ha	—
122	多賀町	森林境界情報強化事業	—	森林境界明確に必要なとなる資料の整理を行う。(委託事業等)	実績なし	実施予定なし	—
123	多賀町	里山防災・緩衝帯整備事業	—	低下した里山の防災機能の向上を図るため必要な森林整備を実施する。	・樋田区 1.8 ha ・八重練区 2.0 ha	・八重練区 4.0 ha ・大岡区 1.3 ha ・富之尾区 1.1 ha ・樋田区 0.2 ha ・水谷区 0.2 ha	—
124	多賀町	森林資源による地域活性化事業	内閣府	森林資源の把握管理を推進し、その利用を促進する。	地域おこし協力隊を受け入れた林業事業所に対し、活動費を補助	地域おこし協力隊を受け入れた林業事業所に対し、活動費を補助	—
125	多賀町	有害鳥獣駆除事業	農林水産省	鳥獣による生活環境、農林水産、生態系にかかわる被害が生じ、各種の防除対策によっても被害が防止できないため、その防止、軽減を図るために捕獲を行う。	・ニホンジカ 732頭 ・イノシシ 20頭 ・ニホンザル 22頭 ・ハクビシン 16頭 ・アライグマ 6頭	・ニホンジカ 700頭 ・イノシシ 40頭 ・ニホンザル 40頭 ・ハクビシン 20頭 ・アライグマ 10頭	—
126	多賀町	森林多面的機能維持交付金	—	森林所有者に対して除間伐及び再造林を支援する。	・除間伐 74ha ・再造林 1ha	・除間伐 54.4ha ・再造林 9.66ha	—
127	多賀町	多賀町造林事業	—	造林事業(間伐、枝打ち等)に対して補助を行う。	下刈、木起、植栽、防護柵設置、テープ巻き、保育間伐、枝打ち等	下刈、木起、植栽、防護柵設置、テープ巻き、保育間伐、枝打ち等	—
128	多賀町	シカ剥ぎ被害対策補助金	—	獣害対策(テープ巻き等)に対する補助を行う。	実績なし	実施予定なし	—
129	多賀町	生活環境保全林管理事業	—	保健・レクリエーション森林の保全事業を実施する。	準自治会に補助(生活環境林維持管理全般)	準自治会に補助(生活環境林維持管理全般)	—

法第11条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
130	兵庫県	水源の涵養	—	兵庫県は社員として一般社団法人滋賀県造林公社の経営安定化のため、「長期経営計画」及び「中期経営改善計画」に沿った公社運営が出来るよう、理事会等に参加し、助言等を行うなど、経営に参画している。	分収造林事業(滋賀県造林公社実施) ・伐採面積 49ha ・木材生産量 12,400m3	分収造林事業 (滋賀県造林公社実施) 【令和6年度計画】 伐採面積:54ha 木材生産量:10,100m3	—
131	甲賀市	里山づくり環境整備事業	—	防災機能の低下した里山において、危険木の伐採等の整備を行い、整備後の維持管理は地域が行う。	2地区で実施(1.73ha)	2地区で実施	令和5年度新規施策
132	甲賀市	豊かな里山づくり推進事業	—	地域住民等による里山林の保全・活用に関する取り組み等に要する経費の補助を行う。	1団体に交付	3団体に交付	令和5年度新規施策
133	近江八幡市	有害鳥獣駆除事業	—	市の農業振興地域整備計画に基づき、優良農地を確保するとともに、鳥獣被害の軽減・拡大防止等、新たな地域農業の展開に向けた農業振興施策の推進を図る。	猟友会への委託により、カワウの被害が発生している長命寺町から伊崎半島周辺、沖島町地先の琵琶湖の湖面及び湖岸付近において、集中的に銃器駆除を行った。	猟友会への委託により、カワウの被害が発生している長命寺町から伊崎半島周辺、沖島町地先の琵琶湖の湖面及び湖岸付近において、集中的に銃器駆除を行う。	法第14条関連の内容も含む
134	滋賀県	森林を育む間伐材利用促進事業	—	加工業者に販売する場合の仕分け経費を補助、間伐材搬出に対する補助、林業機械レンタルを助成する。	県産材仕分け量 31,576m3、林業機械レンタル支援 4事業体	県産材仕分け量 37,450m3、間伐材搬出道 200m、林業機械レンタル支援 5事業体	法第17条関連の内容も含む
135	滋賀県	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農林水産省	地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動、地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動等に対し、交付金を交付する。	対象組織数 534組織、取組面積 36,004ha	対象組織数 510組織、取組面積 35,220ha	法第22条関連の内容も含む
136	滋賀県	棚田地域の総合保全対策事業	農林水産省	過疎・高齢化や獣害の多発等により耕作放棄地の発生が懸念される棚田地域において、「棚田ボランティア制度」による都市住民との共同作業を推進することで、棚田の良好な保全及び地域の活性化を図る。	・棚田ボランティア実施地区 12地区 ・棚田ボランティア登録制度の運営 ・棚田トラスト制度の運営 ・たな友交流会の開催 1回 ・棚田地域交流・研修会の開催 1回	・棚田ボランティア実施地区 12地区 ・棚田ボランティア登録制度の運営 ・棚田トラスト制度の運営 ・たな友交流会の開催 1回 ・棚田地域交流・研修会の開催 1回	法第22条関連の内容も含む
137	滋賀県	琵琶湖森林づくりパートナー協定	—	協働で水源の森林づくりを進める。	・協定地の下刈、間伐、枝打ち ・森林活動の実施	・協定地の下刈、間伐、枝打ち ・森林活動の実施	法第22条関連の内容も含む

2-4 生態系の保全及び再生に関する事項(法第12条～15条関係)

2-4-1 湖辺の自然環境の保全及び再生(法第12条関係)

琵琶湖の生態系の保全及び再生を図るため、琵琶湖の生態系にとって重要なヨシをはじめとした在来植物の群落の保全及び再生を図るほか、魚類等の生息・繁殖環境としても重要な湖辺域を形成する内湖、砂浜、自然の湖岸等の環境の保全及び再生並びに陸水域における連続性の確保を図るよう努めるものとする。

法第12条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	国土交通省	野洲川河口部自然再生	—	魚類等の産卵・生息・繁殖環境の場を再生するため河口部ヨシ帯を整備する。	・モニタリング調査	・モニタリング調査	—
2	国土交通省	野洲川自然再生(瀬・淵再生)	—	滞筋と砂州の固定化(二極化)の箇所にて、水制工等による瀬・淵の形成により、礫河原を取り戻し、魚類等が生息しやすい河川として再生する。	・モニタリング調査 ・水制工等設計施工	・モニタリング調査 ・水制工等設計施工	—
3	国土交通省	良好な自然環境を保全・創出する川づくり	—	河川環境の整備と保全のため、持続性ある実践的な多自然川づくりを推進する。	通常の河川管理の中で実施	通常の河川管理の中で実施	—
4	滋賀県	ヨシ群落保全管理事業	環境省	ヨシ群落保全条例によりヨシ群落の保全を図るとともに、ヨシ刈り等の維持管理事業やヨシ帯の造成により、ヨシ群落の維持、拡大を図る。	・ヨシ群落育成事業(県単独) 1式	・ヨシ群落造成事業 造成工事 1式 ・ヨシ群落育成事業(県単独) 1式	—
5	滋賀県	ヨシ群落維持再生事業	—	健全なヨシ群落を保全・育成するため、ヨシ刈りやヤナギの伐採及び清掃等の維持管理を実施する。	ヤナギ伐採 103本	ヤナギ伐採 80本 ヨシ群落現況調査業務 1式	—
6	滋賀県	ヨシ群落保全	—	ヨシ群落の保全に関する条例第9条に定めるヨシ群落保全基本計画に基づき保全区域内で実施するヨシ群落保全事業を支援する。	市町、自治体等が、ヨシ群落保全基本計画に基づく保全区域内で実施した、ヨシ群落保全事業に要した経費の1/3以内を交付	市町、自治体等が、ヨシ群落保全基本計画に基づく保全区域内で実施した、ヨシ群落保全事業に要した経費の1/3以内を交付	—
7	滋賀県	内湖再生検討事業	環境省	早崎内湖を再生し、湖辺域のビオトープの拠点にするとともに琵琶湖生態系の保全を行う。	・内湖環境整備工事 ・地域主体型環境調査 ・水管理業務 ・湛水地保全管理業務 ・南区詳細計画策定業務 ・南区測量業務	・地域主体型環境調査 ・水管理業務 ・湛水地保全管理業務 ・南区詳細設計業務 ・生物環境調査研究	—
8	滋賀県	みずべ・みらい再生事業(河川環境保全)	—	河川が本来有している疎通能力を回復させるとともに河川環境の保全を図り、琵琶湖の環境保全につなげる。	浚渫・草木伐開・維持補修	浚渫・草木伐開・維持補修	—
9	滋賀県	河川改修事業(多自然川づくり)	国土交通省	河川改修事業を実施するとともに、河川が本来有している生物の生息環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保全あるいは創出する。	連節ブロック 1.18km	連節ブロック 1.14km	—
10	滋賀県	自然再生事業(砂浜保全)	国土交通省	琵琶湖岸で侵食を受けている地区について、突堤、養浜、緩傾斜護岸工等の工法を組み合わせる砂浜の保全・復元を行う。	・マイアミ浜 突堤工 ・湖西圏域 湖岸保全対策施設設計、突堤工、養浜工、緩傾斜護岸工	・マイアミ浜 突堤工 ・湖西圏域 湖岸保全対策施設設計、突堤工、養浜工、緩傾斜護岸工	—

法第12条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
11	滋賀県	みずべ・みらい再生事業(湖岸保全整備事業)	—	琵琶湖岸の砂浜侵食防止対策を実施することにより、湖岸の自然的環境・景観保全を図る。	新海浜等 湖岸モニタリング調査等	新海浜等 湖岸モニタリング調査等	—
12	滋賀県	自然公園等管理事業	—	自然公園の保全・活用に資する管理を実施する。	自然公園施設等管理 96ha	自然公園施設等管理 96ha	—
13	滋賀県	おもしろ下物ビオトープ水辺のにぎわい創生事業	—	下物ビオトープをヨシやハスの観察、魚つかみ等の自然と触れ合う場として整備し、周辺施設と連携し烏丸半島の活性化を図る。	・施設の維持管理委託 ・観察会	・施設の維持管理委託 ・観察会	—
14	滋賀県	西の湖水質改善実証モデル事業	環境省	西の湖では農業濁水など琵琶湖への流入負荷を緩和する機能が期待されるが、現状はこの機能は発揮されていないと考えられることから、流入負荷と湖内要因を整理し、効果的対策を検討および実施し、内湖機能の回復につなげていく。	西の湖の水質改善に係る実証試験の実施	西の湖の水質改善に係る実証試験の実施	—
15	大津市	ヨシ保全事業	—	毎年1月末に開催している「市民ヨシ刈り」の開催、各地域で行うヨシ刈り及びヨシたいまつ点火事業の開催に伴う補助金の交付により支援する。	・市民ヨシ刈り 年1回 ・補助金の交付団体 9団体	・市民ヨシ刈り 年1回 ・補助金の交付団体 9団体	—
16	長浜市	都市計画公園管理事業	—	長浜市豊公園において除草清掃、ボランティア清掃への支援を行う。	都市公園の維持管理、ボランティア清掃への支援	都市公園の維持管理、ボランティア清掃への支援	—
17	長浜市	豊公園再整備事業	国土交通省	豊公園について、自然豊かな憩いの場として、魅力ある都市公園を目指した再整備を行う。	施設整備一式(園路整備 2,100㎡他)	施設整備一式(園路整備 2,200㎡他)	—
18	長浜市	自然公園施設維持管理事業	—	自然環境や景観の維持・保全を図るとともに、ウォーキングや自然観察会など、利用者に自然とのふれあいの場を提供するための公園施設の適正管理を行う。	湖北地域、高月地域、余呉地域、木之本地域、西浅井地域の自然公園の管理	湖北地域、高月地域、余呉地域、木之本地域、西浅井地域の自然公園の管理	—
19	近江八幡市	自然公園施設維持管理事業	—	自然公園施設の清掃、草刈り、施設の軽微な修繕等を行う。	・自然公園園地 3箇所、30,180㎡ ・自然公園トイレ施設 3箇所	・自然公園園地 3箇所、30,180㎡ ・自然公園トイレ施設 3箇所	—
20	草津市	ハス対策事業	—	大幅に生育面積が減少した、赤野井湾内群生ハスについて、生育環境条件調査等を通し、現状把握を行うことで、今後の再生の可能性を検討するため、群生ハスの適切な管理に向けた基礎データの収集業務を行う。	・赤野井湾の現存するハスの種の保存を実施 ・下物ビオトープでのハスの育成を実施	・赤野井湾の現存するハスの種の保存を実施 ・下物ビオトープでのハスの育成を実施	—
21	野洲市	ヨシ群落再生事業	水産庁	あやめ浜において、かつてあったヨシ群落を再生するためにヨシ苗の植栽を実施する。	ヨシ苗ポット 約500株、ヨシ苗マット 約50株	ヨシ苗ポット 約500株、ヨシ苗マット 約50株	—
22	野洲市	あやめ浜再生対策事業	—	あやめ浜の再生に向けての湖底ヘドロ除去、除草作業、湖底生物調査等を実施する。	湖底ヘドロ除去、水草除去、浜除草作業	湖底ヘドロ除去、水草除去、浜除草作業	—

法第12条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
23	高島市	ヨシ群落保全事業	—	ヨシ群落のヨシの育成・保護のための刈り取りならびに清掃作業等を行い、ヨシ群落の保全・再生を図る。	ヨシ群落 2ha刈り取り、火入れ	ヨシ群落 2ha刈り取り、火入れ	—
24	高島市	池沼維持管理事業	—	池沼の清掃及び除草等適正な維持管理を行い、内湖等の保全・再生を図る。	・清掃管理委託・公衆便所清掃委託等6団体(自治会、管理組合、シルバー人材センター) ・景観整備 1箇所	・清掃管理委託・公衆便所清掃委託等6団体(自治会、管理組合、シルバー人材センター) ・景観整備 2箇所 ・施設解体工事 2箇所	—
25	高島市	自然公園管理事業	—	自然公園施設が設置目的に沿った快適な野外レクリエーションの場としての効果を発揮できるよう、自然公園施設の清掃、草刈り、施設の軽微な修繕等適切な維持管理を行う。	・自然公園園地 12箇所、340,572㎡ ・自然公園トイレ施設 15箇所	・自然公園園地 13箇所、358,572㎡ ・自然公園トイレ施設 15箇所	—
26	東近江市	湖辺環境保全業務	—	伊庭内湖及びその周辺のヨシ刈り、ヨシ焼き等の環境保全及び啓発活動を実施する。	・参加人数 212名 ・面積 6000㎡	・参加人数 200名 ・面積 5,000㎡	—
27	東近江市	伊庭の里湖づくり事業	—	伊庭内湖及び周辺河川等の外来魚や特定外来水生植物を駆除する。	R5天候不良のため中止	参加人数 300名、駆除成果 100匹程度	法第13条関連の内容も含む
28	東近江市	湖辺環境保全業務	—	伊庭内湖及びその周辺に発生する特定外来水生植物の早期駆除及び湖面清掃を実施する。	駆除回数 7回、駆除成果 300kg 1059.5kg	駆除回数 7回、駆除成果 300kg	法第13条関連の内容も含む
29	滋賀県	「琵琶湖漁業再生ステップアップ」プロジェクト事業	—	水草除去、集中した外来魚駆除、ニゴロブナ、ホンモロコの種苗放流などを行う。	・ニゴロブナ稚魚の放流 ・淡水真珠母貝の生産 ・上記の効果調査	・ニゴロブナ稚魚の放流 ・淡水真珠母貝の生産者養成 ・上記の効果調査	法第13,15,16条関連の内容も含む
30	東近江市	環境保全県民活動支援事業	—	漁業者・市民・企業・各種団体の協力で、きれいな琵琶湖を取り戻すために琵琶湖岸で清掃活動を実施する。	参加人数 150名 ごみ回収量200kg	参加人数 150名(予定) ごみ回収量 200kg(予定)	法第15,20条関連の内容も含む
31	東近江市	栗見プロジェクト	—	湖辺に漂着した流木、ごみ及び美観を損なう草木の除去に向けた活動を行う。	清掃活動 6回	清掃活動 6回	法第15,20条関連の内容も含む
32	滋賀県	造成ヨシ帯機能確保緊急対策事業	—	コイ科魚類の産卵繁殖場として造成したヨシ帯の機能を保全する。	西浅井地区の造成ヨシ帯におけるヨシの補植	—	R5年度施策終了
33	滋賀県	水産基盤整備事業調査	—	老朽化した増殖場施設の現況機能の評価し、その回復手法を検討する。	浮産卵床の機能評価及び機能回復手法の検討	浮産卵床の機能評価及び機能回復手法の検討(令和5年度の繰越調査として実施)	R5年度施策終了
34	滋賀県	湖岸緑地維持整備	—	琵琶湖とその周辺におけるビオトープネットワークの形成や、自然環境の再生、保全に考慮した都市公園の維持管理を図る。	維持管理面積 157.51ha(湖岸緑地北大津地区 他)	維持管理面積 157.51ha(湖岸緑地北大津地区 他)	法第20条関連の内容も含む
35	滋賀県	都市公園維持整備	—	琵琶湖とその周辺におけるビオトープネットワークの形成や、自然環境の再生、保全に考慮した都市公園の維持管理を図る。	維持管理面積 42.5ha(びわこ地球市民の森)	維持管理面積 42.5ha(びわこ地球市民の森)	法第20条関連の内容も含む

法第12条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
36	栗東市	社会教育重点3事業	—	環境講座として自然環境の現状、環境保全に目を向け世代を超えて学習する機会を提供する。	・グリーンカーテンで夏を楽しもう(4/15) ・ホテルの学習と観察会(6/3) ・ホテルの学習と観察会(6/9) ・エコな食事メニューを考えよう(7/31) ・ゴミ減量のすすめ(10/17)	・グリーンカーテンで夏を楽しもう(5/11) ・ホテルの学習と観察会(6/1) ・ホテルの学習と観察会(6/7) ・エコな食事メニューを考えよう(8/8) ・ゴミ減量のすすめ(10/15)	法第21条関連の内容も含む

2-4-2 外来動植物による被害防止(法第13条関係)

琵琶湖において、オオバナミズキンバイ、オオクチバス等の外来動植物による生態系及び漁業への被害が問題となっていることから、これらの外来動植物の防除を行うとともに、効果的な防除方法の検討等を行うよう努めるものとする。

法第13条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	環境省	琵琶湖オオバナミズキンバイ等外来水生植物防除事業	—	急速に生育範囲が拡大している特定外来生物のオオバナミズキンバイをはじめとした外来水生植物について、生育範囲の拡大を防止するため、駆除を実施する。防除に当たっては、作業効率及び問題点等を考察することで、より効果的な防除を実施する。	防除困難地における新たな防除手法に関する知見をとりまとめるための防除試験、有識者会議等を実施。	—	令和5年度施策終了
2	滋賀県	有害外来魚ゼロ作戦事業	—	琵琶湖の水産資源の回復を図るため、在来魚に食害をおよぼす外来魚の駆除と繁殖抑制を行う。	・漁業者による外来魚の駆除と回収処理に対する支援 ・電気ショックカーボートによる産卵期集中駆除 ・検討会の実施	・漁業者による外来魚の駆除と回収処理に対する支援 ・電気ショックカーボートによる産卵期集中駆除 ・検討会の実施	—
3	滋賀県	外来生物防除対策事業	—	県民やNPO、市町等の多様な主体と協働で、侵入した外来生物の拡大を阻止する。	外来生物(オオバナミズキンバイ等侵略的外来水生植物を含む)に関する普及啓発や活動支援	外来生物(オオバナミズキンバイ等侵略的外来水生植物を含む)に関する普及啓発や活動支援	—
4	滋賀県	侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業	環境省	国が実施する防除事業や市町、県研究機関などとの連携や生態解明による効果的かつ効率的な駆除方法の確立と駆除を実施する。	オオバナミズキンバイ等の外来水生植物の駆除や総会の開催等(県補助金事業含む) 駆除重量:集計中、総会開催:2回	オオバナミズキンバイ等の外来水生植物の駆除や総会の開催等(県補助金事業含む) 駆除重量:集計中、総会開催:2回	—
5	滋賀県	生物多様性保全回復整備事業	環境省	国が実施する防除事業や市町、県研究機関などとの連携を行いつつ侵略的外来水生植物の駆除を実施する。	侵略的外来水生植物の駆除困難箇所への遮光シートの敷設等の施設整備と、施設整備箇所を中心とした巡回・監視・早期駆除の実施	—	R5年度施策終了
6	彦根市	外来水生植物駆除	—	ナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイといった外来水生植物の駆除活動の実施する。	・関係者による駆除活動 ・パネル展示や広報紙などの啓発活動	・関係者による駆除活動 ・パネル展示や広報紙などの啓発活動	—
7	守山市	オオバナミズキンバイ除去作業	—	地元自治会、NPO、企業、漁業組合、市で構成するプロジェクトによるオオバナミズキンバイの除去作業を実施する。	オオバナミズキンバイの除去作業の実施	地元自治会、NPO、企業、漁業組合、市で構成するプロジェクトによる除去活動の実施	—
8	湖南市	外来生物による被害防止	—	外来生物による農作物や生活被害の軽減のために箱罟を設置し、アライグマ、ハクビシンを捕獲する。	アライグマ・ハクビシン 66頭	アライグマ・ハクビシン 75頭	—
9	高島市	外来水生植物駆除事業	—	ボランティアを募り、イベント形式で外来水生植物の駆除を実施。	実施なし	ボランティアを募りイベント形式で外来水生植物の駆除を実施。	—

法第13条関係

施策番号	実施者等	施 策 名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
10	長浜市	琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業	環境省	琵琶湖竹生島のカワウの捕獲を琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業協議会により実施し、カワウのふん害で大きな被害を受けた竹生島の植生回復に向けた対策を実施する。	カワウ銃器捕獲、管理歩道草刈り、植生被害モニタリング調査、タブノキ林再生事業	カワウ銃器捕獲、管理歩道草刈り、植生被害モニタリング調査、タブノキ林再生事業	法第14条関連の内容も含む
11	滋賀県	びわこルールキッズ事業	ー	県内や下流府県の小中学生に外来魚の釣り上げを呼びかけ、リリース禁止の輪を広げる。なお、令和2,3年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、参加対象を県内の小中学生に限定して実施している。	琵琶湖、淀川流域府県を中心とした全国の小中学生を対象としたびわこルールキッズ事業を実施し、外来魚のリリース禁止の普及啓発を行う。	琵琶湖、淀川流域府県を中心とした全国の小中学生を対象としたびわこルールキッズ事業を実施し、外来魚のリリース禁止の普及啓発を行う。	法第21条関連の内容も含む

2-4-3 カワウによる被害防止等(法第14条関係)

カワウによる漁業及び植生被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく防除措置等の有効な実施に関する支援を行い、カワウの防除措置、捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全等カワウの被害に係る自然環境の回復を図るよう努めるものとする。

法第14条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	林野庁(農林水産省)	野生鳥獣との共存に向けた環境等整備	—	対象地域内に生息する野生鳥獣との共存に向けた対策を生態的なデータに基づいて行う。	・樹木枯損度調査 ・植生調査 ・歩道の草刈り及びその付帯作業	・植生調査 ・歩道の草刈り及びその付帯作業	—
2	環境省	カワウの広域保護管理のための体制の確立及び対策の推進	—	広域に移動するカワウの保護管理を行うため、関係府県が連携して取り組むことが重要であることから、関係機関により広域協議会を設置し、広域管理に向けての取組を推進する。	広域協議会(1回)の開催、調査結果のとりまとめ	広域協議会(1回)の開催、調査結果のとりまとめ、市街地周辺の大型コロニーにおけるカワウ捕獲作業及びその前後のモニタリング	—
3	滋賀県	カワウ漁業被害防止対策事業	水産庁	カワウの食害による漁業被害を軽減させるため、営巣地においてカワウの捕獲を行うとともに、飛来地において花火や防鳥糸等による被害防除を行う。	漁場に飛来するカワウの捕獲・追い払い	漁場に飛来するカワウの捕獲・追い払い	—
4	滋賀県	カワウ広域管理捕獲実施事業	農林水産省	カワウによる竹生島の植生被害及び琵琶湖の漁業被害の減少を図るため、大規模コロニー(竹生島、伊崎半島)において、カワウの捕獲を実施する。	竹生島で捕獲を実施	竹生島で捕獲を実施	—
5	滋賀県	新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業	—	カワウの生息数は減少しているが、新たに形成、急速に生息数が拡大しているコロニーがあり、こうしたカワウの行動の変化に対応して対策を推進する。	彦根市、長浜市でカワウ対策を実施	彦根市、長浜市、日野町でカワウ対策を実施	—
6	滋賀県	琵琶湖北部カワウ等対策事業	—	竹生島等の琵琶湖北部地域において、優れた景観やその周辺の自然環境を守り、森林再生を図る。	竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が行う事業に要する経費を助成	竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が行う事業に要する経費を助成	—
7	滋賀県	カワウ銃器捕獲モデル事業	農林水産省	住宅近くでの銃器捕獲の課題を整理し、安全管理に関するマニュアルを作成することを目的として、試行的に銃器捕獲を実証する。併せて、銃器捕獲による影響のモニタリング調査を行う。	高島市で捕獲を実施、マニュアルの作成及びモニタリング調査	高島市で捕獲を実施、マニュアルの作成及びモニタリング調査	令和5年度新規施策
8	大津市	カワウ駆除対策事業	—	花火による追い払い及び営巣阻止、防鳥糸設置による食害防止などのカワウ被害対策を実施する。	3河川(防除出役日数124日)	3河川	—
9	長浜市	水産振興事業	—	河川でのカワウによる水産被害軽減のため、追い払いや銃器捕獲を実施する。	カワウ対策(防鳥糸の設置)	カワウ対策(防鳥糸の設置)	—
10	高島市	カワウ被害防除対策事業	—	銃器による駆除、花火による追い払い、防鳥糸の設置等により、カワウによる漁業被害の軽減を図る。	・花火防除 200本 ・防鳥糸設置 5箇所	・花火防除 300本 ・防鳥糸設置 5箇所	—

法第14条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
11	東近江市	カワウによる被害防止等	—	カワウによる水産業被害の防止のため、 防除花火、防鳥糸設置、銃器駆除を実施する。	防除花火 250本 銃器捕獲 1,008羽	防除花火 250本 銃器捕獲 1,000羽	—

2-4-4 水草の除去等(法第15条関係)

底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保等のため、大量繁茂している水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成及び湖岸に漂着したごみの処理に努めるものとする。

また、水草の除去方法や有効利用等について検討するとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

法第15条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	滋賀県	水草刈取事業	—	水草刈取り船(ハーベスター)により水深1.5mまでの水草を刈り取り、刈り取った水草の有効利用を行う。	・ヒシ表層刈取 30,000㎡ ・ヒシ根こそぎ刈取 82,000㎡	・ヒシ表層刈取 20,000㎡ ・ヒシ根こそぎ刈取 80,000㎡	—
2	滋賀県	水草刈取事業	内閣府	異常繁茂している琵琶湖の水草を刈り取ることによって、生活環境や生態系への影響を改善するとともに、異常繁茂している水草を有効利用し、資源循環させる。	・表層部(1.5m)の水草刈取事業 ・根こそぎ刈り取り事業 ・有効利用:農地等	・表層部(1.5m)の水草刈取事業 ・根こそぎ刈り取り事業 ・有効利用:農地等	—
3	滋賀県	水草刈取事業	国土交通省	異常繁茂した水草により、湖流の停滞が生じる事を防止し、琵琶湖南湖における健全な生物生息空間を再生するため、水草の刈り取りを実施する。	根こそぎ刈取 30ha	根こそぎ刈取:30ha	—
4	滋賀県	水草除去緊急対策事業(自治振興交付金)	—	市町が実施した水草類の処理に対して支援を行う。	水草類の処理に要した経費の1/2以内を交付	水草類の処理に要した経費の1/2以内を交付	—
5	滋賀県	ダム管理事業(流木等の除去)	—	流木が琵琶湖に漂着しないように、ダム湖で流木を捕捉し回収を行う。	流木撤去(随時)	流木撤去(随時)	—
6	滋賀県	漂着ごみ等処理事業	—	台風や豪雨等による出水により琵琶湖に流れ込み、治水上支障となる漂着ごみ等を処理する。	漂着ごみ等処理(随時)	漂着ごみ等処理(随時)	—
7	滋賀県	散在性ごみ対策事業	—	環境美化監視員を設置し、監視・パトロール、指導、啓発等を行う。	環境美化監視員の設置 7名	環境美化監視員の設置 7名	—
8	滋賀県	水産基盤整備事業(覆砂)	水産庁	セタシジミの産卵繁殖場となる砂地を回復させ、水産資源の増大を図るため、かつて主要漁場であった南湖において、砂地造成する。	砂地造成 5.25ha(令和4年度の繰越工事として実施)	実施予定なし	—
9	滋賀県	水産振興企画調整費	—	かつてシジミの好漁場であった南湖東岸の湖底は、窪地の存在により、現在シジミ漁場として利用できなくなっていることから、窪地が魚介類に与える影響を把握し、埋戻し等効率的な手法を検討するため、外部有識者からの情報・助言を得ながら南湖くぼ地の埋戻しや平坦化等を簡便かつ低コストで実施できる手法等を協議する検討会を実施する。	休止中	南湖湖底環境改善検討会において、窪地の現状把握や改善手法の整理により南湖湖底環境改善事業の具体化を検討	—

法第15条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
10	滋賀県	ごみゼロしが推進事業	—	ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、県民・事業者・団体・行政等が互いに連携・協力しながら、循環型社会の形成に向け、使い捨てプラスチックごみの発生を抑制するため、マイバッグやマイボトル等の利用促進を図る。	・マイバッグ持参率 85%以上 ・マイボトル使用可能な給水等スポット数 17箇所新規追加	・マイバッグ持参率 85%以上 ・マイボトル使用可能な給水等スポット数 15箇所新規追加	—
11	大津市	河川愛護活動事業	—	湖岸、河川などの美化、保全を図るため、河川愛護団体を支援する。	河川愛護団体に報償費を支払う(61団体)	河川愛護団体に報償費を支払う(63団体)	—
12	大津市	環境美化推進業務	—	市管理の湖岸に漂着した水草等の除去、処理運搬を実施する。	回収水草 11.4t	回収水草 11.4t	—
13	彦根市	河川維持事業	—	彦根旧港湾において水草の除去を行う。	彦根旧港湾の水草除去 23,000㎡	彦根旧港湾の水草除去	—
14	彦根市	水草除去緊急対策事業	—	漁港内に繁茂する水草を除去し、漁船の事故を防止し漁港施設泊地内を行き交う船の安全を確保する。	水草除去	水草除去	—
15	彦根市	河川愛護活動事業	—	地域住民の自主的な活動と協働による河川管理を行う。	草刈・清掃 487,236㎡、川ざらえ 130㎡、伐竹 10,625㎡、竹木処分 9回	草刈・清掃483,203㎡、川ざらえ135㎡、伐竹10,625㎡、竹林処分9日	—
16	彦根市	河川維持事業	—	河岸の保全及び再生のため、堤防除草等により水辺環境の改善を図る。	実績なし	実施予定なし	—
17	彦根市	「びわ湖の日」環境美化活動	—	7月1日のびわ湖の日に合わせて、市内の湖岸清掃活動等を実施する。	ボランティア参加者(150名程度)による湖岸清掃 1回	ボランティア参加者(150名程度)による湖岸清掃 1回	—
18	彦根市	地域清掃活動及び衛生事業	—	河川や水辺の清潔の保持のため、市内準用河川等に係る草刈・清掃・川ざらえ等を実施する。	実施自治会に、回収車両を配車 実施自治会清掃回数 計 396回	実施自治会に、回収車両を配車する。 実施自治会清掃回数 計 360回	—
19	彦根市	ごみの散乱防止事業	—	河川や水辺の清潔の保持するため、琵琶湖等の一斉清掃、不法投棄防止ための施策等を実施する。	不法投棄の監視パトロール及び収集	不法投棄のパトロールおよび収集	—
20	長浜市	水草除去対策事業	—	公衆衛生維持のため、琵琶湖岸に発生する水草類の除去及び処分する。	琵琶湖岸に発生する水草類の除去及び処分	琵琶湖岸に発生する水草類の除去及び処分	—
21	長浜市	米川支流環境づくり協議会	—	米川支流の環境を美しく保全するため、米川支流の河川パトロールを実施する。	河川清掃 年5回	河川清掃 年5回(予定)	—
22	長浜市	河川愛護活動事業	—	市民と行政が協働で市内一級河川に係る草刈・清掃・川ざらえ・竹木伐採・竹木処分等を実施する。	・草刈・清掃 1,293,859㎡ ・川ざらえ 389.5 ㎡ ・竹木の伐採 13,637 ㎡	・草刈・清掃 1,293,859 ㎡ ・川ざらえ 389.5 ㎡ ・竹木の伐採 13,637 ㎡	—
23	近江八幡市	河川愛護活動事業	—	地域住民の自主的な活動と協働による河川管理を行う。	地元団体による河川愛護活動への補助 82団体	地元団体による河川愛護活動への補助 85団体	—
24	守山市	水草除去等環境保全活動支援	—	水草の除去等の環境保全活動を行う市民や団体を活動報償により支援する。	市民や団体を活動報償により支援	市民や団体を活動報償により支援	—
25	守山市	琵琶湖総合保全市町交付金	—	湖岸沿いのごみの収集及び湖上の浮遊ごみ等の回収を行う。	11月実施	11月実施予定	—
26	守山市	ごみゼロ運動	—	「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」に基づき、湖岸(なぎさ公園一帯)で環境美化活動を実施する。	5月28日開催	6月1日開催	—

法第15条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
27	守山市	ごみのない美しい街づくり運動	—	地元住民参加のもと町内の道路、河川沿岸及び水路の草刈、清掃、浚渫活動を行う。	3回開催(令和5年11月19日、11月26日、12月3日に開催)	3回開催(令和6年11月17日、11月24日、12月1日に開催)	—
28	栗東市	美化推進対策事業 (自治振興交付金)	—	びわこの日、環境美化の日を基準とする自治会の一斉清掃活動を推進することを目的に補助を行う。	125自治会に対して補助	自治会に対して補助	—
29	栗東市	散在性ごみ回収事業	—	ポイ捨て等の拡大防止を図り、地域の快適な生活環境を確保するため、ポイ捨てごみ等の迅速な回収作業及び車両による巡回パトロールを行う。	2人一組で120日(回)、1日あたり5時間	2人一組で120日(回)、1日あたり5時間	—
30	栗東市	河川愛護事業	—	自治会が行う河川の清掃活動に対し補助を行う。	40自治会、1地域振興協議会	43自治会、1地振協	—
31	栗東市	不法投棄対策事業	—	不法投棄監視員のパトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見を目的とし、不法投棄があった場合は迅速な対応を図る。	・不法投棄監視員(8人)による巡回(月2回) ・不法投棄除去 ・2業者(地域分け)により回収業務(月2回)	・不法投棄監視員(8人)による巡回(月2回) ・不法投棄除去 ・2業者(地域分け)により回収業務(月2回)	—
32	野洲市	ごみゼロ大作戦	—	湖岸の散在性ごみを拾うことで環境美化を図る。	49団体による、事業所周り・湖岸等の清掃作業	49団体による、事業所周り・湖岸等の清掃作業	—
33	野洲市	湖岸美化清掃	—	湖岸の環境美化対策として、ビーチクリーナー等による清掃を実施する。	散在性ごみ収集作業 約26,500㎡	散在性ごみ収集作業 約21,500㎡	—
34	高島市	水泳場水草刈り事業	—	水泳場に発生した湖中の藻を迅速に除去し、琵琶湖の保全・再生を図る。	水草刈り・搬出 4水泳場	水草刈り・搬出 4水泳場	—
35	高島市	河川維持管理事業	—	河川公園、河川敷の除草清掃、普通河川の浚渫等、適正な維持管理を行い、河川等の保全と再生を図る。	・河川公園、河川敷の除草清掃 7箇所117,270㎡ ・琵琶湖岸漂着物撤去(市内全域) ・河川浚渫工事 1,222㎡	・河川公園、河川敷の除草清掃 7箇所117,270㎡ ・琵琶湖岸漂着物撤去(市内全域) ・河川浚渫工事 1,222㎡	—
36	高島市	美化推進対策事業	—	美化推進地域の清掃活動及び美化推進の啓発を実施する。	清掃活動、美化推進の啓発 23地域	清掃活動、美化推進の啓発 23地域	—
37	高島市	河川愛護事業	—	河川環境美化活動に助成を行い、多様な主体による協働の推進を図る。	・草刈り・清掃1,164,730㎡ ・川ざらえ 195㎡	・草刈り・清掃1,164,730㎡ ・川ざらえ 195㎡	—
38	東近江市	美化推進対策事業 (自治振興交付金)	—	環境美化推進員による、琵琶湖岸の清掃及び除草作業を実施する。	不法投棄回収件数 68件	不法投棄回収件数 75件(予定)	—
39	米原市	湖岸クリーンアップ事業	—	湖岸に漂着するごみの除去を行う。	湖岸清掃 28回程度	湖岸清掃 31回程度	—
40	豊郷町	美化推進対策事業	—	住民・行政・関係団体等が一体となって河川の美化清掃を実施する。	みな川・宇曽川の美化清掃実施(燃やすごみ 100kg～150kg・燃えないごみ 240kg～445kg程度)	宇曽川の美化清掃実施(可燃ごみ 360kg、不燃ごみ 210kg)	—
41	甲良町	甲良町自治会環境美化推進 奨励事業費補助金	—	甲良町内の自治会が行う住民相互の協力による自主的な清掃活動等に補助金を交付する。	13集落支援、1法人、4任意団体	支援予定数 13集落	—

法第15条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
42	甲良町	不法投棄監視・収集運搬業務	—	甲良町一般廃棄物処理実施計画にある不法投棄対策に基づき、通年月2回の不法投棄の監視、回収を行なう。	月2回実施	月2回(平日)実施予定、投棄粗大・家電緊急対応	—
43	多賀町	ごみゼロ清掃活動事業	—	県が定める環境美化の日にあわせて、町内の集落・事業所・行政が一斉に町内の清掃活動を行う。	各集落、事業所、行政とも年1回程度	各集落、事業所、行政とも年1回程度	—
44	多賀町	芹川沿岸清掃活動事業	—	県が定める環境美化の日にあわせて、町内の芹川流域の集落・事業所・行政が一斉に芹川沿岸の清掃活動を行う。	年1回、周辺集落及び事業所に呼びかけ清掃活動を実施	年1回、周辺集落及び事業所に呼びかけ清掃活動を実施	—

法第15条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
45	多賀町	河川愛護活動事業	—	町内一級河川の草刈り等を実施する。	町内一級河川の草刈り等の活動	町内一級河川の草刈り等の活動	—
46	滋賀県	水草刈取事業	—	彦根旧港湾(彦根市)において生活環境の保全、景観保護のため、異常繁殖している水草の除去を行う。	水草除草工 22,000㎡	水草除草工 22,000㎡	法第20条関連の内容も含む
47	滋賀県	環境保全県民活動支援事業	—	環境美化に対する県民等の意識の高揚を図る。	・環境美化活動の実施 ・美しい湖国をつくる会への補助	・環境美化活動の実施 ・美しい湖国をつくる会への補助	法第22条関連の内容も含む
48	滋賀県	淡海エコフオスター事業	—	地域の環境美化を定期的に行うボランティア団体(企業、住民団体等)の活動支援(実施区域の一部に湖岸及び河川を含む)を行う。	・活動希望場所の管理者等との調整 ・傷害保険及び賠償責任保険への加入費を支援	・活動希望場所の管理者等との調整 ・傷害保険及び賠償責任保険への加入費を支援	法第22条関連の内容も含む

2-5 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項(法第16条～19条関係)

2-5-1 水産資源の適切な保存及び管理等(法第16条関係)

琵琶湖における水産資源を回復し、漁業の振興を図るため、稚魚の放流等水産動物の種苗の放流、砂地造成等漁場の整備及び保全、資源管理型漁業の推進等により、水産資源の適切な保存及び管理等を図るよう努めるものとする。

法第16条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	滋賀県	水産資源評価モニタリング	—	生物多様性に配慮しながら、琵琶湖の生態系を総合的に修復する技術を開発する。	・水産資源の評価手法の確立とモニタリング ・湖底の貧酸素化の実態調査 ・ホンモロコ繁殖動態研究	・水産資源の評価手法の確立とモニタリング ・湖底の貧酸素化の実態調査 ・ホンモロコ繁殖動態研究 ・ウナギの資源管理に関する研究	—
2	滋賀県	水産多面的機能発揮対策事業	水産庁	漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資するヨシ帯・干潟等の保全など地域の取組を支援する。	28の活動組織が ・ヨシ帯の保全 ・干潟の保全 ・内水面の生態系維持 ・教育と啓発の場の提供等を実施	29の活動組織が ・ヨシ帯の保全 ・干潟の保全 ・内水面の生態系維持 ・教育と啓発の場の提供等を実施	—
3	滋賀県	多様で豊かな湖づくり推進事業	内閣府	種苗放流等により水産業の基盤確保を図る。	・ニゴロブナ放流 20 mm種苗 952万尾、120 mm種苗 96.9万尾 ・ウナギ放流 種苗 1,000 kg ・ビワマス放流 種苗 52.2万尾 ・アユ放流:親魚 19 t	・ニゴロブナ放流 20 mm種苗 860万尾、120 mm種苗 90万尾 ・ウナギ放流 種苗 1,000 kg ・ビワマス放流 種苗 50万尾 ・アユ放流:親魚 20 t	—
4	滋賀県	セタシジミ種苗放流事業	—	草津市志那沖の砂地造成漁場において、セタシジミ種苗を放流する。	セタシジミ稚貝放流 1,260万個	セタシジミ稚貝放流 1,200万個	—
5	滋賀県	セタシジミ資源保護増殖事業(令和2年度、3年度)、セタシジミ資源の持続的管理実証事業(令和4年度～)	—	極めて資源水準が低下したセタシジミ漁場に親貝を積極的に導入するとともに、資源回復までそれらを保護するため、親貝の移植放流及び禁漁等の資源保護対策を行い、漁場の復活を図る。また、セタシジミの資源回復を図るため、対策検討会議を立ち上げる。令和4年度から資源の持続的管理システムの構築に向けた総合的研究を併せて行う。	・親貝の移植放流と稚貝の放流及び保護区の設定 ・資源状況の推移のモニタリング ・検討会の実施 ・漁場における再生産の現状把握 ・種苗量産技術開発研究	・親貝の移植放流と稚貝の放流及び保護区の設定 ・資源状況の推移のモニタリング ・検討会の実施 ・漁場における再生産の現状把握 ・種苗量産技術開発研究	—
6	滋賀県	水産物流通促進対策事業	—	県内産魚介類の消費の拡大や付加価値の向上を支援する。	滋賀県水産加工品品評会の開催	滋賀県水産加工品品評会の開催	—
7	滋賀県	しがの水産物流通拡大対策事業	—	「びわサーモン」のイメージアップ活動など、生産者が行う消費促進活動に対して支援する。	「びわサーモン」のイメージアップ活動等	—	R5年度をもって補助事業を終了
8	滋賀県	川の魅力丸ごと体感事業	水産庁	河川漁業への県民の理解の促進と遊漁者の増加を図るため、川の魅力体験学習会や釣り教室を実施する。	川の魅力体験学習会や釣り教室の実施	川の魅力体験学習会や釣り教室の実施	—

法第16条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
9	滋賀県	種苗放流促進事業	—	アユ、アマゴ、イワナの種苗を河川漁場に放流し、資源維持・増大を支援する。	河川漁場の水産資源の増殖のために行うアユ、アマゴ、イワナの種苗放流経費に対する支援	河川漁場の水産資源の増殖のために行うアユ、アマゴ、イワナの種苗放流経費に対する支援	—
10	滋賀県	琵琶湖漁業ICT化推進調査事業	—	漁場と漁獲魚の動態を可視化し、漁労行為をデータ化することで、漁獲量の安定、漁労技術の継承を図る。	・沖曳網漁業の漁労行為のデータ化 ・ビワマス小系網漁業の網掛かり時間把握	・沖曳網データの補完収集 ・ビワマス調査結果とりまとめ ・沖曳網マニュアルの作成	—
11	滋賀県	湖底耕耘による漁場生産力向上実証研究	農林水産省	湖底耕耘による湖水中への栄養塩の回帰効果を把握する。	・湖底耕耘による珪藻休眠細胞利用可能性調査	・湖底耕耘による珪藻休眠細胞利用可能性調査	—
12	滋賀県	多様で革新的な流通モデル実践事業	内閣府	県産水産物の流通促進を図る。	・漁業組織が経営スキルの強化を目的に、流通事業者と連携して新たな流通モデルの検討・実践を行う取り組みを支援 ・首都圏等を対象とした新たな流通モデルについて実践レベルで試行。	・漁業組織による県域での品質基準実現のための生産・流通の調整・試行および流通・販売事業者への湖魚の魅力訴求活動を支援	—
13	滋賀県	しがの漁業担い手フルサポート事業	内閣府	漁業の担い手による水産物の販売力向上を図る。	漁業の担い手と湖魚取扱飲食店等との連携機会を創出する。	「琵琶湖システム」を構成する伝統漁法を学ぶ研修の実施、「琵琶湖システム」の仕組みと価値を学ぶことで魅力発信スキルを高める研修の実施	R6より、しがの漁業担い手ステップアップサポート事業を統合
14	滋賀県	しがの漁業担い手ステップアップサポート事業	内閣府	意欲ある漁業の担い手を確保する。	漁業への就業希望者に対して研修を実施するとともに、勉強会等により研修後のステップアップをサポートする。	—	R6事業統合により再編
15	滋賀県	びわ湖のめぐみ紹介WEBサイト機能拡充業務	内閣府	「びわ湖のめぐみ」の魅力を消費者及び観光客にPRする。	琵琶湖八珍WEBサイトを活用して、担い手によるPR活動や湖魚取扱店舗情報を発信する。	湖魚の認知度向上・活用機会創出に向けた情報発信	—
16	滋賀県	淡水真珠母貝の生産安定化研究	—	低迷している淡水真珠養殖業の振興を目的に、母貝の安定的な生産技術の開発に取り組む。	・養殖ナマズを用いた採苗技術改良・開発 ・脱離稚貝～沖出しまでの生産技術開発 ・真珠漁場のモニタリング ・在来イケチョウガイの育成技術開発・系統保存のための知見集積	—	令和5年度施策終了
17	滋賀県	しがの漁場利用ルールの見える化推進事業	—	複雑で見えにくい漁場ルールを可視化するWebアプリを構築する。	漁業権漁場情報のアップデートやビワマス引縄釣遊漁者からの採捕報告機能を追加し、利便性の向上、遊漁を含めた資源評価の迅速化を図る。	令和5年度でシステム開発終了。令和6年度以降は運用保守のみ。	—
18	大津市	水産振興事業	—	漁場の環境改善及び水産資源の増殖を図るため、内水面振興事業、南湖水産振興事業、水産振興対策協議会事業を実施する。	稚魚放流 2,500kg	稚魚放流 2,500kg	—
19	大津市	漁港等水産施設管理事業	—	市内3漁港及び4舟だまり施設を指定管理にて管理を行い、管理者は港湾の藻や水草、浮遊ゴミの除去を実施する。	漁港等周辺の藻、水草、浮遊ゴミの除去	漁港等周辺の藻、水草、浮遊ゴミの除去	—
20	彦根市	旧港湾清掃委託事業	—	旧港湾の環境保全のため散在ごみを回収する。	年間5回	年間5回	—

法第16条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
21	長浜市	漁場クリーンアップ事業	—	漁場の生産力の回復・漁場環境の保全に努めることを目的として、浮遊、散在性廃棄物の回収及び除去を委託する。	・漁港等の適正な維持管理 ・漁協により漁場及び産卵繁殖上の清掃 2漁協	・漁港等の適正な維持管理 ・漁協により漁場及び産卵繁殖上の清掃 2漁協	—
22	長浜市	稚魚等放流事業	—	稚魚等の放流による地域の漁場資源の回復・拡大を支援する。	・漁場環境整備 ・漁場の清掃・稚魚放流による水産の振興 4漁協を支援(丹生川漁協は高時川濁水問題により実施できず)	・漁場環境整備 ・漁場の清掃・稚魚放流による水産の振興 5漁協を支援	—
23	長浜市	水産業振興事業	—	長浜市産の水産物(ビワマス)を使った特産品を推進し、農水産業者の所得向上と地域内経済の活性化を図る。	水産物特産品協議会	水産物特産品協議会	—
24	近江八幡市	水産業振興事業	—	琵琶湖(内湖及び市域の流入河川含む)の環境保全及び漁場生産力の向上並びに市内水産業の6次産業化を推進する。	・びわ湖一斉清掃 ・漁業まつり等 ・市内イベントでの琵琶湖水産物の販売 ・琵琶湖の環境保全等にかかる啓発資材の作成・配布	・びわ湖一斉清掃 ・漁業まつり等 ・市内イベントでの琵琶湖水産物の販売 ・琵琶湖の環境保全等にかかる啓発資材の作成・配布	—
25	草津市	漁港指定管理	—	漁港の適正管理を行う。	北山田漁港、志那漁港	北山田漁港、志那漁港	—
26	草津市	水産振興協議会活動費補助金	—	環境保全の重要性や水産業への興味を深め、外来魚の問題を意識する機会を創出するため、草津市水産振興協議会が行う活動に対して補助する。	第32回草津水産まつりの開催(6/4)	第33回草津水産まつりの開催(6/2)	—
27	守山市	漁場清掃事業	—	玉津・小津漁業協同組合及び守山漁業協同組合の漁場の保全のための清掃を行う。	清掃業務を実施	玉津・小津漁業協同組合及び守山漁業協同組合の漁場の保全のための清掃業務を行う。	—
28	守山市	守山市水産振興事業補助金	—	淡水魚類の消費拡大を図り、水産振興の普及啓発を行うための事業に補助を行う。	5月～翌年3月にかけて実施主体である玉津小津漁業協同組合及び守山漁業協同組合が実施	5月～翌年3月にかけて実施主体である玉津小津漁業協同組合及び守山漁業協同組合が実施。	—
29	野洲市	童子川・家棟川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクト	—	琵琶湖固有種であるビワマスの生息環境を整備することにより、河川環境の保全を図る。	・河川清掃活動 ・産卵床造成 ・ビワマスフォーラムの開催 ・稚魚調査	・河川清掃活動 ・産卵床造成 ・ビワマスフォーラムの開催 ・稚魚調査	—
30	高島市	産卵繁殖場保全事業	—	ニゴロブナ、ホンモロコ等の産卵場所であるヨシ帯を対象に漂着物等を回収し、漁場の再生・保全を図る。	4漁業協同組合	4漁業協同組合	—
31	高島市	漁港管理事業	—	漁港内に繁茂する水草の除去及び港湾内浚渫を行う。	—	—	—
32	高島市	漁業振興対策事業	—	河川漁業協同組合が行う内水面漁業の振興対策として、義務放流分を超える稚魚及び成魚の放流に対し助成を行う。	・鮎など放流事業補助(3漁協) ・漁業振興連絡会運営(10漁協)	・鮎など放流事業補助(3漁協) ・漁業振興連絡会運営(10漁協)	—
33	米原市	漁場クリーンアップ事業	—	漁場環境の保全と生産力の回復を図るため、浮遊、散在性廃棄物の回収処分及び立木の伐採処分を活動組織に委託する。	2地区に委託	2地区に委託	—

2-5-2 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興（法第17条関係）

多様な生物を育む水田の整備等環境に配慮した農業のほか、琵琶湖流域の森林の多面的機能の発揮に貢献する林業、木材の有効活用に関連する産業その他琵琶湖の保全及び再生に資する環境関連産業等、琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興を図るよう努めるものとする。

法第17条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	農林水産省	国営かんがい排水事業	—	水利施設の保全計画に基づく保全更新対策等を行う。	2地区	2地区	—
2	滋賀県	環境保全型農業直接支払交付金	農林水産省	農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する。	交付金対象取組面積 12,403ha	交付金対象取組面積:13,614ha	—
3	滋賀県	県営かんがい排水事業	農林水産省	農業用排水路等の農業生産基盤の保全や整備を行う。	保全・整備 20地区	保全・整備 18地区	—
4	滋賀県	県営経営体育成基盤整備事業	農林水産省	農業生産を担う経営体への農地の利用集積を推進、大規模な農業経営の実現を図るため、農地の区画整理や老朽化した末端農業用排水施設の更新整備を行う。	更新整備 20地区	更新整備 21地区	—
5	滋賀県	県営中山間地域総合整備事業	農林水産省	耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地を保全するための区画整理等を実施する。	農地の区画整理等 2地区	農地の区画整理等 2地区	—
6	滋賀県	団体営かんがい排水事業	農林水産省	農業用排水路等の農業基盤の保全や整備を行う。	保全・整備 一式	保全・整備 一式	—
7	滋賀県	ふるさと・水と土保全対策	農林水産省	農業・農村の多面的機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化を図る。	研修事業一式、推進事業一式	研修事業一式、推進事業一式	—
8	滋賀県	都市農村交流事業	農林水産省	農村地域で取り組まれている活動の情報発信や都市農村交流の受入体制の整備、各活動の魅力の向上による農村地域の活性化を図るため、ウェブサイトの運用や研修会の開催等を行う。	・HPの内容充実と情報発信 一式 ・農泊推進に向けた研修会及びネットワーク組織構築にかかる説明会の開催	・HPの多言語対応と情報発信 ・農泊推進に向けた研修会及びネットワーク組織の構築による県域での情報共有や交流の強化	—
9	滋賀県	琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語創造プロジェクト	—	農村地域の生態系保全に繋がる「豊かな生きものを育む水田づくり」の取組みを拡大する。	・魚道設置支援 ・水田での生きもの調査の実施 ・魚のゆりかご水田米認証業務の実施 ・魚のゆりかご水田米のPR活動 等	・魚道設置支援 ・出前講座の実施 ・魚のゆりかご水田米認証業務の実施 ・魚のゆりかご水田米のPR活動 等	—
10	滋賀県	しがの農水産物マーケティング戦略推進事業	—	滋賀県産農畜水産物の総合的なPR活動の推進、県の顔となる農水産物を育成する。	・マーケティング推進会議の開催 1回 ・「しがの食材」総合的PRの実施（大都市圏でのPR等）	・マーケティング推進会議の開催:2回 ・「しがの食材」総合的PRの実施	—

法第17条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
11	滋賀県	しがの地産地消・食育推進事業	農林水産省	子どもや消費者に対し、学校給食や食育体験等を通じて地域農業や食材への理解を促進することで地産地消の推進および農水産業の活性化を図る。	・直売所、学校給食関係者など関係機関との連携強化及び県民への情報提供、農畜水産分野からの食育を推進 ・地産地消・食育推進会議開催地域5地域	・直売所、学校給食関係者など関係機関との連携強化及び県民への情報提供、農畜水産分野からの食育を推進 ・地産地消・食育推進会議開催地域5地域(見込み)。	—
12	滋賀県	世界農業遺産プロジェクト推進事業	—	R4年7月の「世界農業遺産」の認定を契機として、県産物の高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、滋賀の農林水産業を健全な姿で次世代に引き継ぐ。	・「世界農業遺産」の認定記念式典出席一式 ・認定記念イベントの開催 1回 ・イベントなどのPR活動及び啓発資材作成一式 ・湖魚と県産食材によるグルメ開発	・認定記念イベントの開催 1回 ・イベントなどのPR活動及び啓発資材作成一式 ・SNSを活用した魅力発信 一式 ・湖魚と県産食材によるグルメ開発メニューの展開	—
13	滋賀県	オーガニック近江米等産地育成事業	農林水産省	環境こだわり農業のブランド力向上を図り、琵琶湖と共生する本県農業の健全な発展に資するため、象徴的な取組としてオーガニック農業を推進する。	・乗用型水田除草機の導入 ・有機JAS認証取得支援補助 ・有機栽培研修会等の開催 ・市町のオーガニック農業の産地づくり支援	・有機農業をすすめる人材育成、普及促進 ・有機農業への転換推進 ・有機JAS認証の取得支援 ・オーガニック等栽培技術の調査・研究 ・オーガニック農業モデル地区の創出	—
14	滋賀県	獣害総合対策推進事業	農林水産省	鳥獣による農作物被害を抑えるため、侵入防止柵の設置等を進める市町(協議会)を支援するとともに、新技術の現地実証・普及や、専門的知識を有する人材の育成を通して、地域の被害に応じた獣害対策を促進する。	・17市町協議会に対する支援(交付金交付) ・新技術の現地実証2技術	・17市町協議会に対する支援(交付金交付) ・新技術の現地実証2技術	—
15	滋賀県	林業労働力確保支援センター事業	林野庁	雇用管理の改善や事業の合理化等の取組について林業労働力確保支援センターを通じて支援する。	林業労働力育成協議会開催	林業労働力育成協議会開催	—
16	滋賀県	林業労働安全衛生総合対策事業	林野庁	林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部が行う取組みを支援する。	林業労働災害防止、安全指導等	林業労働災害防止、安全指導等	—
17	滋賀県	林業雇用環境改善事業	—	雇用環境の改善や担い手育成などを行う森林組合等を支援する。	林業就業環境の改善を目的に各種厚生事業の掛金を助成	林業就業環境の改善を目的に各種厚生事業の掛金を助成	—
18	滋賀県	未来へつなぐ木の良さ体感事業	—	びわ湖材の利用に対する県民、事業者及び市町の理解促進と利用拡大を図るため、住宅や公共施設の木造化・木質化をはじめ、県産材の製品開発、産地証明、木質バイオマス利用等の取組に対して支援する。	・県産材住宅、公共施設等の木造化・木質化 ・県産材の製品開発、産地証明 ・木育の推進、木育拠点施設整備の推進 ・木育のビジネス化に向けた支援 ・未利用材の利活用、木質バイオマスの地域循環の促進	・県産材住宅、公共施設等の木造化・木質化 ・県産材の製品開発、産地証明 ・木育の推進、木育拠点施設整備の推進 ・未利用材の利活用	—
19	滋賀県	しがの林業・木材産業強化対策事業	—	森林組合の経営を強化し、素材生産体制の強化を図る。また地域で生産されたA材が地域で有効利用される仕組みの構築、B材を中心とした県外大型需要に対応した流通体制の整備を支援する。	・川上における生産力の強化 ・A・B・C材の流通、販売の強化に対する支援	・川上における生産力の強化 ・A・B・C材の流通、販売の強化に対する支援	—

法第17条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
20	滋賀県	「やまの健康」推進事業	—	森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や県民全体との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿（やまの健康）を実現する。	・SNS等を活用した「やまの健康」の普及啓発 ・企業がやまに関わるためのメニュー整備や体制づくり	・SNS等を活用した「やまの健康」の普及啓発 ・滋賀県版企業の森づくりの推進	—
21	滋賀県	森林・林業人材育成事業	—	台風等の災害対応や、新たな森林経営管理制度導入への対応が求められる一方で、林業従事者の減少や高齢化、市町職員に対する専門的な知識・技術が求められており、人材育成が急務になっていることから、林業の既就業者及び市町職員を対象に即戦力となる人材の育成を目的として新たな研修機関を開講し運営するとともに、より高度で濃密な研修（教育）を行う。	・既就業者コース（2班） ・新規就業者コース（6名、159日） ・市町職員コース（14市町、46人、9日）	・既就業者コース（2班） ・新規就業者コース（6名） ・市町職員コース（19市町）	—
22	滋賀県	滋賀ウォーターバレー・水環境ビジネス推進事業	内閣府	産学官民連携のプラットフォームである「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動を基盤として、高い成長が見込まれるアジア市場を重点にビジネスプロジェクトの創出・展開を図るため、県内企業が行う実現可能性調査や実証実験等を支援する。 また、国内外の見本市への出展等により販路開拓を支援する。	・見本市出展ブースでの相談・商談件数 264件 ・ビジネスマッチング件数 33件 ・ビジネスプロジェクト創出件数 4件	・県内外の水環境関連企業等が参画する「しが水環境ビジネス推進フォーラム」のプラットフォーム活動を推進（広報活動、情報提供・収集活動、コーディネート活動） ・アジア地域を重点に、プロジェクトチームを組成・運営 ・ビジネスプロジェクトの創出・展開（商機拡大等支援、海外展開事業化モデル事業）	—
23	滋賀県	家畜ふん堆肥利用促進総合対策事業	—	家畜ふん堆肥の生産者と需要者の情報を拡充するとともに、ペレット堆肥の安定生産供給に向けての可能性調査を行う。	実績なし	原料堆肥分析 12検体	—
24	滋賀県	家畜ふん堆肥マッチング推進事業	—	畜産農家が、新たに家畜ふん堆肥を耕種農家とマッチングした場合、新たな供給量に対する経費を畜産農家に補助する。	新たな供給量 1,000t	新たな供給量 1,928.5t	新たな供給量 2,000t
25	滋賀県	イノベーションエコシステム創出支援事業	—	産業の育成・振興を図り、持続可能な社会の実現及び経済の発展に寄与するため、社会的課題の解決につながる新技術等を推進するため、大手企業や大学等と県内企業によるビジネスマッチング会を開催する。	・各商談会参加者数 100人 ・共同研究や共同開発など事業連携継続件数 15件/年	—	令和5年度施策終了
26	滋賀県	世界に誇る近江の宝「琵琶湖システム」まるわかり事業	—	令和4年7月の「世界農業遺産」の認定を契機として、県産物の高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、滋賀の農林水産業を健全な姿で次世代に引き継ぐ。	・世界農業遺産「琵琶湖システム」を発信するテレビ番組の制作	—	令和5年度施策終了

法第17条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
27	大津市	森林レクリエーション施設管理運営事業	—	森林の保健休養機能を生かしレクリエーションの場を提供する。	管理区域 24.2ha	管理区域 24.2ha	—
28	彦根市	土地改良事業補助金	—	土地改良区等の団体が行う農業生産基盤の整備及び管理に要する費用の負担を軽減する。	助成額 2,702 千円	助成額 39,210 千円(R5繰) 助成額 25,894 千円	—
29	草津市	草津エコフォーラム	—	令和4年度まで、企業における環境ビジネスや省エネ実践例についての事例紹介や企業間の交流会など、環境経営度の向上につながるイベントを実施した。 令和5年度からは、環境問題の解決に向けて、行動を起こすことの重要性を市民に知っていただくため、市民向けに情報提供を行なう。	7月8日開催 参加者:47名 市民を対象に、環境問題を知り、学び、問題を解決する行動を起こすことの重要性を知ってもらうため、ドキュメンタリー映画「マイクロプラスチック・ストーリー ぼくらが作る2050年」の鑑賞及び鑑賞後のフリーディスカッションを開催	7月6日開催予定 講演会:「マザーレイクゴールズ」って何だろう～生みの親からのメッセージ～	—
30	守山市	魚のゆりかご水田事業	—	水産振興の普及啓発及び漁業資源の回復のため、地元農業組合の協力によるニゴロブナ稚魚を放流する。	延べ約270.0aの水田において、計506,250匹のニゴロブナ稚魚の放流(守山市赤野井町地先他5地先)	延べ約300.0aの水田において、計562,500匹のニゴロブナ稚魚の放流(守山市赤野井町地先他5地先)	—
31	甲賀市	林業振興会補助	—	地域林業の振興を図るため、林業研究グループが実施する活動・運営経費へ補助する。	2団体への活動補助	2団体に交付	—
32	甲賀市	間伐材有効活用補助	—	間伐材の有効活用を図るため、間伐材の山土場から合板会社までの運搬経費へ補助する。	実績なし	実施予定なし	—
33	甲賀市	緊急間伐促進事業	—	適正な森林経営のため、条件不利地で実施する間伐経費へ補助する。	間伐面積 6.30ha (間伐林分等実態調査による間伐必要森林)	間伐面積 45.0ha (間伐林分等実態調査による間伐必要森林)	—
34	甲賀市	CLT推進事業	—	本市産木材の新たな供給先開拓のため、CLT 推進団体に参画し、CLT の推進を図る。	CLT推進活動	CLT推進活動	—
35	湖南市	地域森林造成推進事業	—	適正な森林管理や森林組合の組織強化を図るため、森林組合事業への補助を行う。	林業推進活動、広報活動、森林整備推進	林業推進活動、広報活動、森林整備推進	—
36	湖南市	里山保全基盤整備事業	—	地域の里山を自ら整備士保全する活動を支援する。	9団体	9団体	—
37	湖南市	受託造林事業	—	森林整備の促進を図るため、国庫補助事業の上乗せ補助を行う。	受託造林事業費の5%以内を補助	受託造林事業費の5%以内を補助	—
38	湖南市	境界明確化事業	—	森林整備を推進するため、不明となっている境界を明確化する。	5.0ha	5.0ha	—

法第17条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
39	高島市	土地改良事業補助金	—	土地改良施設の適正な維持補修、改修等を行い、農地の保全を図る。	・県単独土地改良事業補助金(5事業) ・市単独土地改良事業補助金(8事業) ・農業水路等長寿命化事業補助金(6事業) ・維持管理適正化事業補助金(4事業) ・農地耕作条件改善事業補助金(3事業) ・土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業補助金(3事業)	・県単独土地改良事業補助金 ・市単独土地改良事業補助金 ・農業水路等長寿命化事業補助金 ・維持管理適正化事業補助金 ・農地耕作条件改善事業補助金	—
40	高島市	地域材活用住宅応援事業	—	地域材の住宅建材への流通を推進するため、建築に伴う地域材活用費用に対して支援を行い、山村の再生と林業の成長産業化を図る。	市内産木材の使用 104.79m ³	130m ²	—
41	米原市	農地耕作条件改善事業	農林水産省	農業の競争力の強化を図るため、農地区画拡大や暗渠排水整備を行う。	暗渠排水 313a	実施予定なし	—
42	米原市	農業水路等長寿命化事業	農林水産省	老朽化した農業水路等の長寿命化を図る。	横断水路改修工事 3箇所 農用ポンプ調査設計 1箇所	転倒堰改修工事 1箇所 農用ポンプ新設井戸調査設計 1箇所	—
43	竜王町	魅力ある農業の創生事業	—	「魅力ある農業の創生」の実現を図るため、新規作物導入を支援する。	・新規就農者の支援 ・果樹の生産力向上 ・特産品の産地育成 ・食の安全安心推進	・特産品の産地育成 ・食の安全安心推進 ・スマート農業の導入 ・黒大豆の生産拡大 ・果樹の生産力向上	—
44	多賀町	多賀町産木材利用住宅促進事業	—	町産材を用いた木造住宅の整備を支援する。	0件	1件	—
45	多賀町	間伐材有効活用事業	—	間伐材の運搬に対して補助を行う。	間伐材の搬出 3,903m ³	間伐材の搬出 3,884m ³	—

2-5-3 観光、交通その他の産業に関する事項

○ エコツーリズムの推進等(第18条関係)

琵琶湖及びその周辺に存在する多様な自然観光資源を保全しつつ持続的に活用するエコツーリズム等の推進を通じて観光を振興し、地域活性化への貢献を図る。

法第18条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	滋賀県	琵琶湖博物館魅力創造発信事業	内閣府	博物館のリニューアルの効果を高め、来館者の増加と定着を図るため、情報を広く発信するとともに、旅行会社、県内観光宿泊施設等との連携の強化や、県民参加型交流会の開催等による誘客促進の取組を行う。	・県内外における広報戦略の展開 ・Webコンテンツの展開 ・企業、団体連携の推進	・県内外における広報戦略の展開 ・Webコンテンツの展開 ・企業、団体連携の推進	—
2	滋賀県	琵琶湖一周ウォーキング推進事業	—	琵琶湖環状線沿線への観光誘客を図るとともに、継続的な集客増につなげるため、公共交通を利用した「琵琶湖一周健康ウォーキング」に対してノベルティを提供する。	・14回実施 ・延べ2,506名参加	—	令和5年度施策終了
3	滋賀県	ビワイチ整備	国土交通省	「ビワイチ」を通じて、琵琶湖周辺の水辺をつなぎ、サイクリングやウォーキングができるよう、自転車走行環境整備を行うことにより、自転車歩行者の安全性・走行性の向上を図る。	自転車走行環境整備 L=4.0km	—	—
4	滋賀県	琵琶湖レジャー利用適正化推進事業	—	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づき、琵琶湖での適正なレジャー利用を推進し、環境負荷の低減を図る。	・琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進 ・プレジャーボートの航行規制水域の遵守 ・適合原動機の使用と適合証表示制度の徹底 ・外来魚のリリース禁止	・琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進 ・プレジャーボートの航行規制水域の遵守 ・適合原動機の使用と適合証表示制度の徹底 ・外来魚のリリース禁止	—
5	滋賀県	ビワイチ観光推進事業	内閣府	「ビワイチ」に代表されるサイクルツーリズムを推進し、自転車による観光を安心して楽しめる環境を整備するとともに、魅力ある観光資源を活かして、県内各地への周遊を促す取組を展開する。	「ビワイチ」、「ビワイチ・プラス」の取組を加速化し、本県の観光振興及び活力ある地域づくりを進めるとともに、世界から選ばれるサイクルツーリズムの展開を図る。	琵琶湖岸ルートの「ビワイチ」および県内の観光地等を周遊するルートの「ビワイチ・プラス」によるサイクルツーリズムを推進し、地域観光など地域の活性化につなげるため、誰もが安心にかつ気軽にサイクリングを楽しめる充実した環境づくりや「ビワイチ」サイクリングの魅力を発信する。	—

法第18条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
6	滋賀県	日本遺産・琵琶湖魅力発信事業	内閣府	日本遺産を構成する文化財を中心に、「水の文化」を軸とした地域ならではの素材を活かし、観光ルートの開発や情報発信、地域のおもてなし環境の整備を推進する。	日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」に対し各地域協議会等が実施する観光まちづくり活動を支援するとともに、観光ボランティアガイドの利用促進に取り組んだ。加えて、滋賀県の日本遺産の魅力や最新情報を広く発信するため、パンフレットの増刷や日本遺産フェスティバル等の関連イベントに参加し、PRを行った。	日本遺産「琵琶湖とその水辺景観」に対し各地域協議会等が実施する観光まちづくり活動を支援するとともに、観光ボランティアガイドの利用促進に取り組む。加えて、滋賀県の日本遺産の魅力や最新情報を広く発信することで、認知度向上と周遊観光を促進し、本県への観光誘客を図る。	－
7	滋賀県	観光イベント推進事業	－	大会への補助を通じて夏の観光客の誘致と湖国滋賀のイメージアップを図る。	びわ湖大花火大会、北びわ湖大花火大会、びわこペーロン大会への補助	びわ湖大花火大会、北びわ湖大花火大会、びわこペーロン大会への補助	－
8	滋賀県	おいで～な滋賀体感フェア事業	－	「イナズマロックフェス」において「おいで～な滋賀体感フェア」を開催する。	「おいで～な滋賀体感フェア」の開催	「おいで～な滋賀体感フェア」の開催	－
9	滋賀県	エコツーリズム推進支援事業	－	市町の活動支援等を通じて滋賀県内におけるエコツーリズム推進を図るため、関係者間のネットワーク形成を目的とした会議の開催や情報共有、ホームページやパンフレット等を活用した効果的な情報発信を行う。	・エコツーリズムモデルコース等の情報発信 (びわたびの配架) ・県内市町、シガリズム推進室等との連携	・エコツーリズムモデルコース等の情報発信 (びわたびの配架) ・県内市町、シガリズム推進室等との連携	－
10	長浜市	観光イベント推進事業	－	花火大会への補助を通じて夏の観光客の誘致とびわ湖・長浜のイメージアップを図る。	長浜・北びわ湖大花火大会 (9/5～8実施)	長浜・北びわ湖大花火大会 (9/17～20実施予定)	－
11	近江八幡市	沖島地域水産業再生事業 (浜の活力再生プラン策定事業)	－	沖島水産業の6次産業化による付加価値化や魚価市場価格の底上げ、都市交流、体験交流型観光振興などの取組みにより、漁村の賑わいと活気を創出することで漁業所得の向上を目的にプランを作成する。	浜の活力再生プラン第2期の作成	－	令和5年度施策終了
12	草津市	ヨシ松明まつり	－	湖岸への観光誘致を図るとともに、市内外の方に琵琶湖の生態系や水環境への関心を深めてもらうため、琵琶湖のヨシで作られた松明を用いて地元住民が主体となって烏丸半島で開催するまつりを支援する。	7月19日開催(来場者 8,000人)	・7月27日開催 ・来場者数 8,000 人 予定	－
13	草津市	ビワイチ観光推進事業	内閣府	サイクリング客などの自転車を利用した観光客の誘致を図るため、琵琶湖を自転車で一周する「ビワイチ」をテーマに、自転車を利用する環境整備や、観光誘客を推進する。	・ホームページの管理運営 ・ビワイチ関連イベント(サイクルイベント)の開催	・ホームページの管理運営 ・ビワイチ関連イベント(サイクルイベント)の開催	－

法第18条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
14	米原市	「琵琶湖・伊吹山」広域自然観光圏の整備事業	内閣府	ピワイチを契機として、本市の強みである“琵琶湖”及び“伊吹山”をはじめとする豊かな自然と、交通の利便性の高さを生かした『駅を活用した自然を満喫する新しい旅のカタチ』（ジャパンエコトラック 琵琶湖・伊吹山）を提案するとともに、総合的なプロモーションを展開する。	・サイクルツーリズム促進イベントを実施 - マイクリングスタンプチャレンジ - じゃんけんライド - Ebikeゲレンデライド ・モンベルフレンドフェアオンラインイベントへの出店、特産品PRを実施 ・ジャパンECOトラックの増刷を実施 ・サイクルモード大阪でのPRを実施	・ジャパンエコトラックの増刷 ・サイクルモード大阪への出店 ・モンベルフレンドフェアへの出店	—
15	滋賀県	滋賀の文化観光推進事業	内閣府	滋賀県の魅力ある文化財、食文化、農業・水産業、くらしを活用したインバウンド向けツアーの造成やプロモーションにより、本県の魅力向上に努める。	—	日本遺産を活用したインバウンド向けツアーの造成とプロモーションにより、本県の魅力向上を図り、インバウンドの早期回復を図る。	令和6年度新規施策

○ 湖上交通の活性化等(第19条関係)

琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を図る。

法第19条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
1	滋賀県	補助港湾改修事業	国土交 通省	彦根港及び長浜港の防災機能を向上させることで発災時の琵琶湖湖上交通の活用を図る。	長浜港(地盤改良)	地盤改良柱 N=47本	—
2	大津市	港湾管理事業	—	公共の水域の秩序の維持等を図るため、南小松港、雄琴港、堅田港、膳所港の維持・管理を実施する。	港湾施設(タイル、侵入防止柵ほか)修繕ほか	港湾施設(タイル、侵入防止柵ほか)修繕ほか	—
3	守山市	湖上交通を活用したツアー 商品造成促進事業	内閣府	湖上交通等の活用方策のひとつとして、現有漁船をサイクリストの湖上輸送に活用した「漁船タクシー」の新たな観光資源としての有効性及び漁業者の新規事業化の可能性について検証する。	イベント等に付随する連携事業として検討をするため、①運航体制の確保 ②イベント事業との連携による運航を実施予定	イベント等に付随する連携事業として検討をするため、①運航体制の確保 ②イベント事業との連携による運航を実施予定	—

2-6 景観の整備及び保全に関する事項(法第20条関係)

琵琶湖が歴史的な景勝地としても国民の貴重な財産であることに鑑み、琵琶湖及び琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備及び保全に努めるものとする。さらに、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化的な価値があるとして文化庁により選定された重要文化的景観を次世代へと継承するよう努めるものとする。

法第20条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	高島市	森林病虫害対策事業	林野庁	湖岸の松林において、樹幹注入剤等を施用し、マツノザイセンチュウの侵入及び増殖による松枯れの予防を行い、景観の整備・保全を図る。	実施本数 63本 ・樹幹注入 512アンプル	・実施本数 170本 ・樹幹注入 2,006アンプル	—
2	高島市	文化的景観保護推進事業	文化庁	湖岸3地域の重要文化的景観選定地において、景観・環境維持のための整備計画策定及び調査を実施し、文化的景観の整備・保全を図る。	・重要文化的景観整備活用委員会の開催 ・重要な構成要素の修理 ・重要な構成要素の整備事業 ・各文化的景観選定地域のまちづくり協議会への支援	・重要文化的景観整備活用委員会の開催 ・重要な構成要素の整備事業 ・各文化的景観選定地域のまちづくり協議会への支援	—
3	東近江市	文化的景観保護推進事業	文化庁	伊庭内湖の自然環境と一体となって文化的な景観を有する集落を保存継承するため、重要な構成要素の保存修理を行う。	・重要な構成要素修理 2件	景観重要構成要素修理(1件)3,500千円	—

2-7 教育の充実等に関する事項(法第21条関係)

農業体験、魚を学ぶ体験学習、森林・林業体験、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実を図るとともに、琵琶湖の多面的な重要性を幅広く広報・啓発し、琵琶湖の保全及び再生に関する国民の関心と理解を深めるよう努めるものとする。

法第21条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	環境省	琵琶湖水鳥・湿地センター維持管理事業	—	琵琶湖がラムサール条約に登録(平成5年)されたことから、水鳥をはじめとする野生生物と湿地の保全や湿原の賢明な利用について理解を深めるための普及啓発活動や調査・研究、監視等を行う拠点施設として設置	施設管理、水鳥や湿地の観察、自然環境学習、水鳥の調査等	施設管理、水鳥や湿地の観察、自然環境学習、水鳥の調査等	—
2	滋賀県	たんぼのこ体験事業	—	小学生が、自らたんぼや畑に入り、「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した農業体験学習を実施する。	県内小学校201校で実施	R6年度:201校(見込み)	—
3	滋賀県	水産試験場公開講座	—	水産試験場の業務及び施設の紹介と琵琶湖の水産業への啓発を行う。	公開講座を開催(本県水産業や水産試験場の役割について講義、プランクトン観察、魚の解剖などの研究体験)	公開講座を開催(本県水産業や水産試験場の役割について講義、プランクトン観察、魚の解剖などの研究体験)	—
4	滋賀県	魚を学ぶ体験学習促進事業	—	醒井養鱒場のさかな学習館、飼育池等の場内施設を活用し、様々な研修活動等を実施する。	・一般入場者に対しての魚類や漁業に関する啓発普及 ・夏休み親子さかな教室の開催 ・採卵教室の開催	・一般入場者に対しての魚類や漁業に関する啓発普及 ・夏休み親子さかな教室の開催 ・採卵教室の開催	—
5	滋賀県	びわ湖の魚を学ぶ学校給食連携促進事業	内閣府	県内小学校を対象に、琵琶湖の魚の美味しさを体感できるよう旬の食材を学校給食へ提供する。	・湖魚食材費への補助 ・学校栄養教諭等の勉強会、試作会や試食会等への支援 ・湖魚食材に関する情報提供(勉強会の開催) ・新たな献立の掘り起こし	・湖魚食材費への補助 ・学校栄養教諭等の勉強会、試作会や試食会等への支援 ・湖魚食材に関する情報提供(勉強会の開催) ・新たな献立の掘り起こし	—
6	滋賀県	森林環境学習「やまのこ」事業	—	次代を担う子どもたちが森林への理解と関心を深めるため、県内の小学校4年生を対象に、森林環境学習を実施する。	次代を担う子どもたちが森林への理解と関心を深めるため、県内の小学校4年生を対象に、森林環境学習を実施。(実施校231校)	次代を担う子どもたちが森林への理解と関心を深めるため、県内の小学校4年生を対象に、森林環境学習を実施する。	—
7	滋賀県	ビオトープ自然観察会	—	ビオトープに対する理解を深め、人と自然とのかかわり方を体験的に学ぶため自然観察会を開催する(木の岡ビオトープ、家棟川ビオトープ)。	自然観察会の開催(6回)	自然観察会の開催(6回)	—
8	滋賀県	生物多様性保全推進事業	—	野生動植物を巡る様々な課題や生物多様性の重要性について、県民の理解を促進する。	生物多様性しが戦略2024を策定するとともに、生物多様性の保全と自然資源の持続的な活用に取り組む事業者の認証を実施。	生物多様性しが戦略2024に基づき、ネイチャーポジティブの実現を目指し、保全・活用・行動の3つの方針の下に取組を推進。	—
9	滋賀県	琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業	—	琵琶湖環状線の利用促進を図るとともに、北びわ湖地域の活性化につなげるため、琵琶湖環状線を活用し、北びわ湖地域を周遊する小学生の体験学習に対して鉄道運賃分を補助する。	生徒1,652人参加(32校)	生徒2,600人参加(70校)	—

法第21条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
10	滋賀県	しが環境教育研究協議会	—	学校における環境教育の推進及び充実を図るため、指導に当たる教員の指導力の向上を目指す。	・地域の環境や地域の人材を生かし、体験的な活動を中心にした系統性のある環境学習プログラムについて検証し、よりよいものを作成 ・CO2ネットゼロの視点を盛り込んだ学習プログラム体験等を通して、自校の取組にいかす。 ・小中学校及び義務教育学校の学校代表が3年に1回の参加(県立・国立・私立学校は希望参加)	・地域の環境や地域の人材を生かし、体験的な活動を中心にした系統性のある環境学習プログラムについて検証し、よりよいものを作成 ・CO2ネットゼロの視点を盛り込んだ学習プログラム体験等を通して、自校の取組にいかす。 ・小中学校及び義務教育学校の学校代表が3年に1回の参加(県立・国立・私立学校は希望参加)	—
11	滋賀県	環境学習支援事業	—	各種情報、交流機会の提供、環境学習関連の各主体の連携等に取り組む琵琶湖博物館環境学習センターの運営を行う。	・環境学習情報SNSによる情報発信 ・環境学習推進員による相談受付	・環境学習情報SNSによる情報発信 ・環境学習推進員による相談受付	—
12	滋賀県	学びから始まる地域づくり推進事業	—	地域コミュニティの維持・活性化に向け、市町による図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生かす取組を支援する。	4市町	—	令和5年度で施策終了
13	滋賀県	におねっとの運用	—	団体、NPO、学校、大学、企業、社会教育施設、市町・県等の各機関が実施する講座や教室等の学習情報を一元化し、情報提供や学習相談を行い、県民の主体的な生涯学習の取組を支援する。	登録講座情報数 2,367件	登録講座情報数 目標2,100件	—
14	滋賀県	ラムサール条約関連事業	—	県内の各市町で構成する琵琶湖ラムサール条約連絡協議会において、会員の資質向上のための研修会、関係市町内の住民・団体を対象とした観察会等を開催する。	実施なし	関係市連絡会議の開催	—
15	滋賀県	ラムサールびわっこ大使事業(ラムサール条約の普及啓発)	—	広い視野で人と自然を考え、琵琶湖を取りまく環境を守り伝えるために具体的に行動し、活動を広げていくことができる人材を育成するため、県内小学生から「ラムサールびわっこ大使」を公募して、環境に関する国際会議等を経験させる。	・事前学習会 4回 ・県外湿地交流会 1回 ・世代間交流会 1回	・事前学習会 4回 ・県外湿地交流会 1回 ・世代間交流会 1回	—
16	滋賀県	びわ湖フローティングスクール	—	学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開し、環境に主体的にかかわる力や自ら課題をもち協働して解決に取り組む力を培い、新しい時代を切り拓く力をもった滋賀の子を育てる。	・児童学習航海(1泊2日)102航海 乗船児童数 236校 13,521人 ・「湖の子」体験航海(1日)2航海	—	—

法第21条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
17	滋賀県	学習船「うみのこ」親子体験航海	—	びわ湖フローティングスクール事業の意義を、県民及び他府県民に発信するため、滋賀県と近隣府県の親子で学習船「うみのこ」に乗船し、一日体験航海を実施する。	学習船「うみのこ」親子体験航海（1日）2航海	—	—
18	滋賀県	琵琶湖講習	—	琵琶湖環境科学研究センターの調査研究で蓄積された知見を地域等に還元するため、各種団体・学校等からの要請に応じて、センター内外での講習や講演を実施する。	講習・講演会 年24回（センター内6回、センター外18回）、延べ参加者 1,404名（センター内69名、センター外1,335名）	各種団体・学校等からの要請に応じて、センター内外での講習や講演を実施する。	—
19	滋賀県	びわ湖セミナー	—	琵琶湖環境科学研究センターで取り組む試験研究の取組や成果を地域に還元するため、センターの研究成果等をもとに、一般の方を対象とした「研究成果発表会」として開催する。	研究成果の発表会を開催（1回 現地及びオンラインのハイブリッド）	研究成果の発表会を開催（1回 現地およびオンラインのハイブリッド）	—
20	滋賀県	しがスポーツの魅力総合発信事業	内閣府	滋賀のスポーツの魅力を総合的に情報発信することにより、子どもたちをはじめとする県民のスポーツの「する」「みる」「支える」活動を促進し、スポーツ振興と地域活性化を図る。	ホームページ「しがスポーツナビ！」アクセス数 140,230件	ホームページ「しがスポーツナビ！」アクセス数 150,000件	—
21	滋賀県	各種体育大会開催事業	—	滋賀県のスポーツ推進に寄与する各種体育大会の開催を支援する。	・朝日レガッタ 1,159 人 ・びわ湖マラソン 7593人	・朝日レガッタ 1,200名（予定） ・びわ湖マラソン 7,200 名（予定）	—
22	滋賀県	湖沼問題の解決に向けた国際協力と情報発信	—	国内外の湖沼を有する地域や国際機関との連携等を通じて、湖沼を世界の水を巡る議論の主要課題とすることで、琵琶湖の環境保全、さらには世界の湖沼・水環境保全を推進する。	・第19回世界湖沼会議（ハンガリー・バートンフェルド）への参加及び琵琶湖の総合保全の取組の発信 ・国際連携の推進	・第10回世界水フォーラム（インドネシア・バリ）への参加及び琵琶湖の総合保全の取組の発信 ・第19回世界湖沼会議フォローアップ ・国際連携の推進	—
23	滋賀県	体系的な環境学習推進事業	—	「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境学習関連施策の進行管理を行うとともに、体系的・総合的推進を図るため、幼児向けの自然体験型環境学習や小学校におけるエコ・スクールの実践支援等を行う。	・滋賀県環境学習等推進協議会の開催（2回） ・エコ・スクールの活動支援・認定（1618校）	・滋賀県環境学習等推進協議会の開催（3回） ・エコ・スクールの活動支援・認定（18校）	—
24	大津市	大津環境人育成事業	—	琵琶湖をはじめとした身近な環境問題に関心を持ち、豊かで快適な環境を創造する人を育成するため、環境学習事業を推進する。	・大津子ども環境探偵団 4回 ・指導者研修会 1プログラム2回ほか	・指導者研修会 1プログラム2回	—
25	彦根市	環境学習出前講座	—	環境に関する様々なテーマで学校や自治会に出向いて環境学習の出前講座を実施する。	出前講座の実施	出前講座の実施	—
26	彦根市	ひこねエコフェスタ	—	滋賀県立大学の学園祭と共催し、環境を体験しながら楽しく学ぶ場として、行政、市民、学生、事業所、学校などが協働して開催する環境イベントを企画・運営する。	11月開催	11月開催予定	—

法第21条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
27	彦根市	環境啓発事業(生物多様性保全活動)	—	自然の大切さについて体験をとおして学習してもらうことを目的に自然観察会や体験学習を開催し、環境学習の場を提供することを、市民団体である快適環境づくりをすすめる会に委託して実施する。	会独自で自然観察会を実施	自然観察会の実施	—
28	彦根市	水質保全活動推進事業	—	定住自立圏共生ビジョンにある流域協議会の役割を担う団体として、環境フォーラム湖東にシンポジウム開催、交流会開催、自然観察会開催等を委託する。 近畿の水源地である琵琶湖の水質保全のために、単一行政区の問題で終わらない行政区域界を越えた河川流域での取り組みを行っていく。	・湖東圏域住民環境シンポジウムの企画・開催 ・情報交流誌の発行 ・自然観察会の開催	・湖東圏域住民環境シンポジウムの企画・開催 ・情報交流誌の発行 ・自然観察会の開催	—
29	彦根市	体験的学習推進事業(たんぼのこ体験事業/自治振興交付金)	—	農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物大切さを学ぶ「農からの食育」を推進する。	市内14小学校(城東・城南・城北・平田・佐和山・旭森・金城・鳥居本・若葉・河瀬・高宮・稲枝東・稲枝西・稲枝北)で実施の「たんぼのこ体験事業」に対して各校50,000円までの補助金を支給	市内16小学校(城東・城西・城南・平田・城北・佐和山・旭森・城陽・金城・鳥居本・若葉・河瀬・高宮・稲枝東・稲枝西・稲枝北)で実施の「たんぼのこ体験事業」に対して各校50,000円までの補助金を支給	—
30	彦根市	森林環境学習「やまのこ」事業	—	森林環境での体験型学習を通して、森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、小学4年生を対象に、森林環境学習を実施する。	市内17小学校で実施の森林環境学習「やまのこ」事業に対して1学級70,000円の移動費と1学級10,000円の事前事後学習費を支給	市内17小学校で実施の森林環境学習「やまのこ」事業に対して1学級84,000円の移動費と1学級6,000円の事前事後学習費を支給	—
31	長浜市	木育活動支援事業	—	子ども達が木の香りや木の温もりを通じて、感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、県産材を使用して作成した食器や玩具の購入、配布する。	自然活動を通じた木育事業 6回	自然活動を通じた木育事業 4回	—
32	長浜市	アメニティ推進事業	—	健康で文化的な市民生活の実現に資するため、環境関連の普及啓発活動を推進する。	環境関連の事業を推進	環境関連の事業を推進	—
33	長浜市	環境にやさしい活動推進事業	—	市民一人ひとりができる環境保全に向けた取組を考える機会を提供するため、毎年3月に環境啓発イベントを実施する。	市民団体の活動紹介、エネルギー学習、省エネ・省資源活動の学習	市民団体の活動紹介、エネルギー学習、省エネ・省資源活動の学習	—
34	長浜市	水生生物少年少女調査隊事業	—	市内全小学校による市内全域の河川を対象にした水生生物調査事業を通して小学生が川の実態を知り、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成するため、市内小学生による水生生物調査事業を実施する。	隊員数 527人	隊員数 550人(予定)	—

法第21条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
35	長浜市	湖北野鳥センター管理運営事業	—	湖北地域の自然の貴重性や保護の重要性を広く発信し、長浜の自然を後世まで守るため、野鳥の観察や、環境学習を通じ、琵琶湖の自然の貴重性や、保護の重要性を啓発する。	・観察会 34回 ・幼児対象の講座など 1回 ・環境学習(市内小中学生対象) 14回	・観察会 30回 ・幼児対象の講座など 1回 ・市内小中学生対象の環境学習 14回	—
36	長浜市	森林環境学習「やまのこ」事業	—	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにしかかわる力を育むため、学校教育の一環として、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習を実施する。	受入校数 26校(県内小学4年生) 場所 高山キャンプ場	受入校数 26校(県内小学4年生) 場所 高山キャンプ場	—
37	近江八幡市	ラムサール条約関連事業	—	全国のラムサール条約登録湿地関係市町村との交流をはじめ、県内ではびわ湖一斉水鳥観察会を開催し、水鳥観察会等を通じて、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖、西の湖の保全の重要性やワイズユースについての関心を深める。	市民団体により水鳥観察会 3回実施	市民団体により実施	—
38	近江八幡市	森林環境学習「やまのこ」	—	市立小学校4年生を対象に、沖島で、森林をはじめとする環境や近江八幡市の地理的特色や産業への理解と関心を深める体験型学習を実施する。	市内公立全12小学校予定(日帰り)	市内公立全12小学校予定	—
39	近江八幡市	びわ湖フローティングスクール	—	市内小学校5年生を対象に、学習船「うみのこ」による1泊2日の児童学習航海の間に水調べや展望活動などの「琵琶湖環境学習」、タウンウォークラリーやカッター活動などの「ふれあい体験学習」、「うみの子船内生活」の3つの領域の体験学習を実施する。	市内公立全12小学校予定(1泊2日)	市内公立全12小学校予定(1泊2日)	—
40	草津市	環境学習講師派遣事業	—	幼稚園、保育所、学校、地域等の団体において環境学習(川の生き物の観察、自然観察等)を実施される際に専門知識を有する講師を派遣する。	外部委託により、講師派遣を実施 12回	外部委託により、講師派遣を実施	—
41	草津市	環境学習教材貸出事業	—	幼稚園、保育所、学校、地域等の団体において環境学習(川の生き物の観察、自然観察等)を実施される際に、機器や学習用パネル等の教材を貸し出し、支援する。	外部委託により、教材貸し出し支援を実施 (教材貸出 26件・52個)	外部委託により、教材貸し出し支援を実施	—
42	草津市	草津市こども環境会議	—	こどもと大人が身近な環境について一緒に話し合い、学校や市民団体、企業などが日頃からの環境への取り組みを発表・交流する場としてこども環境会議を実施する。	令和6年2月3日開催 参加団体数 52団体 交流の部、展示の部、情報発信の部を実施	令和7年2月1日開催予定	—

法第21条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
43	草津市	たんぼのこ体験事業	—	体験を通して農業への関心を高めるとともに、食べ物の大切さを学ぶため、市内小学校で行っている「たんぼのこ体験事業」を支援する。	市内小学校14校で実施	市内小学校14校で実施	—
44	草津市	森林環境学習「やまのこ」事業	—	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかわる力をはぐくむため、学校教育の一環として、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習を実施する。	市内小学校14校(4年生)を対象に森林体験学習を実施	市内小学校14校(4年生)を対象に森林体験学習を実施	—
45	草津市	びわ湖フローティングスクール事業	—	学習船の中やびわ湖ならではの体験学習、複数校での乗船で生まれる協働的な取組等の体験学習を通して、特色ある教育活動と主体的・対話的な学びを行う。	市内小学校14校(5年生)を対象に学習船「うみのこ」を使った体験実施	市内小学校14校(5年生)を対象に学習船「うみのこ」を使った体験実施	—
46	守山市	水環境保全活動業務	—	水環境の保全活動の定着と発展のため、環境学習会等を実施する。	NPO法人による環境学習会の実施等	認定NPO法人による環境学習会の実施等	—
47	守山市	森林環境学習「やまのこ」事業	—	小学校4年生を対象に、森林環境学習を実施する。	市内小学校9校が参加	市内小学校9校、4年生がやまのこ事業に参加	—
48	守山市	環境美化の日の取組 (びわ湖の日の活動)	—	児童生徒及び教職員が、身近にある琵琶湖に関心を持ち、自然及び資源の大切さについて学ぶため、各校の実態に応じて、身近な河川や公園、学校まわりなどの清掃活動を行う。	市内小学校9校、中学校4校で実施	9小学校、4中学校で清掃活動を実施	—
49	守山市	びわ湖フローティングスクール事業	—	学習船「うみのこ」による1泊2日の学習航海の間に、「琵琶湖環境学習」「ふれあい体験学習」「うみのこ船内生活の体験学習」を実施する。	市内小学校9校(5年生)が参加	市内小学校9校、5年生が「うみのこ」による体験学習に参加	—
50	守山市	琵琶湖総合保全市町交付金	—	園児が身近にある琵琶湖に関心を持ち、親しみを持つことができるように、体験学習等を実施する。	園児が身近にある琵琶湖に興味や関心をもったり、親しみを感じたりできるように、体験学習等を実施する。	園児が身近にある琵琶湖に興味や関心をもったり、親しみを感じたりできるように、体験学習等を実施する。	—
51	守山市	琵琶湖総合保全市町交付金	—	児童生徒が、身近にある琵琶湖に関心を持ち、親しみを持つことができるように、各校の教育目標に合わせた活動を実施する。	市立小学校9校、中学校4校で実施	市立小学校9校、中学校4校で実施	—
52	守山市	環境教育合同実践部会	—	環境教育の実践について、小中学校の校種間交流を図るため、小中学校環境教育主任を中心とした合同部会を組織し、情報交換等を行う。	市内小学校9校、中学校4校の特色ある環境教育の取り組みと学習の成果を展示発表する「環境教育取り組み展」を開催	9小学校、4中学校の特色ある環境教育の取り組みと学習の成果を展示発表する「環境教育取り組み展」を開催。	—
53	守山市	たんぼのこ体験事業 (自治振興交付金)	—	小学生の農業体験及び、収穫物を食す体験に補助する。	市内小学校8校で実施(農業体験、試食)	市内8小学校で農業体験、試食を実施	—

法第21条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
54	守山市	環境学習都市の推進	—	「守山市環境学習都市宣言」に掲げる取組を推進するため、自治会、学区、学校、企業、各種団体が相互に連携を図りながら、環境学習を実施できるよう行政としての支援を行う。	・環境学習事業(市主催)の推進 ・学校カリキュラムによる環境学習対応 ・環境新聞コンクールの実施 ・もりやまエコフェスタの開催 ・環境学習ハンドブックの作成、配布等	・環境学習事業(市主催)の推進 ・学校カリキュラムによる環境学習対応 ・環境新聞コンクールの実施 ・もりやまエコフェスタの開催 ・環境学習ハンドブックの作成、配布等	—
55	栗東市	自然観察の森管理事業	—	自然に親しみ、自然を理解する事業を実施して、地球にやさしい環境づくりと自然のすばらしさを啓発する。	自然観察会 34回 ミニクラフト 10回 自然だいすきコース 7回 JVR養成講座 8回 松くい虫防除 1回	自然観察会 39回 ミニクラフト 10回 自然だいすきコース 4回 JVR養成講座 8回 松くい虫防除 1回	—
56	栗東市	自然体験学習センター管理運営経費	—	自然体験学習センターの管理運営について、指定管理者制度により施設の管理と活用を図る。	自然体験学習センター管理運営委託	自然体験学習センター管理運営	—
57	栗東市	県補助農業振興事業	—	子どもたちが農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため各小学校で野取り組みを支援する。	市内小学校9校で実施	市内8小学校で実施	—
58	栗東市	森林環境学習事業	—	次代を担う子供たちが、森林への理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力をはぐくむため、学校教育の一環として森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習を実施する。	森林環境学習(小学4年生)を実施	森林環境学習(小学4年生)を実施	—
59	甲賀市	びわ湖フローティングスクール事業	—	県内小学5年生を対象に、琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開し、環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育む。	全航海1泊2日で実施予定	全航海1泊2日で実施予定	—
60	甲賀市	琵琶湖に学ぶ小学生交流航海事業	—	琵琶湖の大切さについて滋賀県及び近隣府県の児童が交流しながら学習船「うみのこ」に乗船し、直接琵琶湖に触れて水環境を共に考え学び合う活動を通して琵琶湖の保全及び再生といった環境問題への理解と関心を深める。	実績なし	実施予定なし	—
61	甲賀市	しが環境教育推進事業	—	全国最先端の環境教育プログラムの開発を目指すとともに、人と環境のよりよい関係を築く環境教育の新たな進展を図る。また、琵琶湖保全再生法に係る教育の充実を図り、全国に向けて発信する。	該当校なし	該当校なし	—
62	甲賀市	環境教育副読本「あおいびわ湖」等の活用	—	各学校における環境教育を充実・推進するために、環境教育副読本「あおいびわ湖(小学校編)」「あおい琵琶湖(中学校編)」「琵琶湖と自然(高等学校編)」を活用する。	市内各小中高等学校において活用	市内各小中高等学校において活用	—

法第21条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
63	甲賀市	森林環境学習事業「やまのこ」(建設管理課より移管)	—	森林への理解と関心を深めるとともに人と豊にかかわる力を育むため、小学4年生を対象に、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習等を実施する。	市内小学校21校が参加予定(みなくち子どもの森で実施)	市内小学校21校が参加予定(みなくち子どもの森で実施)	—
64	野洲市	砂浜学習会	—	遊覧船に乗り自然を感じ、漁師の話を聞くことで、河川や琵琶湖の自然環境意識の向上を図る。	琵琶湖の生態調査と学習会を予定していたが、都合により中止した。	琵琶湖の生態調査と学習会を実施予定	—
65	野洲市	びわ湖環境学習会ヨシ苗ポットづくり体験	—	琵琶湖について話を聞き、またヨシの働きについて学習するとともに、実際にヨシ苗ポットをつくる体験を通して、環境学習をすすめる。	中主小学校4年生 延べ324人	中主小学校4年生 延べ 270人予定	—
66	野洲市	自治振興交付金たんぼのこ体験事業	—	こども達が農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進する。	市内小学校6校で取組	市内小学校6校で取組	—
67	野洲市	森林環境学習やまのこ事業	—	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊にかかわる力をはぐくむため、学校教育の一環として、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習を実施する。	市内小学校6校(対象 4年生)	予定通り市内全6小学校の4年生を対象に実施する。	—
68	湖南市	森林環境学習(やまのこ)事業	—	小学4年生を対象に、森林環境学習を実施する。	市内小学校9校	市内小学校9校	—
69	湖南市	びわ湖フローティングスクール事業	—	小学5年生を対象に、琵琶湖及び周辺で学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開し、人とのふれあいや環境に主体的にかかわる力を育む。	市内小学校9校	市内小学校9校	—
70	湖南市	環境美化の日の取組(びわ湖の日の活動)	—	各校の実態に応じて、身近な河川や公園、学校まわりなどの清掃活動を行う。	市内小学校9校、中学校4校	市内小学校9校、中学校4校	—
71	高島市	森林が育む人づくり事業	—	小学4年生を対象に専任指導員による森林体験学習を行う。また、中学2年生を対象に伐採現場において間伐及び間伐材搬出作業の体験学習を実施する。	森林環境学習やまのこ事業 受入れ学校数 14校 受入れ人数 延べ979人	森林環境学習やまのこ事業	—
72	高島市	森林環境学習やまのこ事業	—	時代を担う子供たちが森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊にかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学4年生を対象に、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習を実施し、保全再生にかかる教育の振興を図る。	12校 15学級 317人	13校 18学級 321人	—
73	東近江市	森林環境学習事業	—	小学4年生を対象に、森林環境学習施設及びその周辺森林で体験型の学習等を実施する。	参加人数 1,021名	参加人数1,017名	—
74	米原市	たんぼのこ体験事業	—	農業体験を通して、農業や食に対する理解を深める学校を支援する。	市内小学校 9校	市内小学校 9校	—

法第21条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
75	竜王町	森林環境学習「やまのこ」事業	—	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育む。	町内小学校2校(4年生を対象)	町内小学校2校の4年生を対象に森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の森林環境学習の実施。	—
76	竜王町	「たんぼのこ」事業	—	農業体験を通して、農業や食に対する理解を深める学校を支援する。	町内小学校2校(5年生を対象)に田植え及び稲刈り体験実施	町内小学校2校(5年生を対象)に田植え及び稲刈り体験実施	—
77	多賀町	やまのこ事業	—	小学校4年生を対象に、森林環境学習を実施する。	町内外小学校 36校 1,840 人	町内外小学校 36校 1,887 人	—
78	京都市	琵琶湖疏水通船事業	内閣府	第一琵琶湖疏水(大津～蹴上間)において舟運を復活させ、観光・教育のための旅客を目的とした運航を実施する。	・琵琶湖疏水フィールドミュージアム広域化に係る受入環境整備 ・疏水ツーリズム促進事業の推進 ・航路延伸ガイドの人材育成 ・民間活力活用推進プロモーション ・航路延伸便と連携した琵琶湖周遊観光メニューの造成 ・新船(4艘目)建造	・航路延伸便と連携した琵琶湖周遊観光事業の磨き上げ ・疏水ツーリズム促進事業におけるインバウンド対応の推進 ・航路延伸便事業化に伴う人材育成等の運営支援 ・民間活力活用推進プロモーション	—
79	滋賀県	「地域の力を学校へ」推進事業	—	学校と支援者との連絡調整、相談・助言、企画・運営といったコーディネートを行い、琵琶湖の環境保全及び再生に関する連携授業を実施する。	連携授業実施校数 150校	連携授業実施校数 150校	法第22条関連の内容も含む
80	滋賀県	「びわ湖の日」活動推進事業	—	「びわ湖の日」の意義や琵琶湖の大切さを県民等に広く周知するとともに、「びわ湖の日」をきっかけとして、県民一人ひとりが、それぞれに合った方法で、“びわ活”の実践へと導くための事業を展開する。	・若者を中心としたプロジェクトチームによる情報発信の実施 ・「びわ湖の日」環境イベントの開催(1回) ・大学との連携講座の開催(6回) ・「びわ湖の日」出前授業の実施	・琵琶湖ハンドブック四訂版の作成 ・若者を中心としたプロジェクトチームによる情報発信の実施 ・「びわ湖の日」環境イベントの開催(1回) ・大学との連携講座の開催(6回) ・「びわ湖の日」出前授業の実施	法第22条関連の内容も含む
81	滋賀県	CO ₂ ネットゼロ社会づくり学習支援事業	—	CO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する環境学習を推進するため、学校や地域において、講座を実施する。	CO ₂ ネットゼロ社会づくり学習に係る授業、講座実施(199回)	・CO ₂ ネットゼロ社会づくり学習に係る授業、講座実施(150回)	法第22条関連の内容も含む
82	滋賀県	首都圏ネットワーク活用事業	内閣府	首都圏の滋賀ゆかりの人や企業、店舗、新たに滋賀とつながる人などとの多様なネットワークを拡充・強化する。また、滋賀のプレゼンスを向上させるため、「ここ滋賀」との相乗効果により、自然や琵琶湖の情報も含めた滋賀の魅力を発信し、首都圏での関係人口の創出を図る。	・首都圏における関係人口創出イベントの実施 ・滋賀県人会との連携 ・近江ゆかりの会の開催 ・滋賀県出身の大学生とのネットワークづくり ・滋賀ゆかりの企業等の訪問 ・SNSなど多様なツールによる情報発信	・首都圏における関係人口創出イベントの実施 ・滋賀県人会との連携 ・近江ゆかりの会の開催 ・滋賀県出身の大学生とのネットワークづくり ・滋賀ゆかりの企業等の訪問 ・SNSなど多様なツールによる情報発信	法第22条関連の内容も含む
83	滋賀県	協働の森づくり啓発事業	—	森林を県民みんなで守り育てる意識の高揚と森づくりへの参加拡大等を図る。	啓発イベントの実施や広報誌の発行、その他森林づくりの普及啓発	啓発イベントの実施や広報誌の発行、その他森林づくりの普及啓発	法第22条関連の内容も含む

2-8 多様な主体の協働(法第22条関係)

琵琶湖保全再生施策は、その対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内等の広範多岐にわたり、かつ、相互に密接な関係を有している。また、琵琶湖と人々との関わりも多様であり、関わる主体も国及び関係地方公共団体のみならず個人、事業者、特定非営利活動法人等様々であることから、多様な主体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。

法第22条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
1	滋賀県	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	林野庁	山村地域の過疎化・高齢化の進行の中で、里山林の保全管理や森林資源の利用等を行いつつ、山村地域の活性化を図る。	・滋賀県地域協議会に交付(滋賀県地域協議会から15団体に交付) ・里山林保全タイプ 44.69ha ・竹林整備タイプ 2.3ha ・森林資源利用タイプ 7.7ha ・森林機能強化タイプ 300m ・関係人口タイプ 1件	滋賀県地域協議会に交付(滋賀県地域協議会から16団体に交付) ・活動推進費2団体 ・里山林保全タイプ 53.3ha ・竹林整備タイプ 2.3ha ・森林資源利用タイプ 7.9ha ・森林機能強化タイプ 310m ・関係人口タイプ 2件	—
2	滋賀県	生物環境アドバイザー制度	—	「人と自然にやさしい建設工事」を実現するため、生物環境等の専門家からの指導助言を受けながら、公共施設の計画づくりや工事実施を行う。	適用箇所 13箇所	適用箇所:22箇所	—
3	滋賀県	淡海ネットワークセンター支援事業	—	地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的な社会的活動を総合的に支援することを目的とする公益財団法人淡海文化振興財団の運営に必要な支援を行う。	情報提供、活動・組織基盤強化(未来ファンドおうみ等)、人材育成(おうみ未来塾)	情報提供、活動・組織基盤強化(未来ファンドおうみ等)、人材育成(おうみ未来塾)	—
4	滋賀県	情報交流事業	—	琵琶湖博物館機能を活用し、県民、企業、団体等と協働して、みんなで琵琶湖のことを感じ考える交流機会を提供し、住民各層と琵琶湖との各種交流イベントなどを実施する。	各種講座、体験教室、研修、観察会等の交流事業の実施	各種講座、体験教室、研修、観察会等の交流事業の実施	—
5	滋賀県	エコロシーが運用事業	—	県民や各種団体などが行う環境学習や活動がよりよいものとなっていくことを支援するため、環境学習情報システム「エコロシーが」の保守管理を行う。	環境学習の企画やプログラム作りの際に役立つ事例・指導者・施設・教材・関連データなどの情報収集及び県民等への情報提供	環境学習の企画やプログラム作りの際に役立つ事例・指導者・施設・教材・関連データなどの情報収集及び県民等への情報提供	—
6	滋賀県	みずべ・みらい再生事業(ふるさと川づくり協働事業)	—	地域が行う河川の竹木伐採等の河川愛護活動に対して費用の助成を行うとともに、これらの活動を支援するための川へ降りる階段等を整備する。	河川愛護活動支援	河川愛護活動支援	—
7	滋賀県	しがCO2ネットゼロ推進事業	—	2050年に県内の二酸化炭素排出量のネットゼロを目指し、県民、事業者及び行政が一体となった取組を推進する。	・次世代ワークショップの開催 ・CO2ネットゼロプラットフォームサイト運営保守 ・ネットゼロフォーラムしが運営	・次世代を担う若者によるCO2ネットゼロに関する情報発信 ・CO2ネットゼロプラットフォームサイト運営保守 ・ネットゼロフォーラムしが運営	—

法第22条関係

施策番号	実施者等	施策名	補助主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備考
8	滋賀県	琵琶湖保全再生計画推進事業	—	「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づく施策の更なる推進に向け、主務省庁・関係府県市・県内市町との連携、計画の進行管理、計画の広報・啓発、環境審議会での審議を実施する。また、琵琶湖が抱える課題を共有し、施策の推進等について意見交換や情報共有を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会等を開催する。	・第7回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会 ・主務省庁・県担当者会議 ・関係府県市担当者会議 ・県・市町琵琶湖保全再生計画推進会議 ・滋賀県環境審議会の開催	・第7回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会 ・主務省庁・県担当者会議 ・関係府県市担当者会議 ・県・市町琵琶湖保全再生計画推進会議 ・滋賀県環境審議会の開催	—
9	滋賀県	しがのふるさと支え合いプロジェクト	農林水産省	中山間地域の農村集落と企業や大学、NPO 法人等が協働・連携し、それぞれが有する知恵や資源、ネットワーク等の力を活かした取組を進め、コミュニティの維持や活性化を図る取組に対し、補助を行う。	・農村集落等と協働活動を行う企業や大学等を支援 ・目指す姿についての話し合い等、集落の活性化計画書作成を支援 ・活性化計画書に基づく集落の実践活動を支援	・農村集落等の活性化計画作成を支援 ・集落等と企業等の協働活動のマッチングを支援 ・交流会開催による協働活動の活性化	—
10	滋賀県	マザーレイクゴールズ (MLGs) の推進	—	琵琶湖に関わる多様な主体をつなぎ、様々な活動や事業の創発を促進することにより、マザーレイクゴールズの達成に寄与すること。	・MLGsみんなのBIWAKO会議 1回 ・MLGs学術フォーラム 3回 ・ワークショップ等の開催 32回 ・講演回数 70回 ・MLGs紹介動画作成 ・ロゴマークの管理 ・ウェブサイトの運営 ・YouTube、SNSでの情報発信	・MLGsみんなのBIWAKO会議 1回 ・MLGs学術フォーラム 2回 ・ワークショップ等の開催 30回 ・講演 30回 ・MLGs紹介動画作成 ・ロゴマークの管理 ・ウェブサイトの運営 ・YouTube、SNSでの情報発信	—
11	滋賀県	県民活動及び協働の総合推進	—	情報共有化、情報交換のシステムや、政策形成段階における協働を推進するための仕組みの構築を行う。	・滋賀県協働ポータルサイトの運用	・協働プラットフォームの開催 ・滋賀県協働ポータルサイトの運用	—
12	彦根市	環境保全活動支援	—	外来水生植物駆除やオニバス保全等の環境保全活動を精力的に実施する市民団体や学生の活動に対し、広報などの側面的支援を行う。	・彦根城オニバスプロジェクト ・里親講習会開催(1回)	・彦根城オニバスプロジェクト ・里親講習会開催(1回)	—
13	彦根市	生物多様性保全活動	—	本市に生息・生育する動植物に係る情報を収集し、生物多様性を把握するとともに、自然環境に関する市民意識の高揚を図ることを目的とし、調査・記録を行う。	自然観察会の実施	自然観察会の実施	—
14	長浜市	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。	4団体に交付	4団体に交付	—
15	近江八幡市	近江八幡市環境まちづくり事業	—	市民団体による市内の河川、湖岸、山林等の清掃、環境美化推進協議会による不法投棄禁止啓発、ヨシ群落保全、西の湖ヨシ灯り展等を通して、市内環境の保全及び美化意識の高揚を図る。	・市民団体による白鳥川、山本川、琵琶湖岸等の清掃活動の実施に対する支援 ・ヨシ群落の保全に対する支援 ・西の湖ヨシ灯り展の実施に対する支援 ・環境美化推進協議会による不法投棄禁止の啓発	・市民団体による白鳥川、山本川、琵琶湖岸等の清掃活動の実施に対する支援 ・ヨシ群落の保全に対する支援 ・西の湖ヨシ灯り展の実施に対する支援 ・環境美化推進協議会による不法投棄禁止の啓発	—

法第22条関係

施策 番号	実施者等	施 策 名	補助 主体等	施策目的・内容	令和5年度実績	令和6年度見込み	備 考
16	守山市	赤野井湾再生プロジェクトの活動支援	—	当プロジェクトの活動(水草の繁茂状況の監視・除去、啓発活動、学習会の開催、水質調査等)を支援する。	令和5年6月24日実施	令和6年11月16日実施予定	—
17	甲賀市	緑化推進委員会補助	—	地域の緑づくりの推進や緑化意識の向上を図るため、市緑化推進委員会の活動・運営経費へ補助する。	・緑化樹配布 ・緑の少年団活動支援	・緑化樹配布 ・緑の少年団活動支援	—
18	甲賀市	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。	予定なし	予定なし	—
19	甲賀市	上下流連携の森林づくり事業	—	水源森林保全のため、林業体験等により、上下流住民が交流・連携した森林保全活動へ補助する。	2団体に交付	2団体に交付	—
20	甲賀市	木の駅プロジェクト支援事業	—	間伐等、未利用材を搬出し地域通貨と交換する活動団体(自伐林家)の取り組みを支援し、間伐の促進及びエネルギーの地産地消の取組を進め、多様で健全な森林づくりへの寄与及び地域経済の活性化を図る。	・搬出運搬量 2団体(192.0t・58.0t) ・資機材・土場整備 2団体	・搬出運搬量 2団体(200.0t・50.0t) ・資機材・土場整備 2団体	—
21	高島市	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。	4団体に交付	3団体に交付	—
22	東近江市	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。	5団体	5団体	—
23	米原市	林業事業体への支援	—	森林整備の担い手である森林組合や自伐型林業で施業する者に対し支援する。	森林境界明確化 A=50.29ha	森林境界明確化 A=50ha	—
24	米原市	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—	森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。	2団体に交付 森林整備 A=11.5ha	2団体に交付予定 森林整備 A=12.3ha	—
25	多賀町	緑化推進委員会補助	—	地域の緑づくりの推進や緑化意識の向上のため、実施主体へ補助を行う。	緑の募金活動、町内における木育活動事業	緑の募金活動、町内における木育活動事業	—